

武蔵野市第六期長期計画
令和2（2020）年度～令和11（2029）年度

計画案

計画案に対するご意見は、7月5日（金）までに、以下の提出先
で郵送・電子メール・ファックス・持参のいずれかでご提出ください。

（提出先）

第六期長期計画策定委員会事務局

〒180-8777 武蔵野市緑町2-2-28

武蔵野市総合政策部企画調整課

E-mail SEC-KIKAKU@city.musashino.lg.jp

FAX 0422-51-5638

令和元(2019)年 6月

武蔵野市第六期長期計画策定委員会

目 次

1 武蔵野市の目指すべき姿と基本目標

- (1) 多様性を認め合う 支え合いのまちづくり 1
- (2) 未来ある子どもたちが 希望を持ち健やかに暮らせるまちづくり..... 1
- (3) 地域の絆を育む 市民自治のまちづくり 1
- (4) このまちにつながる誰もが 住み・学び・働き・楽しみ続けられるまちづくり..... 2
- (5) 限りある資源を活かした 持続可能なまちづくり 2

2 武蔵野市における長期計画について

- (1) これまでのあゆみ 3
- (2) 武蔵野市長期計画条例 3
- (3) 長期計画の役割と位置付け 4
- (4) 計画期間と計画見直しのサイクルについて 4
- (5) 進捗管理と評価について 4
- (6) 策定の流れと本計画案について 5

3 これまでの実績と評価

- (1) 第五期長期計画（平成 24（2012）年度～）の実績と評価の概要 7
- (2) 第五期長期計画・調整計画（平成 28（2016）年度～）の実績と評価の概要 7

4 市政を取り巻く状況について

- (1) 市勢の概要 10
- (2) 将来人口推計 10
- (3) 財政計画の概要 12
- (4) 社会経済情勢等の変化 14

5 基本的な考え方

- (1) 計画に基づく市政運営 18
- (2) 情報共有の原則 18
- (3) 市民参加の原則 18
- (4) 協働の原則 18

6 第六期長期計画における基本課題等について

- (1) 基本目標と基本課題の関係 19
- (2) 基本課題について
 - 基本課題 A 少子高齢社会への挑戦 19
 - 基本課題 B まちの活力の向上・魅力の発信 20
 - 基本課題 C 安全・安心を高める環境整備 20

基本課題D 公共施設・都市基盤の再構築	21
基本課題E 参加・協働のさらなる推進	22

7 重点施策

(1) 武蔵野市ならではの地域共生社会の推進	23
(2) 子どもと子育て家庭を切れ目なく支援する体制の確立	23
(3) いつでも安全・安心を実感できるまちづくりの推進	23
(4) 豊かな文化の発展と活力をもたらす産業の振興	23
(5) 三駅周辺の新たな魅力と価値の創造	23
(6) 武蔵野が誇る緑を基軸とした環境都市の構築	24
(7) 時代の変化に応じた市民自治のさらなる発展	24
(8) 未来につなぐ公共施設等の再構築	24

8 施策の体系

(1) 健康・福祉

基本施策 1 まちぐるみの支え合いを実現するための取り組み	25
基本施策 2 生命と健康を守る地域医療充実への取り組みと連携の強化	27
基本施策 3 安心して暮らしつづけられるための相談支援体制の充実	28
基本施策 4 福祉人材の確保と育成に向けた取り組み	30
基本施策 5 新しい福祉サービスの整備	31

(2) 子ども・教育

基本施策 1 子どもたちが希望を持ち 健やかに過ごせるまちづくり	32
基本施策 2 安心して産み育てられる子育て世代への総合的支援	33
基本施策 3 子どもと子育て家庭を地域社会全体で応援する施策の充実	35
基本施策 4 子どもの「生きる力」を育む	36
基本施策 5 教育環境の充実と学校施設の整備	38

(3) 平和・文化・市民生活

基本施策 1 多様性を認め合い尊重し合う平和な社会の構築	39
基本施策 2 災害への備えの拡充	40
基本施策 3 安全で安心なまちづくり	42
基本施策 4 地域社会と市民活動の活性化	43
基本施策 5 豊かで多様な文化の醸成	44
基本施策 6 多様な学びや運動・スポーツ活動の推進	45
基本施策 7 まちの魅力を高め豊かな暮らしを支える産業の振興	47

(4) 緑・環境

基本施策 1 市民の自発的・主体的な行動を促す支援	48
基本施策 2 地球温暖化対策の推進	49
基本施策 3 「緑」を基軸としたまちづくりの推進	50
基本施策 4 持続可能なごみ処理体制の確立	51
基本施策 5 生活を取り巻く様々な環境の変化に伴う新たな問題への対応	52

(5) 都市基盤	
基本施策 1	個性あふれる魅力的な地域のまちづくり 53
基本施策 2	将来にわたり持続性ある都市基盤づくり 55
基本施策 3	誰もが利用しやすい交通環境の整備 57
基本施策 4	安全で快適な道路ネットワークの構築 58
基本施策 5	安心して心地よく住み続けられる住環境づくり 59
基本施策 6	活力とにぎわいのある駅周辺のまちづくり 59
(6) 行・財政	
基本施策 1	市民参加と連携・協働の推進 61
基本施策 2	効果的な広報・広聴の仕組みづくりとシティプロモーション 62
基本施策 3	公共施設等の再構築と市有地の有効活用 63
基本施策 4	社会の変化に対応していく行財政運営 64
基本施策 5	多様な人材の確保・育成と組織の活性化 66
9 財政計画	
(1)	日本経済の情勢と国の財政 68
(2)	武蔵野市の財政の状況と課題 68
(3)	これまでの実績及び財政計画の策定の方法と今後の財政運営について 71
(4)	財政計画（令和 2（2020）～令和 6（2024）年度） 73
【参考】	長期財政シミュレーションについて 76
付表	
付表 1	長期計画の「基本目標」と施策の体系における「基本施策」・「施策」との関係 80
付表 2	長期計画の「基本課題」と施策の体系における「基本施策」・「施策」との関係 82
付表 3	長期計画の「重点施策」と施策の体系における「基本施策」・「施策」との関係 84
付表 4	築後 60 年目（更新時期）を迎える公共施設（建物）の一覧と床面積 86
参考資料	
参考資料 1	武蔵野市長期計画条例 88
参考資料 2	各分野における個別計画 89
参考資料 3	第六期長期計画市民会議 90
参考資料 4	第六期長期計画無作為抽出市民ワークショップ 91
参考資料 5	中高生世代広場 92
参考資料 6	市民意識調査 94
参考資料 7	武蔵野市地域生活環境指標 96
用語説明	97

※年と年度の表記については、原則として元号と西暦を併記しています。

※巻末に用語説明を掲載している用語には、*の記号を付けています。

1 武蔵野市の目指すべき姿と基本目標

「誰もが安心して暮らし続けられる 魅力と活力があふれるまち」

～ 未来に挑戦！ 武蔵野市 ～

武蔵野市は、市制施行後70年を超えるこれまでのまちづくりの中で、市民が守り育ててきた豊かな緑が身近に感じられる良好な住環境と、文化の魅力薫る回遊性・利便性の高い商業地とが共存しながら発展してきた。

全国的には人口減少の波が押し寄せているが、昭和から平成にかけて、13万人台を維持していた本市の人口は平成25年には14万人を超え、令和という新しい元号を迎えた今、さらに人口が増加している状況であり、未だ体験したことのない新しい局面に突入している。

市政も、グローバル化や自然災害の深刻化、少子高齢社会の到来などへの対応を迫られる中、平和で安全なまちであり続け、また世代を超えて愛着と誇りを感じることができるまちであり続けられるよう、「誰もが安心して暮らし続けられる 魅力と活力があふれるまち」を10年後の目指すべき姿とし、これまでのまちづくりの成果を継承し、発展させつつ、市民とともに武蔵野市の新しい時代を築いていく。

目指すべき姿の実現に向けて、以下のとおり、まちづくりの基本目標を掲げる。

(1)多様性を認め合う 支え合いのまちづくり

市民一人ひとりの生き方や価値観の多様化が進んでいる。また、様々な異なる背景を持つ市民の多様化も進んでいる。すべての市民があらゆる場面でお互いを認め合い、理解し合うことにより、寛容性が生まれ、人と人とのつながりが生まれる。このつながりが信頼感を醸成し、地域での見守りや支え合いの基礎となる。誰もが安心して住み続けられるよう、一人ひとりの多様性を認め合う、誰をも排除しない支え合いのまちづくりを推進する。

(2)未来ある子どもたちが 希望を持ち健やかに暮らせるまちづくり

子どもは、まちにとって未来である。子どもがこの武蔵野市でそれぞれの個性を拓き、のびのびと育つことによって、まちが未来へと続く。子どもはまちの希望であり、活力の源であるとの認識を市民全体で共有する。そのうえで、地域全体で子ども・子育てを見守り、支援していくことで、子どもを安心して産み育てられ、未来ある子どもたちが希望を持ち健やかに暮らせるまちづくりを推進する。

(3)地域の絆を育む 市民自治のまちづくり

武蔵野市は市民自治のまちとして発展してきた。その核となっていたのは地域のコミュニティによる支え合いである。人々の価値観が多様化している中で、コミュニティのあり方も変化し

ている。この変化に対応し、地域の中で多様な主体同士の連携や協働により新たなチャレンジを重ねることで市民自治が進展していく。そして、この市民自治を通じた人と人との結びつきが、周りの市民の意識にも影響を与え、さらに地域の絆が育まれるという好循環のまちづくりを推進する。

(4)このまちにつながる誰もが 住み・学び・働き・楽しみ続けられるまちづくり

武蔵野市が将来にわたって「住みたい、学びたい、働きたい、訪れたいまち」であり、さらに「住んで、学んで、働いて、訪れてよかった、楽しかったまち」となることを目指す。そのために、市民がそれぞれの価値観に合った生き方を実現できるための総合的な施策を充実させるとともに、武蔵野市の持つ多様な魅力や価値を内外に発信し共有していくことにより、まちの活力を向上させる。

(5)限りある資源を活かした 持続可能なまちづくり

魅力と活力あふれる持続可能なまちを、責任を持って継承していくことが、今を生きる我々の責務である。未来に向けての積極的な投資を行えるよう、健全な財政を堅持するための最大限の工夫と努力をしながら、環境、福祉、経済、教育、文化等、多様な側面から、限りある資源を活かした、持続可能なまちづくりを推進する。

2 武蔵野市における長期計画について

(1)これまでのあゆみ

武蔵野市は、昭和46(1971)年の最初の「基本構想・長期計画」から、市民参加・議員参加・職員参加による「武蔵野市方式」と呼ばれる計画策定に取り組み、これまで約半世紀にわたり、「市民自治」を原則として、長期計画に基づく計画的な市政運営を推進してきた。市民自治とは、市民が主体となって自らの住むまちを築き運営していくという考え方である。

この間、公共施設や下水道等の市民生活の基盤が計画的に整備されるとともに、福祉や教育・環境など各分野で市民と行政の協働による施策が展開され、市民生活全般の水準は着実に高まった。

市民自治の考え方は、本市の市政運営の最も重要な原理として今なお引き継がれている。4年ごとに改定される長期計画に限らず、様々な市政課題の解決のために策定される専門的・具体的な個別計画においても、パブリックコメント(意見聴取)や意見交換会の実施など、幅広く市民の参加や意見を求めることが、「武蔵野市方式」という市政運営の一般的なスタイルとなっている。

第六期の長期計画策定にあたって、これまでに培ってきた「武蔵野市方式」による策定方法を継承しつつ、市民ファシリテーターの導入や中高生世代広場などの新たな手法を試みながら、多様で広範な市民参加によって策定をする。

「武蔵野市方式」について

武蔵野市方式とは、市民参加、議員参加、職員参加による策定をはじめとする、下記のような、長期計画を中心とした計画的市政運営に関するシステムのことをいう。

- 地域生活環境指標の作成や人口推計等の調査等の実施による、計画策定に必要な基礎データの整備と公開
- 市政アンケートや市民意識調査の実施による市民ニーズの把握
- 在住市民委員による策定委員会を設置し、計画案を策定
- 策定過程における市民参加、議員参加、職員参加の実施
- 策定過程における市民参加のため、討議要綱及び計画案を市報特集号で全戸に配布
- 市長及び市議会議員の任期に合わせた4年ごとの見直しによる実効性の担保
- 長期計画と予算・決算の連動
- 長期計画に掲げた施策・事業を各市民委員会や市民参加により実施
- 長期計画に基づき毎年主要事業を指定し進行管理を実施

(2)武蔵野市長期計画条例

かつては、地方自治法により、地方自治体が基本構想を議会の議決を経て策定することが法的に義務付けられていたが、地方分権改革の一環として、平成23(2011)年の地方自治法改正によりこれが廃止され、それぞれの自治体が自らの責任において計画的な行政運営に取り組むこととなった。

本市においては、長きにわたる武蔵野市方式による計画策定の歴史を踏まえ、市政運営には長期計画の策定が不可欠であるという認識のもと、「武蔵野市方式」による策定を制度化した

「武蔵野市長期計画条例」を平成23(2011)年12月に制定した。

この条例において、長期計画を策定するときは、長期計画のうち市政の基本理念及び施策の大綱について、市議会の議決を経ることを市長に義務付けている。

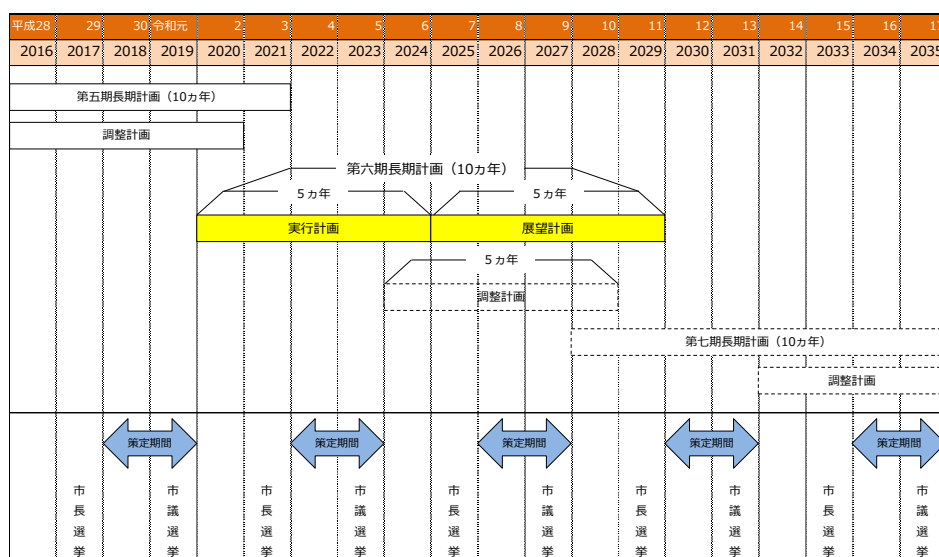
(3)長期計画の役割と位置付け

長期計画は、武蔵野市長期計画条例に基づき、市の目指すべき将来像を明らかにするとともに、総合的かつ計画的な市政運営を推進するために定める市の最も重要な計画である。

現在、市には健康福祉総合計画、子どもプラン、都市計画マスタープラン*をはじめとする60以上の個別計画があるが、長期計画はすべての個別計画の最上位に位置し、分野を超えた総合的な視点により策定される。また、長期計画は、計画期間における財政の見通しを踏まえて、市政運営の基本理念や計画期間中に実施すべき政策を定めたものであり、市の政策は、速やかな対応が特に必要と思われるものを除き、原則として長期計画に基づき実施される。

(4)計画期間と計画見直しのサイクルについて

第六期長期計画は、令和2(2020)年度を初年度とする10年間を計画期間とし、前期5年を実行計画、後期5年を展望計画として策定する。なお、円滑な市政運営の継続のため、計画期間の最後の一年は次の計画と重複させて策定することとしており、実質的には市長の任期に合わせた4年ごとの見直しを行っている。また、市長選挙が行われたときや市政をめぐる情勢に大きな変化があったときは、調整計画を策定し、時代背景に応じた形で長期計画の実行計画部分を見直していく。



(5)進捗管理と評価について

①進捗管理

本市では、予算の編成にあたり各部課から行われる予算要求は、長期計画に基づくことを基本的条件としている。また、市議会における予算審議において、市長が予算案とともに示す「施政方針並びに基本的施策」や「主要な施策」は、長期計画に基づき構成するとともに、「予算参考資料」等の資料はこれらに沿って作成している。毎年度の決算時においても、決算附属資料の「主要な施策の概要と成果の一覧」は、長期計画の施策の体系に沿って整理するなど、決算を通して長期

計画の進捗状況を概観できるようになっている。このように、長期計画の規範性が予算編成や決算において浸透している。また、武蔵野市主要事業等進行管理規程に基づき、長期計画に示された事業等の中から市長が指定した事業については、執行計画書及び執行状況報告書を市長に提出することが定められており、市長による進行管理が毎月行われている。今後も、これらの制度に基づき進行管理を行う。

②評価

長期計画に掲げる政策は、個別計画のように個別具体的に事業の実施等を定めたものではなく、事業を束ねた概念として、施策のあり方や施策の方向性等を示すものである。このことから、事業ごとの短期的な評価では、施策本来の有効性・効率性等を正しく示せない面がある。

これまで評価は、次期の長期計画または調整計画の策定に向けた作業の過程で、長期計画に掲げた施策等の進捗状況及び実績を把握するとともに、体系的に評価する必要があることから、長期計画の策定委員会によって実施されてきた。今後もこの方式により政策評価を行う。

(6)策定の流れと本計画案について

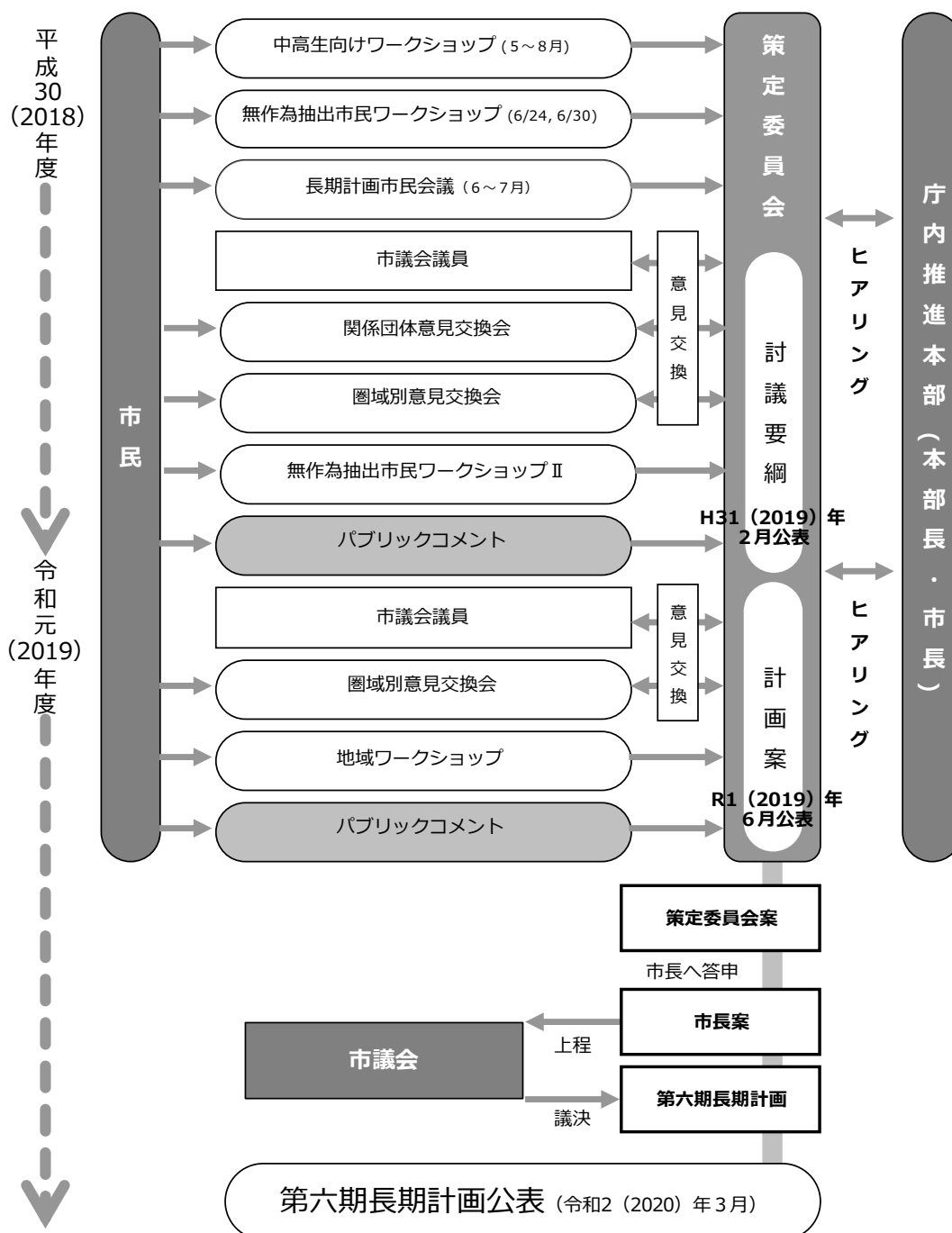
武蔵野市第六期長期計画は、平成30(2018)年度から2カ年度にわたって策定を行っている。策定にあたっては、平成30(2018)年5月～8月にかけて、各種のワークショップ等を実施して、長期計画で議論すべき課題の抽出等を行った。

平成30(2018)年7月には市民及び副市長で構成される武蔵野市第六期長期計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)が設置され、各種計画や報告書等を参考に、議論が必要と思われる課題・論点について検討し、これを「討議要綱」としてまとめて平成31(2019)年2月に公表した。

この討議要綱に対して、市民や関係団体、市議会議員などから広く意見を聴取し、それらを踏まえたうえで、武蔵野市第六期長期計画の原案となる「計画案」を作成した。討議要綱と同様に、本計画案についても様々な手法により市民や関係者との意見交換を行い、広く意見を求める。また、本計画案に係る市民の意見は、策定委員会事務局である市総合政策部企画調整課宛に、郵送・電子メール等、表紙に記載の方法で、令和元(2019)年7月5日(金)までにお届けいただきたい。

計画案に対して得られた意見を踏まえたうえで、本年9月頃には、第六期長期計画策定委員会案を市長に答申する予定である。市長は答申された策定委員会案を踏まえ、市長案を市議会に上程するが、その際、市民参加で作成した策定委員会案を最大限尊重することを表明している。市議会での審議と議決を経て、令和2(2020)年3月に第六期長期計画が公表される予定である。

策定スケジュール（予定）



3 これまでの実績と評価

(1)第五期長期計画(平成24(2012)年度～)の実績と評価の概要

第五期長期計画は、「まちづくりの目標」として「自治と連携によるまちづくり」、「支え合いをつむぐまちづくり」、「平和で美しいまちづくり」、「環境と共生するまちづくり」の4点を掲げ、平成24(2012)年度からスタートした。

「自治と連携によるまちづくり」に向けては、自治基本条例* (仮称)の具体的な検討が進んだほか、地域フォーラム*など市民団体間の連携を促進する取り組みが広まった。

「支え合いをつむぐまちづくり」として、いきいきサロン*事業やシニア支え合いポイント制度*、子育てひろば事業*等をはじめとして、福祉や子育て、防災など各分野において、市民を主体とした共助を育む取り組みが一層充実した。

「平和で美しいまちづくり」に関しては、武蔵野プレイスの充実や武蔵野ふるさと歴史館*の開館、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会関連事業、武蔵野アールブリュットの開催等、文化・スポーツ・交流・平和事業等の取り組みが活発化し、市民文化の発展と平和を育む社会づくりに貢献してきたと言える。また景観を重視した街並み形成や、三駅周辺の整備、電線類地中化等により、美しく災害に強いまちづくりも着実に前進した。

「環境と共生するまちづくり」では、市民参加での新クリーンセンター整備や、緑・下水・エネルギー・資源等の武蔵野市環境基本計画で掲げる「スマートシティ*」を目指す総合的な取り組みが成果として挙げられる。検討中のエコプラザ(仮称)*により、より多くの市民に環境への理解が広まることが期待される。

全体として、第五期長期計画で掲げた目標及び各施策は、待機児童対策など積み残しの課題はあるものの、概ね達成されている。

しかし、全国的な人口減少基調が今後も続くことは明白になっており、雇用・産業など様々な面で社会構造の変化による課題認識が広まっている。本市の人口は当面は増加傾向であると推計しているものの、こうした社会環境の変化の中で今後も魅力と活力のある自治体であり続けるためには、限られた経営資源を最大限有効に活用していく一層の創意工夫が求められる。

(2)第五期長期計画・調整計画(平成28(2016)年度～)の実績と評価の概要

①健康・福祉

「地域リハビリテーション」の理念に基づく「まちぐるみの支え合いの仕組みづくり」として、様々な施策を実施してきた。誰もが住み慣れた地域で生活を継続できるまちづくりの実現に向けた取り組みは、着実に前進している。

平成28(2016)年度からいきいきサロン*事業やシニア支え合いポイント制度*を開始し、介護予防や健康寿命の延伸に寄与する活躍の場の創設と人材の裾野を広げたことは大きな成果と言える。

平成27(2015)年度からケアリンピック武蔵野*を毎年開催し、また、平成30(2018)年度には地域包括ケア人材育成センター*を開設しており、専門職と地域の担い手も含めた福祉人材の確保と育成に向けた取り組みを推進している。今後は、より一層の福祉人材の不足が予測されており、さらなる人材確保と育成が求められる。

このほか、市内初の障害者支援(入所)施設である「わくらす武蔵野」やグループホームの整備等

による障害者の地域生活支援の強化、医療と介護の連携の推進、生活困窮者自立支援事業、予防を重視した健康施策の推進、福祉サービスの基盤整備等についても着実になされている。

②子ども・教育

待機児童対策について、保育施設の整備を進め定員枠を増加させたことにより、待機児童数は大幅に減少したものの、依然として解消には至っていない。引き続き、待機児童の早期解消と解消状態の維持に向けた取り組みを進めるとともに、保育施設や保育関連施設の急増を踏まえ、保育の質をさらに向上させていくことが求められる。

地域子ども館あそべえ*と学童クラブ*については、(公財)武蔵野市子ども協会*へ運営が委託され、正規職員の配置により子どもの健やかな育ちを支える育成の質の向上が図られた。

学力の伸長を支える体制を整備するため、学校における本市独自の人材確保策として、学習指導補助員、ICT*サポーター、市講師の配置等を行った。また、全学校に配置した地域コーディネーター*は、学校の活動を支援する地域人材の発掘等に一定の成果を挙げている。しかし、教員の多忙化問題は解消できていないため、さらなる取り組みが必要である。

また、特別支援教育・教育相談において、全小学校に特別支援教室及び本市独自の個別支援教室を設置し、特別支援教室専門員を配置するとともに、教育相談員やスクールソーシャルワーカー*を増員し、相談支援体制を強化したが、まだ途上であり、今後は保健・医療・福祉の関係機関と教育相談の連携のあり方も検討する必要がある。

学校教育における食育の基盤となる給食調理施設について、新学校給食桜堤調理場(仮称)基本計画を策定し、施設の更新に着手した。

③文化・市民生活

地域フォーラム*やコミュニティ未来塾むさしの*の実施により、市民自身が地域の課題を的確に捉え、協議の場を運営していくことが推進された。「これからのコミュニティ*」の実現に向け、今後、市民間の議論が必要である。

平成30(2018)年度には、文化振興に関する指針となる文化振興基本方針を策定した。

また、産業振興条例の制定、関係機関との創業支援体制の構築、市内4カ所の創業支援施設の開設支援等、市内の産業振興の一助となる施策を展開してきた。今後は、地域経済を活性化するため、魅力の向上等の積極的な取り組みが求められる。

災害対策の推進については、地域への継続的な支援により市内全域での避難所運営組織*の設立等が見られ、自助・共助に関する取り組みが推進された。また、災害時医療体制の再編成、要支援者の安否確認や避難支援体制の構築等、公助の体制が強化された。今後も引き続き、地域への啓発支援、関係機関等との連携強化、市の体制整備が期待される。

④緑・環境

市民参加での検討に基づき、新クリーンセンターの整備を進め、稼働を開始したことは、本市の環境施策の中で特に評価できる。新クリーンセンターでは発電した電力を市役所等の周辺の公共施設へ供給でき、防災施設としての機能も備えたエネルギー地産地消*の全国的なモデルケースとなっている。

一方で、市の主な魅力の一つである緑は、公園緑地の整備・拡充や開発等に合わせて創出さ

れているが、民有地の緑は減少傾向にあり、財政状況を踏まえながら、緑を守り増やしていく取り組みが引き続き重要となる。

また、環境啓発の拠点として令和2(2020)年度に開設予定のエコプラザ(仮称)*の検討が進められてきた。今後は、運営方法や具体的なプログラムの内容について、これからの環境啓発のあり方を踏まえ検討する必要がある。

⑤都市基盤

将来の財政状況を踏まえ、公共施設等を計画的に維持・更新していくために、公共施設等総合管理計画*や道路・下水道等の個別計画を策定したことや、まちづくりに関する計画として、景観ガイドライン*や三鷹駅北口街づくりビジョン*を策定したことは評価できる。

これまでに、まちづくり条例*において地区まちづくりに関する諸制度を創設してきたが、十分に活用されていない状況である。今後は市民による自発的・自立的なまちづくり活動の支援に向け、制度のさらなる活用を促す取り組みが必要である。

吉祥寺駅周辺では南北自由通路の開通、三鷹駅周辺では補助幹線道路*の整備推進、武蔵境駅周辺では鉄道高架化や北口駅前広場の整備が完了し、三駅周辺の基盤整備は着実に進められた。

また、合流式下水道*改善施設や雨水貯留・浸透施設*、道路の新設・拡幅整備や電線類地中化等の様々な事業を進め、都市防災機能の向上や環境負荷の低減等が図られた。

⑥行・財政

市民自治のさらなる推進に向けて、自治基本条例*(仮称)の骨子の具体的な検討を市民・市議会とともに進め、条例制定の見通しを定めたことは成果として認められる。

また、大規模事業の投資的経費や社会保障費等が増加しているにも関わらず、人口増に伴う納税者数の伸びを背景に、市税徴収率向上の取り組み、事務事業の見直し等によって健全な財政を維持し続けていることも評価できる。

一方、財源や人的資源に限りがある中、重要度の高いニーズに積極的に対応し、より高い効果を発揮していくため、既存事業の見直しをさらに効果的に進められる仕組みの構築が求められる。

4 市政を取り巻く状況について

(1)市勢の概要

本市は、東京都内の多摩地域において特別区との接点に位置し、市域は東西6.4km、南北3.1km、面積10.98平方kmと基礎自治体の中では狭小である。地形はおおむね平坦で、全域が既成市街地*化している。

人口は、昭和40年代から約50年間にわたり13万人台を推移してきたが、直近の約10年間では転入と出生数の増により大幅な増加基調が見られ、現在は約14万7千人(令和元(2019)年6月1日現在)に至っており、今後も当面は人口増が続くと見込まれている。

市内には、JR中央線の三駅(吉祥寺、三鷹、武蔵境)を有するとともに、吉祥寺駅には京王井の頭線が、武蔵境駅には西武多摩川線が乗り入れている。南北方向の移動は路線バス交通が担い、コミュニティバス「ムーバス*」が公共交通の空白地域を補完している。

このように交通の利便性が高く、緑豊かで閑静な住宅地が広がるという特色を持ち、また都内有数の商業地や企業・大学などの存在により、昼間人口が夜間人口より多いという性格を有している。三駅を核として特色のあるまちが形成され、緑豊かな魅力のある都市として発展してきたことから、様々な調査においても住みたいまちとしての高い評価を得ている。

一方、戦後比較的早期に整備してきた公共施設や都市基盤施設がリニューアルを必要とする時期を迎えており、より一層の計画的な市政運営に取り組んでいく必要がある。

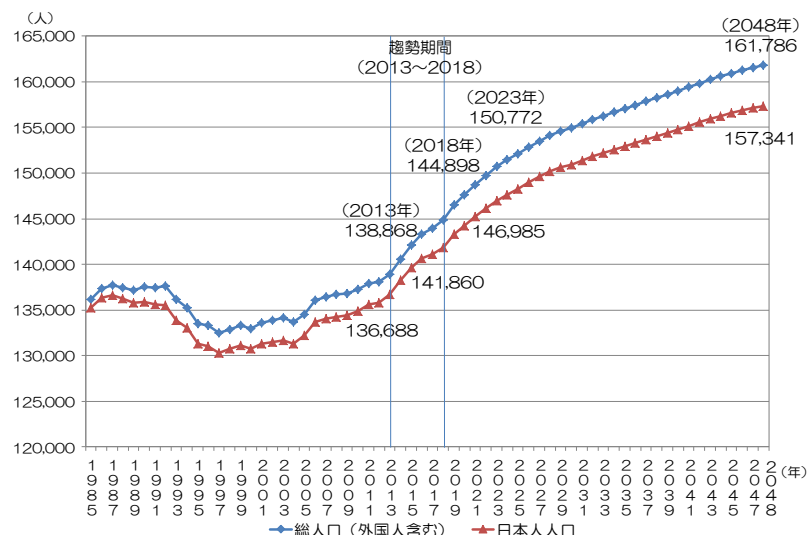
(2)将来人口推計

本市の総人口は直近5年間で約6千人増加しており、現在約14万7千人となっている。平成30(2018)年に本市で実施した人口推計では、5年後の令和5(2023)年には15万人を突破し、令和30(2048)年には約16万2千人になると推計している。

そのうち、日本人人口は、現在の約14万3千人から、令和30(2048)年には約15万7千人になると推計している。

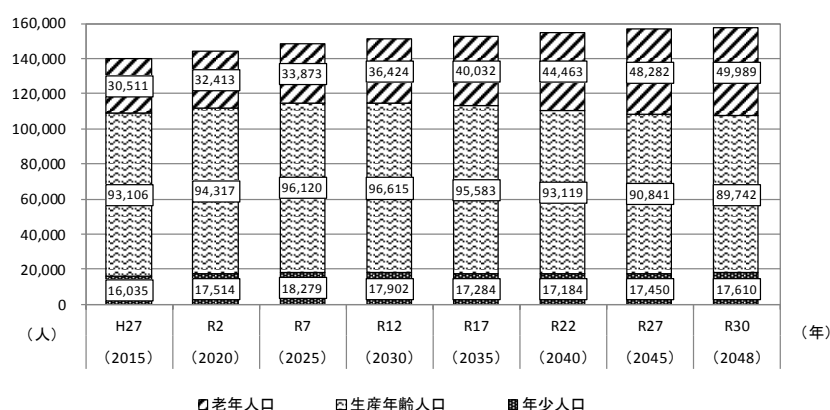
外国人人口は、現在の約3千人から、令和30(2048)年には約4千5百人になると推計しているが、今後の出入国管理制度や社会経済環境による影響が大きいため、流動的な数値として捉える必要がある。

■将来人口(総人口及び日本人人口)

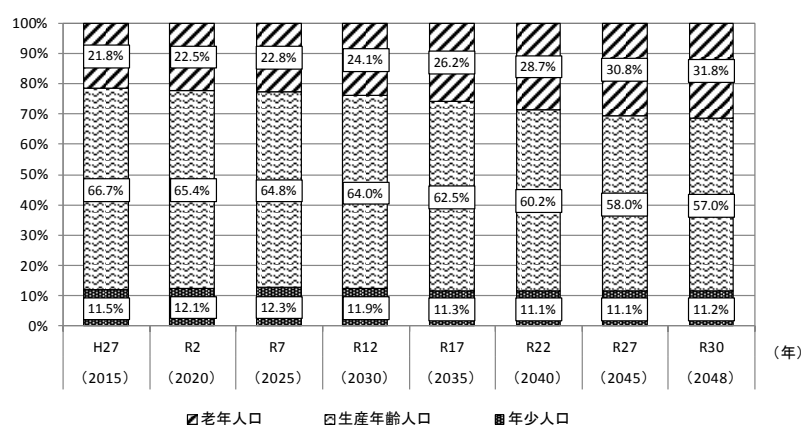


日本人人口の内訳を年齢3区分で見ると、65歳以上の老年人口は増加傾向が続き、平成27(2015)年に21.8%の老年人口比率(高齢化率)は、令和30(2048)年には31.8%に達し、特に後期高齢者の割合が増加することが見込まれる。一方、15歳未満の年少人口は、平成27(2015)年の11.5%から、増減を経て、令和30(2048)年には11.2%になると見込まれる。また15～64歳の生産年齢人口は、増減を経ながらも期間全体を通じては減少傾向にあり、平成27(2015)年の66.7%から、令和30(2048)年には57.0%まで低下すると見込まれる。

■将来年齢3区分人口（日本人人口）



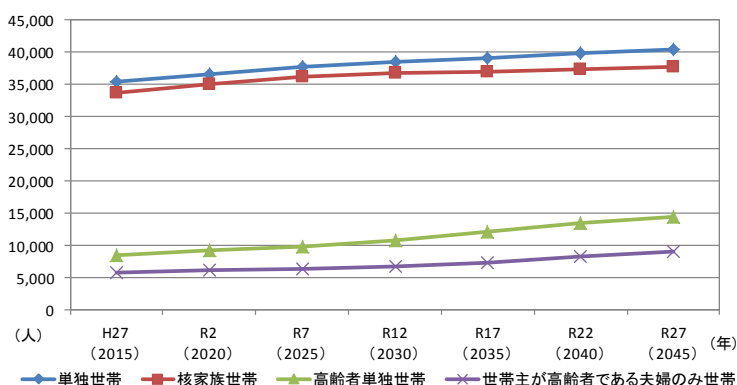
■将来年齢3区分人口比率（日本人人口）



参考) 令和30(2048)年の全国値: 老年人口37.4%、生産年齢人口52.0%、年少人口10.6%(国立社会保障人口問題研究所における平成29(2017)年推計)

世帯については、単独世帯は今後も数は増加するものの比率は横ばいで推移する。核家族世帯は、数は増加するものの比率は低下傾向となる。一方、高齢者単独世帯及び世帯主が高齢者である夫婦のみ世帯である夫婦のみ世帯の数は、継続して増加し続けると見込まれる。

■家族類型別世帯数の将来見通し



今回の人口推計では、全国的には人口減少が始まっており、東京都も令和7(2025)年には人口のピークを迎えるとの推計が出ている中で、本市においては今後30年間は人口が減らないと予測している。本市においては若年層の世代が多く転入し、その後も市内に留まっている状況がみられ、このことが人口増につながっていると考えられる。

この傾向が今後も維持されることで、老年人口が増加する中でも、生産年齢人口の割合が全国と比較して高い状況を維持できるということが今回の人口推計から示唆される。

(3)財政計画の概要（詳細は「9 財政計画」を参照）

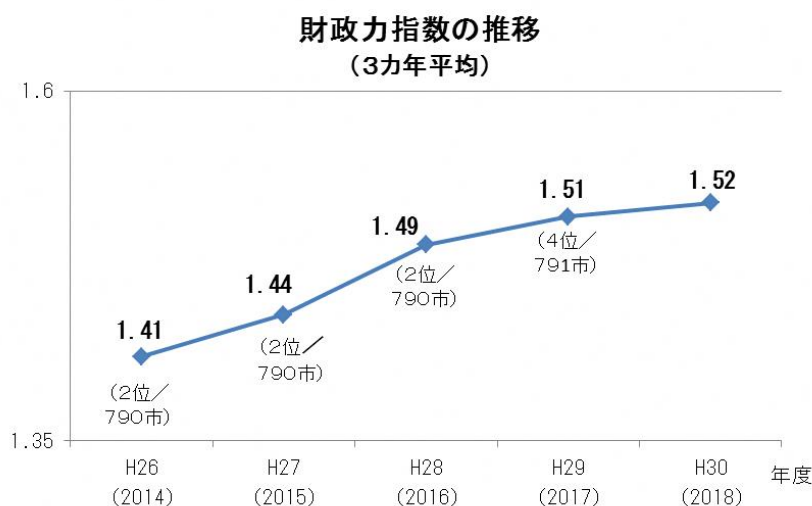
①財政の現状と課題

本市は、市民の高い担税力*に支えられ、幅広い市民参加・協働の取り組みによって様々な施策を実施するとともに、都市基盤施設や公共施設等のハード面も、質・量ともに高い水準で整備を行ってきた。財政力指数*は平成30(2018)年度において、1.52(3カ年平均)となっており、全国の市の中においても、トップクラスの財政力を有している。

過去5年間の当初予算は、629億円から680億円の間で推移している。市税は歳入全体の約6割を占めている状況である。

歳出については、義務的経費である人件費*、扶助費*、公債費*は令和元(2019)年度予算では、約283億円となっており、歳出全体の4割強を占めている。特に扶助費*の伸びが著しく、平成27(2015)年度から令和元(2019)年度までで28.2%増となっている。また、義務的経費以外では、委託費等の物件費が他市と比べても高い割合を占めており、これらの状況から、今後も堅実な財政運営を続けることが必要である。

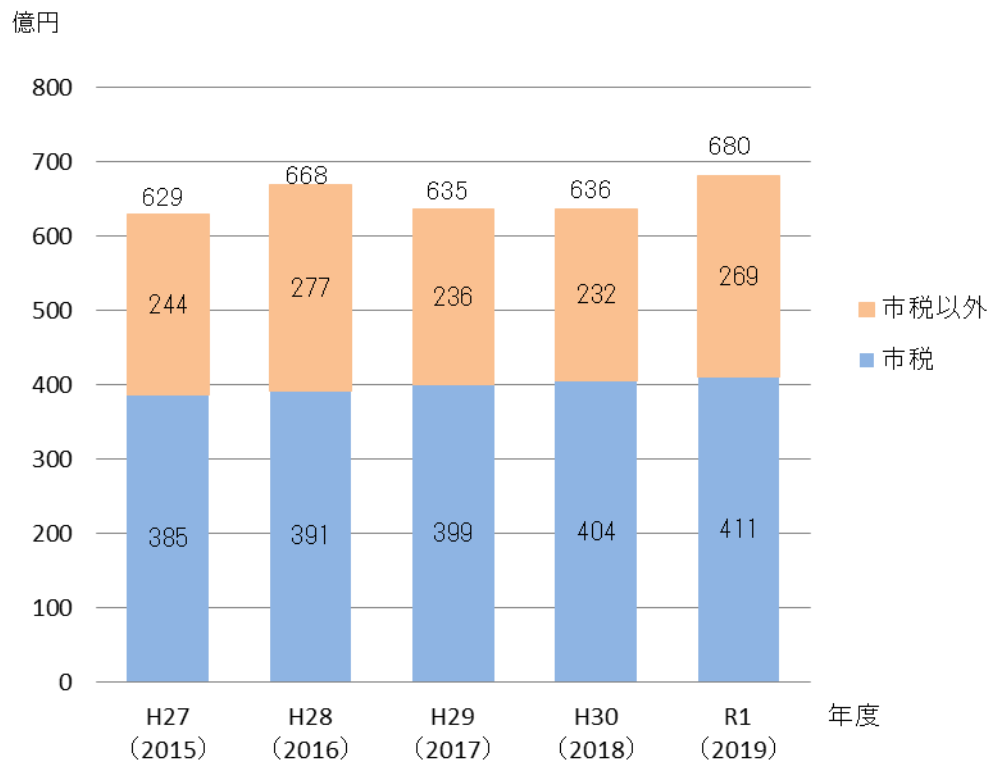
市の基金残高(一般会計)は平成29(2017)年度末において415億円、このうち資産の更新・新設に備えるための基金は341億円となっている。一方、借入金(一般会計)は159億円となっている。



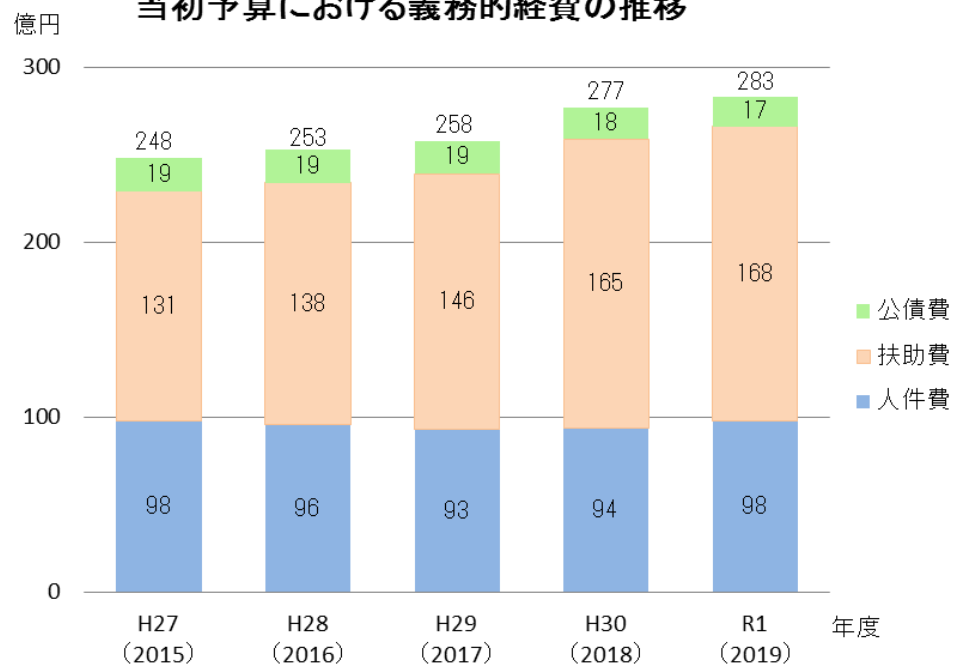
* ()内は、全国の市における当市の順位。分母はの市の数(各年度4月1日現在。政令市を含む。)

平成30(2018)年度は全国の指数がまだ示されていないため順位の記載なし

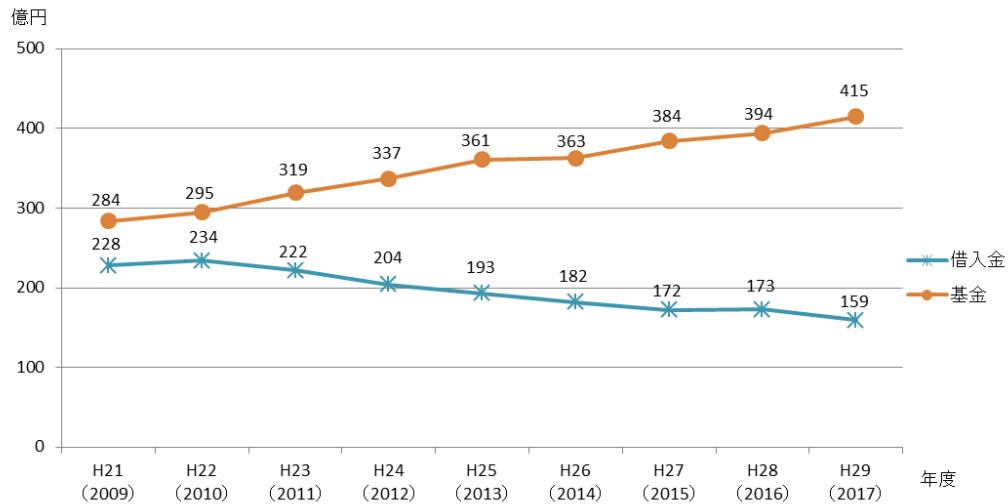
当初予算における市税の推移



当初予算における義務的経費の推移



基金と借入金の年度末残高の推移(一般会計)



②財政見通し

歳入については、その6割を占める市税は、前回の計画策定時より人口が増加しているため個人市民税が増となり、固定資産税も地価の動向や、家屋の建築動向を受け、安定的に推移することが見込まれる。一方、法人市民税は、税制改正により減額が見込まれる。また、ふるさと納税制度も税収減の要因の一つである。平成30(2018)年度はふるさと納税制度による減収が年間約5億円と看過できないものとなっており、その対策が求められている。今後も制度の利用の拡大による減収が見込まれるが、むこう5年間は納税義務者数の増などにより、市税全体では微増で推移することを見込んでいる。

歳出では、子育て支援、障害者や高齢者への福祉施策に要する経費は、引き続き増加が見込まれるほか、本計画期間である令和3(2021)年度以降は、学校施設をはじめ老朽化した公共施設が順次更新の時期を迎えるため、建替えに多額な費用が必要となることが想定される。

(4)社会経済情勢等の変化

変化の激しい現代社会において、市政の方向性を見定めるためには、市政を取り巻く国際的・国内的な社会経済情勢等を踏まえ、本市における地域課題や市民ニーズに的確に対応していく必要がある。

近年の世界的な気候変動がもたらす深刻な影響や、我が国においてすでに進行している人口減少、また技術革新が進むことによる社会の仕組みの変革等、この計画期間は、これまで経験してこなかった新たな事象が起り得る時代であると言える。その過程において発生する課題を、市民自治や市民協働の充実を通して乗り越えていくことが求められる。

こうした背景を踏まえ、本計画の策定にあたり考慮すべき主な動向を以下に挙げる。

◆地球環境問題の深刻化

○自然災害被害の甚大化(水害・猛暑・地震)

地球温暖化の進行に伴い、台風や豪雨の勢力が強大化する傾向にあり、これらによる風水害・土砂災害発生リスクが高まっている。都市部では人口や建築物が集中し、ライフラインや交

通機関等が高密度に整備されている。このため、大規模震災等が発生した場合には、家屋や高層建築物の倒壊、大規模な火災の発生が予想される。また集中豪雨が発生した場合には、道路の冠水や浸水等が発生し、短時間で大規模な被害が生じることが予想され、ライフライン、交通機関の寸断が経済・社会活動に与える被害も甚大なものとなる危険性がある。

○環境の変化による資源確保への影響

地球温暖化が進むことで、気温上昇や干ばつによる農業生産量の減少や、海洋生態系の損失による水産資源不足など、食糧を確保するうえで多くの影響を受けることが予測される。また、発展途上国の経済成長と人口増加により、今後エネルギー消費量は大幅な増加が見込まれ、燃料資源や鉱物資源の資源獲得競争も激化すると懸念されている。限りある資源を効率的に利用していくことで、持続可能な社会を構築することが求められる。

◆少子高齢社会の到来

○人生100年時代*

長寿命化により100歳までの人生は珍しくなくなっている。この長い人生を充実させるためには、年齢区分を前提とした発想ではなく、教育・学習機会の充実、性別役割分業を超えた多様な働き方の実現、経験や社会関係などの無形資産の重要性が指摘されている。そこで、幼児から青年、そして高齢に至るまでの生涯にわたって活躍できる場を持ち、活躍するための能力や資産、健康を維持、向上させることが大切となる。政府は平成30(2018)年6月に「人づくり革命 基本構想」を取りまとめ、幼児教育・高等教育の無償化、大学改革、リカレント教育(学び直し)、高齢者雇用の促進の政策を実施することを明記している。

○労働力不足

日本の労働力人口(15歳以上で働く意思と能力がある人の合計で、失業者も含む)は、女性の労働力率の上昇等により平成24(2012)年以降増加が続いている。しかし、総人口は平成23(2011)年から減少局面に入っており、業種によってはすでに人手不足感が高まっている。また、日本は国際比較において労働生産性が低いことも明らかになっている。今後も生産年齢人口の減少が続く中、女性や高齢者・外国人・障害者など誰もが働きやすい環境を整備し、必要な労働力を確保するとともに、人材の能力開発や非効率な働き方の改革、適切な労務管理等により、労働生産性を高めていくことが求められている。

○働き方改革

官民をあげて、多様な働き方を選択できる社会の実現に向けて取り組みが行われている。政府は平成29(2017)年に「働き方改革実行計画」を策定した。平成30(2018)年「働き方改革関連法」が成立し(平成31(2019)年4月から順次施行)、長時間労働の是正や、非正規雇用の処遇改善等の一連の制度改正が進められている。

◆高度情報技術の進展

○AI*を活用した革新的サービスや製品の進化

技術革新により、大量のデータを用いることでAI*(人工知能)自身が知識を獲得し、学習す

ることができるようになる。そのことによって、これまで不可能と思われていた非定型的な知的業務や複雑な手仕事業務も、AI*により代替可能になりつつある。文章の自動翻訳、自動車の自動運転、金融機関での融資判断など、様々な分野で活用が広がっており、社会生活において急激な変革が次々と始まることが予見される。

○RPA*（業務自動化）技術の発展

RPA*とは、ロボティック・プロセス・オートメーション(Robotic Process Automation)の略で、これまで人が行っていたデータ入力など、コンピュータでの定型的な事務処理業務を自動化するソフトウェアやシステムである。企業や自治体など、様々な分野で、情報の整理や資料作成業務の効率化・自動化に対応できる技術として実用化が始まっており、働き方改革における対策として期待されている技術である。

○キャッシュレス化の進展

キャッシュレスとは、クレジットカード、ICカードなどの電子マネー、スマートフォンでのQRコード決済など、現金を使わずに支払いをすることである。キャッシュレス化の進展により、訪日外国人の利便性向上、現金管理のコスト削減と業務効率化、税収向上などの効果が見込まれる。日本におけるキャッシュレス決済の比率は年々上昇しているが、平成27(2015)年で18%と他国に比べて低く、政府は令和7(2025)年に40%まで高める目標を掲げている。

◆国際社会の動向

○グローバル化の進展と世界経済の影響

国境を越えてヒト・モノ・カネ・情報の交流が活発になり、経済成長や技術革新、文化の発展等をもたらすと同時に、外国人旅行者や働き手としての外国人が増加するなど、多様な社会へと急激に展開している。一方、国際的規模の競争の激化による格差の拡大、企業や産業の再編による雇用の不安定化、地域経済の弱体化などの不安が高まっており、国内においてもあらゆる面でグローバル化への対応が求められている。

○国連による持続可能開発目標（SDGs*）の採択

持続可能な開発目標(SDGs*)は、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された平成28(2016)年から令和12(2030)年までの国際目標である。持続可能な世界を実現するため、貧困や教育、エネルギーなど17のゴール・169のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」ことを目指している。SDGs*は発展途上国だけでなく先進国も対象となり、また企業やNGOも対象となる普遍的な目標である。自治体が抱えている課題解決や、持続可能なまちづくりの手段としてSDGs*の導入が始まり、企業においても社会的価値の向上、ビジネスチャンスや新たなパートナーシップにつながるため、SDGs*の達成を目指した取り組みが広がっている。

○外国人旅行者の増加

政府が観光立国を目指す方針を打ち出して以降、観光ビザ取得要件の緩和、金融政策による円安、東アジア諸国の経済成長、インバウンド*政策等によって、日本を訪れる外国人旅行者

(インバウンド*)は、平成24(2012)年の836万人から一貫して増加し、平成30(2018)年には過去最多の3,119万人となった。政府は経済成長のため、令和2(2020)年に外国人旅行者を4,000万人とする目標を掲げている。

◆国の動向

○自治体戦略2040*

総務省が平成29(2017)年10月に設置した「自治体戦略2040*構想研究会」により平成30(2018)年7月に取りまとめられた最終報告(第二次報告)。2040年ごろに労働力、特に若年労働力が絶対的に不足することが予想されるため、人口縮減時代のパラダイムへの転換の必要性を提言している。この中で、市町村行政のフルセット主義*からの脱却、ICTの活用による自治体の執行体制のスリム化、「圏域」単位での行政の推進など、地方自治体における対策を提起している。

○消費税増税

消費税の8%から10%への引き上げは、2回の延期を経て、令和元(2019)年10月に行われる。低所得者への配慮などを目的として、「酒類・外食を除く飲食料品」と「週2回以上発行される新聞(定期購読契約に基づくもの)」を対象とした「軽減税率制度」や、キャッシュレス決済で購入した金額の一部を還元する「ポイント還元制度」、住民税非課税者及び3歳未満の子が属する世帯の世帯主を対象とした「プレミアム付商品券事業」等の実施が予定されている。

○幼児教育・保育の無償化

生涯にわたる人格形成の基礎を培い、少子化対策を進める観点等から、幼児教育の負担軽減を図ることになった。令和元(2019)年10月1日から、幼稚園・保育所・認定こども園等の3～5歳児と、住民税非課税世帯の0～2歳児を対象に、利用料が無償化される。

国による施策であるが、財源は、当初半年は国が全額負担、半年後以降は国が1/2、都道府県1/4、市町村1/4の負担となる(公立施設は全額市町村負担)。また、一律の無償化により潜在的な需要が掘り起こされることで、特に都市部での待機児童問題への影響が懸念されている。

○外国人人材受け入れ制度の拡大・在住外国人の増加

政府は、技能実習制度やEPA(経済連携協定)、新たな在留資格の新設等によって外国人人材の受け入れを拡大する方針をとっており、また「留学生30万人計画」等によって外国人留学生の数も急増している。外国人労働者の数は、平成30(2018)年10月末で146万人に達し、5年でほぼ倍増しており、政府は、外国人人材の受け入れ・共生のための総合的対応策を推進しているとしている。国内の在住外国人(在留外国人)も、平成30(2018)年末で273万人と過去最多となっている。

5 基本的な考え方

昭和46(1971)年に策定した第一期基本構想・長期計画において、「市民自治」を計画の原理として以来、これを武蔵野市の市政運営の基本原則として位置付け、現在に至るまで継承している。

武蔵野市で培われてきた市民自治の伝統を、継承していくことを確認し、これをさらに発展させていくための4つの原則を掲げ、本計画における基本的な考え方とする。なお、この原則は、現在制定に向けて検討を進めている自治基本条例* (仮称)の骨子の中で掲げる、武蔵野市における自治の基本原則に基づくものである。

(1)計画に基づく市政運営

市の将来を見通した計画的な市政運営を行うことを原則とする。長期計画をはじめとして、市の個別計画は、市民や多くの関係者の意見を反映させて強い規範性を持つ計画を策定する。長期計画は、各分野の個別計画との整合性を確保しつつ、市政全体を俯瞰したうえで、財政計画に基づき、総合的な見地から、市政の向かう大きな方向性を明らかにし、優先化・重点化すべき政策を明示する。

(2)情報共有の原則

市政への市民参加を推進していくために、行政の公正と透明性を確保し、市政情報の積極的な共有を推進していくことを原則とする。市民自治の重要な要素である市民参加は、様々な情報が適切に市民に伝わって初めて為し得るものであり、その前提となるのが市民との情報共有・市民への情報提供である。

(3)市民参加の原則

市政全般にわたって、市民自治の原点とも言える市民参加を推進していくことを原則とする。市は様々な立場にある市民からの意見を積極的に把握し、適切に市政に反映するよう努める。そのために、市は参加の機会を整備するとともに、より進んだ市民参加のあり方について、市民の意見を踏まえて追求していく。

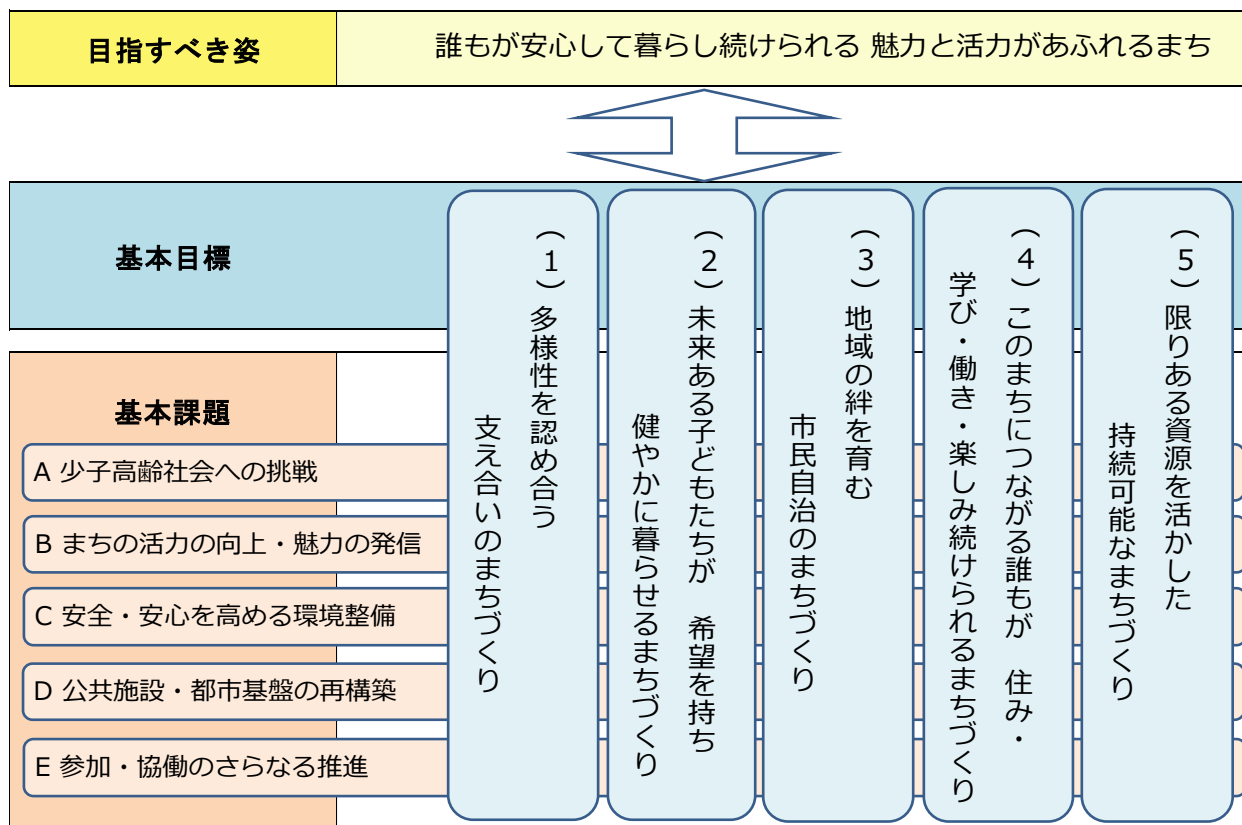
(4)協働の原則

市政運営においては、市民自治のさらなる発展へとつながる協働の取り組みを推進していくことを原則とする。多様化する公共的な課題への対応には、従来の行政サービスだけでは十分に対応することができないことも多くなっている。市民・市民活動団体・企業など多様な主体と行政が、課題意識とまちを良くしていこうという意識を共有し、対等の立場で各々の強みを活かしながら協働していくことが、豊かな地域社会の創造へとつながっていく。

6 第六期長期計画における基本課題等について

(1)基本目標と基本課題の関係

本計画案の冒頭で示した第六期長期計画における目指すべき姿と、それを実現するための基本目標及び前提となる基本課題について、それぞれの関係のイメージを下図に示す。5つの基本課題は、市政全般に係る分野横断的な課題として抽出したもので、5つの基本目標に対して横串の関係となり、それぞれが相互に関連する課題である。



(2)基本課題について

【基本課題 A】 少子高齢社会への挑戦

今後さらに少子高齢社会が進展していく。本市が持続可能なまちであるために、子どもが安心して成長できる環境のさらなる充実や、市民の健康長寿を延ばす取り組みなどを進める。また、市民が生活していくうえでの課題が多様化する中、課題解決のためには様々な知見や人材の関わりが重要であることから、新たな担い手の発掘と育成を促進し、地域におけるまちぐるみの支え合いの取り組みを進めていく必要がある。

本市が持続可能なまちであるためには、世代間のバランスを保ち、子どもを産み育てる世代がさらに増えていくことが肝要であり、妊娠期からの切れ目ない支援、保育の質の確保、未来社会を切

り拓くための資質・能力を育む教育の展開等、子育て環境のさらなる充実を進める必要がある。家族の形が多様化していることを踏まえ、単身世帯、共働き世帯や介護世帯等、あらゆる世帯のワークライフバランスの実現を支援していかなければならない。また、市民一人ひとりの健康寿命を延ばす取り組みを進めるとともに、高齢になっても病気になっても、自分らしい生活を送ることができるような支援をこれまで以上に進めていく必要がある。

少子高齢社会では、介護や子育て等をはじめとして、生活者が抱える課題が多様化し、これを解決するための支援の裾野を広げていく必要がある。元気な高齢者、経験や様々な資格を持つ人材はもとより、それぞれの状況を抱える市民も支援する側として地域で活躍できるような仕組みと体制を整備していく。支えられる側も違った面では支える側になり得る、という意識を地域全体で共有し、地域人材の活躍によるまちぐるみの支え合いの取り組みをさらに進めていく。

少子高齢社会への対応は社会全体の問題だが、市民一人ひとりができることを少しずつでも行動に移し、支え合いによる地域づくりを通じて、地域の未来をより良くするための取り組みにつなげていく。

【基本課題 B】 まちの活力の向上・魅力の発信

本市においては、ここ数年で人口増が続いており、全国の状況とは異なる現象が見られる。その要因を探り、今後も選ばれるまちでいられるよう、これまでに培ってきた市の魅力を守り発信していくとともに、新たな魅力の創出を図り、まちの活力を向上させていく必要がある。

本市の人口については、今後もしばらくは伸びが続くと推計している。しかし、全国的には人口減少が進む中、他市では魅力的なまちづくりを積極的に進める取り組みが増えており、本市の個性や魅力が相対的に低下していく懸念がある。また、このことは、市民の定住意向や自発的なまちづくり活動の基礎となるシビックプライド*（市への愛着）の希薄化を招きかねない。本市は転入者による人口増が多いことから、市の魅力が相対的に減退することで、長期的には人口の世代間バランスの崩れや、全国有数の財政力への悪影響につながる可能性も否定できない。

本市では、これまで積極的な人口増加のための政策を行わず、低層住宅地を中心とした土地利用を継続することで、緑や街並みを大切にされた良好な住環境を守ってきた。特に緑については、昭和48(1973)年に「武蔵野市民緑の憲章」を制定し、積極的な維持・保全に努めてきたことで、本市の魅力の大きな要素として高く評価されている。こうした住環境の質を守り高めていく方向性は、今までどおり堅持しつつ、人口推計に現れている人口の増加については、本市の持続的な発展に資するものと受け止め、今後もこれまで以上に魅力あるまちづくりを行っていく必要がある。

市民の暮らしの質を高め長く住み続けてもらうとともに、将来の市民につながる転入希望者を増やしていくため、より戦略的なまちづくりに着手し、本市の個性と魅力をさらに磨き上げ、戦略的かつ継続的に内外に発信・共有し、居住者、転入者、来街者のそれぞれに向けた効果的なPRを展開する。長年にわたり育まれてきた市民文化・都市文化の振興と、本市の強みを活かした産業振興、多様な主体による充実した公共サービスによって、職住近接などの新しいライフスタイルを実現し、武蔵野市の新たな魅力創出につなげ、まちの活力を向上させていく。

【基本課題 C】 安全・安心を高める環境整備

近年、全国的に地震や水害による大規模な自然災害が発生している。巧妙化する犯罪等に対

する不安も根強く残る中、ハード・ソフト両面からの総合的な防災力の強化や防犯力の向上が求められている。あわせて、様々な分野において「安心感」を持って日々の暮らしができるよう、セーフティネットのさらなる充実を図る必要がある。

平成30(2018)年度に実施した市民意識調査によると、武蔵野市の将来像として、「治安が良く災害に強いまち」を選択した人が54.5%で全体の1位、市の施策における重要度として、災害対策が92.1%で1位、安全対策が91.0%で3位と、安全・安心を求める市民の意識は依然として強い。

市としては、市民や来街者に安心して過ごしてもらうために、災害に強い都市基盤の整備や建物の耐震化向上の取り組み等、ハード面での対応を行う。さらに、市民の自助の促進、迅速な情報伝達、多様な組織による連携など、ソフト面での対策にさらに幅広く取り組むことにより、市民の総合的な防災力の強化や体感治安*の向上に向けて、安全・安心を高める環境整備を進める。

また、防災や防犯に限らず、すべての人がライフスタイルの違いや障害の有無、国籍や性自認*、性的指向*等の違いを超え、多様性を尊重し合い、人権が守られることで、市民生活における広い意味での「安心感」につながっていく。市民がそれぞれの幸せを追求できるよう、妨げとなっている困難や困窮を取り除くことを支援し、一人ひとりが「できることや人とのつながりを増やしていく」ことで、誰もが安心して暮らし続けられるまちが実現する。そのために子育て・福祉・健康・その他の様々な分野においてセーフティネットや相談支援体制の充実を図る。

【基本課題 D】 公共施設・都市基盤の再構築

住民サービスの基盤であり、さらにはまちの魅力や都市文化を醸成する重要な要素でもある公共施設や都市基盤が、今後順次更新の時期を迎えることになる。再構築に必要な多額の財源を確保するために、行財政改革への不断の努力を継続しながら、市民全体でこの課題を共有し、適正な規模や水準について考えていく必要がある。

本市においては、昭和30～40年代の急激な人口増加や市民のニーズに対応しながら公共施設や都市基盤施設(以下「公共施設等」という。)の整備を行ってきたため、これらの老朽化に伴う更新への取り組みが求められている。特に令和12(2030)年前後から、多くの公共施設等が更新時期(築後60年)を迎えることになり、再整備に多額の費用負担が集中することから、様々な工夫をしながら計画的に取り組んでいく必要がある。

公共施設等は、市民生活を支えるとともに、まちの魅力や都市文化を醸成する重要な要素でもあり、個々の公共施設等の維持・更新や再整備に留まらず、武蔵野市の将来像を見据えた総合的な視点を持って、新たな価値を創造していくという「再構築」の考え方を持つことが重要である。

公共施設等の再構築にあたっては、新たな人口推計の結果も踏まえ、公共施設等のあり方、量と質の最適化、施設整備やサービス提供主体のあり方、資産の有効活用のあり方等を多面的に分析・検討し、時代の変化とともに生じる新たな公共課題に対応していくものでなくてはならない。また、限りある資源を有効に活用するという観点からも、現在、一部の公共施設において、市民以外の利用が多くなることで市民がサービスを受けにくい状況が発生しているという現状を踏まえ、市民と市民以外に対するサービス提供のあり方を検討していく必要がある。

この先も長期的視点に立って、今後の公共施設等の再構築にどれほどの財政支出が必要となるのか、そしてどの程度の財源を確保することが可能なのかを慎重に見極めつつ、事務事業見直

しの継続や、様々な行政サービスの水準や受益者負担の適正化、市民感覚を踏まえた効率化の取り組み等の行財政改革に不断の努力を継続し、健全な行財政運営を維持していかなければならない。

そして、住民の暮らしに根付いている公共施設等の再構築を進めるうえでは、必要な情報を市が正しく提示し、市民全体でこの重要な課題を共有しながら、公共施設等の適正な規模や水準も含め、市民との対話を通して、共に知恵を出し考えながら取り組んでいく必要がある。

【基本課題 E】 参加・協働のさらなる推進

地域における公共的な課題は多様化・複雑化してきている。これらに対応するためには、様々な立場の人々が課題や目的を共有し、知恵を出し合い役割を分かち合って取り組んでいく必要がある。様々な主体との連携・協働とともに、市民のまちづくりへの参加を促し、本市の市民自治のさらなる進展を図っていく必要がある。

インターネットの普及とSNS*の浸透により、同じ価値観を持った人たちとのつながりを持つことが容易となり、人々はどのコミュニティに属するかを選択できるようになっている。このことにより、身近な地域を超えた人間関係の広域化が進んでいる反面、地域の顔の見えるつながりが薄まってきているという状況が見られる。

一方、地域における公共的な課題はますます多様化・複雑化しており、これらに適切に対応していくためには、行政中心の取り組みだけでは限界がある。多様化する地域の課題には地域の力による支え合いや参加・協働の取り組みが不可欠であり、地域でつながることの持つ価値や重要性を再認識し、今の時代にあったつながりの方策を考えていく必要がある。

本市では戦後、全市的には自治会や町内会が組織されず、コミュニティセンターを中心としたコミュニティづくりが進められてきた。しかしながら、担い手の高齢化や固定化等の問題が継続しており、新たな担い手の確保や若い年代の参加促進等が課題となっている。市民の「地域」活動の拠点としてのコミュニティセンターの役割は変わらないものの、子育て・防災・福祉など様々な目的を持った市民活動団体の活動は、地域というコミュニティを超えて広がりを持っている。多様な公共サービスを提供していくためには、地域コミュニティと市民活動との連携のあり方を検討していく必要がある。

地域をより良くしていくためには、様々な立場の人々が課題や目的を共有し、知恵を出し合い、役割を分かち合って取り組むことが大切である。行政と市民、市民活動団体、学校、民間事業者など様々な主体との連携・協働や、市民団体同士の連携等、多様なつながりが構築されていくことが地域の力となる。行政が様々な主体と協働するためには、お互いの特性と立場を理解し、情報を共有し、協力する関係が不可欠である。そのために行政は様々な情報をわかりやすく、また市民が自らの関心に基づいて分析できる形で提供し、透明性を高めていくことで、市民のまちづくりへの参加意識の向上を促し、本市の市民自治のさらなる進展を図っていく。

7 重点施策

(1)武蔵野市ならではの地域共生社会*の推進

すべての市民が、その年齢、状態、国籍にかかわらず、住み慣れた地域で、本人の意思に基づいて安心して生活が続けられるよう、保健・医療・福祉・教育など地域生活に関わるあらゆる組織及び人が連携した、継続的かつ体系的な支援を行っていく。このことによって、高齢者、障害者をはじめ、すべての人が包摂され、一人ひとりの多様性が認められる、支え合いのまちづくりを推進する。

(2)子どもと子育て家庭を切れ目なく支援する体制の確立

すべての子どもの個性が尊重され、健やかな成長・発達ができるよう、安心して子どもを産み育てられる環境を整備し、子どもと子育てを応援するまちの実現を図る。そのために、様々な段階での相談支援体制として、保健・医療・福祉・教育などの関係機関の連携により、子どもと子育て家庭を切れ目なく支援する体制を確立し、地域社会全体で子どもと子育てを応援する施策を充実させ、子どもの「生きる力」を育むための多様な施策を推進していく。

(3)いつでも安全・安心を実感できるまちづくりの推進

発生が予想される首都直下地震等に対応するため、多様な主体と連携して災害への備えを拡充し、来街者等も含めた市民すべての生命を守る取り組みを強化するとともに、建築物の耐震性の向上等により都市の防災機能を高める。刑法犯認知件数*は減少している一方、特殊詐欺*等の被害は依然として多いため、被害を未然に防止し、市民の安心感を高めていく。

(4)豊かな文化の発展と活力をもたらす産業の振興

本市では、豊かで多様な市民文化を土台に、「武蔵野市」を特徴づける都市文化が形成されてきた。また、都内有数の商業集積地である吉祥寺を中心として、小売業・飲食業・サービス業をはじめとする産業が発展するとともに、文化の発信地としても認知されてきた。働き方や価値観の多様化が進む時代において、新たなライフスタイルを提供できるよう、さらなるまちの魅力を創出し、発展させていくため、文化振興基本方針に基づく施策を展開し、豊かな暮らしを支える産業を振興していく。

(5)三駅周辺の新たな魅力と価値の創造

武蔵野市は吉祥寺駅、三鷹駅、武蔵境駅があり、それぞれの駅周辺には培ってきた文化や緑の空間を含む良好な都市景観等があり、魅力的なまちが形成されている。今後も、各駅周辺で積み重ねてきた風土や文化、活動を大切にしつつ、市民や市民活動団体、事業者等の様々な主体によるまちづくり活動の始動を支援し、地域特性を活かしたまちづくりを進める。また、市民による自発的・自立的なエリアマネジメント*活動の展開を支援し、公共空間の社会的で文化的な価値を創出していく。

(6)武蔵野が誇る緑を基軸とした環境都市の構築

暮らしに潤いや安らぎをもたらす緑は、本市の良好な住環境を形成する重要な役割を担っているが、維持管理の負担などから民有地では減少傾向にある。本市の実情を踏まえながら、これからも日々の暮らしの中で緑を楽しむことができるまちづくりを推進していく。また、地球環境は有限であり、人間の活動が地球温暖化をもたらしているという課題を認識したうえで、環境に配慮した行動を実施する必要性がより一層高まっている。クリーンセンター及び環境啓発施設エコプラザ(仮称)*を中心とし、環境の大切さ、日常生活と環境問題とのつながりを発信することで、市民一人ひとりの行動を促し、人と自然が調和する環境都市を構築していく。

(7)時代の変化に応じた市民自治のさらなる発展

市民自治の原則は、昭和46(1971)年に策定した第一期長期計画以来、本市における市政運営の基本原則となってきた。これまで培われてきた本市の市民参加・市民自治の歴史を将来にわたり継続・発展させていくため、市政運営のルールを自治基本条例*(仮称)として明記し、定着させていく。一方で、参加者や担い手の固定化、担い手の負担感の増加等の課題があるため、若者世代の参加を促進させるなど、参加者の裾野を広げる取り組みを新たに進める必要がある。市と市民の「情報共有」により「市民参加」が進み、「協働」につながっていくという循環の仕組みを構築し、これまで大切にしてきた市民自治の理念を継続しつつ、時代に合った新たな手法を常に検討し、さらなる自治の発展を図る。

(8)未来につなぐ公共施設等の再構築

公共施設及び都市基盤施設の老朽化に対して、限りある財源の中で、各施設の質や総量の適正化を総合的に検討し、計画的に維持・更新を進めていく必要がある。必要な公共サービスを維持・向上させ、まちの魅力や文化の醸成を図り、新たな価値を創造していくため、多様な価値観を認め合える幅広い合意形成を図りながら、公共施設等総合管理計画*に基づき、公共施設等の計画的な更新と再構築を進めていく。

8 施策の体系

(1) 健康・福祉

この分野の施策は、一人ひとりの命を守り、誰もがいきいきと安心して住み続けられる「支え合いのまち」を築いていくことを目的とする。

すべての市民が、その年齢や状態にかかわらず、住み慣れた地域で、本人の意思に基づいて安心して生活が続けられるよう、保健・医療・福祉・教育など地域生活に関わるあらゆる組織及び人が連携した継続的かつ体系的な支援を行っていく。

本計画では、武蔵野市は、団塊の世代が後期高齢者となる令和7(2025)年をあくまで様々な問題が顕在化する通過点と捉え、介護や医療、看取りのニーズがピークを迎える令和22(2040)年を展望して、「まちぐるみの支え合いの仕組みづくり(武蔵野市版地域包括ケアシステム*)」を市民と行政が一体となって推進していく。

令和22(2040)年に向けた視点として、「共生」「予防」「人材」がより重要なテーマとなる。市民一人ひとりの困りごとを広く捉え、福祉から武蔵野の地域づくりを進めていく。

基本施策1 まちぐるみの支え合いを実現するための取り組み

我が国では、少子高齢化の進行や非正規労働者の増加など、社会保障制度を取り巻く状況が大きく変化し、年金・医療・介護等への不安や格差の拡大、地域のつながりの希薄化等から、将来の暮らしに関わる不安やリスクの拡大が懸念されている。本市においては、このような社会構造や市民のニーズの変化に応えるために、地域包括ケアシステム*を“まちぐるみの支え合いの仕組みづくり”と言い換え、武蔵野市健康福祉総合計画に基づいて、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう取り組みを推進していく。

(1)「健康長寿のまち武蔵野」の推進

誰もが、より長く元気に暮らすことができる社会を目指して、一人ひとりが予防的な視点を持ち、主体的に健康づくりに取り組むことを積極的に支援することで、健康寿命の延伸を図る。予防の観点から健康診査や保健指導、がん検診などを推進し、疾病の早期発見・早期治療に努める。高齢者は、虚弱状態(フレイル*)を経て徐々に要介護状態となる傾向があることから、フレイル*予防や改善に取り組む。あわせて、高齢者が生きがいを持って充実した日々を送れるよう、(公社)武蔵野市シルバー人材センター*などを通じた就労機会の拡大や、趣味、文化・芸術、スポーツを通じて自己実現を図るための主体的な活動を支援する。

「食」に関するセルフマネジメントとライフステージの特性に応じたアプローチによる食育の推進について総合的に取り組む体制を強化する。さらに、高齢者の口腔機能の維持・向上のための支援を行う。

国は介護保険法を改正し、都道府県・市町村の地域マネジメントを指標化し、その評価に応じた保険者機能強化推進交付金(インセンティブ交付金)制度*を新設した。これまで様々な取り組みを進めてきた本市においては、全国トップクラスの評価を受けるに至ったが、引き続き介護保険制度の適切な運営を行い、保険者として高齢者の自立支援・重度化防止に向けた取り組みをさらに推進する。

(2)武蔵野市ならではの互助・共助の取り組み

互助・共助が地域の暮らしを支える。市民が主体的に進める介護予防や支え合いの取り組みについて、多様な形をとりつつ、相互に連携し合いながら充実していくよう支援する。また、社会参加が効果的な介護予防や健康寿命の延伸につながるという考え方のもと、支える側と支えられる側という関係性を越えて、誰もが地域活動の担い手となるよう、支え合いと活躍の場を広げていく。

テンミリオンハウス*やレモンキャブ*といった長い間培ってきた取り組みをさらに推進するとともに、いきいきサロン*やシニア支え合いポイント制度*など新たな施策の展開によって、武蔵野市ならではの地域で支え合う仕組みを拡充する。

シニア支え合いポイント制度*については、担い手の裾野を広げるため、対象とする施設や地域でのボランティア活動を増やしていく。対象年齢の拡大については、介護保険を財源にしていることなどから現状の65歳以上を前提としつつ、市民の多様な意見を踏まえ、活動参加者の拡充を図る方法等を検討する。

一方で、地域住民による自主的な活動をするための場所の確保や、運営を担う人材の発掘・育成、取り組みの周知といった課題への対応を図っていく。

(3)地域共生社会*の実現に向けた取り組み

国では、今後目指すべきイメージとして、地域のすべての関係者が我が事として参画し、生活課題に丸ごと対応できる社会を提示し、地域共生社会*の実現を目標とした。この考え方は、武蔵野市第五期長期計画の重点施策である「地域リハビリテーション」の基本理念と共通点が見られるものであり、すでに各個別計画において武蔵野市における地域共生社会*の実現に向けた取り組みを進めてきたところである。また、国が進めようとしている地域包括ケアシステム*についても、平成12(2000)年に制定した「武蔵野市高齢者福祉総合条例」の理念と合致するものである。

そこで、高齢者、障害者、子ども等といった区別なく、誰もがその人の状況に合った支援が受けられるという全世代・全対象型の包括的な支援体制を構築し、地域共生社会*の実現に向けた取り組みを進める。

心のバリアフリー*の啓発に引き続き取り組み、関係機関との連携を図りながら、障害者差別の解消への取り組みを拡充していく。また、障害のある人も認知症のある人も暮らしやすいまちにするため、市民の関心と理解を深め、誰にもやさしいまちづくりを推進する。



いきいきサロン

基本施策2 生命と健康を守る地域医療充実への取り組みと連携の強化

市内における各医療機能の整備・確保は非常に重要であることから、市町村には義務付けされていない地域医療構想について、横断的課題と取り組むべき事項を整理したうえで、「武蔵野市地域医療構想(ビジョン)2017*」として策定した。本ビジョンに基づき、市民の生命と健康を守る病院機能の充実と市民の在宅療養生活を支える仕組みづくりを進める。

(1)市民の生命と健康を守る病院機能の維持・充実

市内における地域包括ケアシステム*を医療から支える仕組みとして、市内の医療機関が急性期・回復期・慢性期や在宅診療などの役割分担を踏まえて連携する体制の維持、整備に努める。吉祥寺地区の病床数が減少している状況を踏まえ、同地区の病床確保に向けた取り組みを進める。また、高度急性期病院や災害拠点病院としての機能を有する武蔵野赤十字病院と新たに締結した「新病棟建設等に伴う市民病院役割の充実に関する協定」に基づく財政支援により、高度・最新医療提供体制の確立を図るなど、今後も市民が安心して暮らせる医療環境を充実させていく。

ますます重要となる地域包括ケア病棟*の充実をはじめ、救急医療や休日診療、かかりつけ医制度など市民が安心して暮らせる医療体制について、五師会*をはじめ各医療機関の協力を得ながら、医療ネットワークの充実を図っていく。

また、医療・介護分野は、ビッグデータの利活用や医療情報のネットワーク化による情報通信技術(ICT*)、ロボット、人工知能(AI*)、ゲノム解析*等の技術革新による成長余力が高い分野であることから、新技術を活用した様々な取り組みについて注視していく。

(2)在宅療養生活を支える医療・介護の連携

多くの市民が自宅など住み慣れた環境での療養を望んでおり、高齢になっても病気になっても、自分らしい生活を送ることができるよう支援する在宅医療・介護の連携を推進する。

「脳卒中地域連携パス*」や「もの忘れ相談シート*」、「武蔵野市介護情報提供書*」等の既存の情報共有と連携の仕組みを活用し、多職種による支援体制の強化を図る。高齢・介護分野の「在宅医療・介護連携推進事業*」による課題解決の取り組みを、医療との連携が不可欠な障害児(者)や精神障害者への支援体制の構築も視野に入れ、保健・医療・介護・福祉関係者の連携を強化する。

(3)健康危機管理対策の推進

国は、医薬品、食中毒、感染症、飲料水その他何らかの原因により生じる国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対し、必要な体制を整備して健康危機管理に取り組んでいる。市は、市民の生命・健康を脅かす健康被害の発生を防止し、被害を拡大させないために、地域における医療関係機関等との緊密な連携を図っていく。また、国内外からの訪問者が多いことにも留意したうえで、健康危機への予防対策、感染症拡大防止対策、予防接種による疾病予防を推進する。



武蔵野赤十字病院(新病棟完成イメージ)

基本施策3 安心して暮らし続けられるための相談支援体制の充実

市民の悩みや課題に寄り添い、ともに解決を図ることは、基礎自治体の最も根源的な役割のひとつである。すべての市民が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、本市がこれまで構築してきた小地域完結型の相談支援体制と地域による見守りネットワークをさらに充実させる。

(1)オールライフステージ*にわたる相談支援体制の充実とネットワークの強化

市民の福祉に対するニーズは、多様化、複雑化しており、また、いわゆる「8050問題*」など、それらが複合的に発生することがあるため、制度ごとのサービス提供では対応の難しい場合が増えている。相談者本人・家族支援の視点に立ち、このような複合的な課題を解決するため、最初に相談を受けた機関が様々な関係機関と連携し、適切な支援につなげる。保健・医療・介護・福祉分野の多職種連携を推進し、分野横断的な対応の仕組みづくりにより、全世代に対応した重層的な相談支援のネットワークを強化していく。

ひとり暮らし高齢者がさらに増えていくことが予測される中、老後だけではなく自身の死後に関し不安を抱える人が増えている。市民が自己決定できるうちに自らの未来について考える機会を得るとともに、介護や医療、人生最期の過ごし方について本人の意思決定を支えるエンディング(終活)支援事業*を進める。

子育てと介護を同時に行うダブルケア等への支援や介護離職防止のための取り組みを検討する。また、引きこもり当事者や家族を支援するため、引きこもりサポート事業*の充実を図るとともに、これまで対象外であった40歳以上の人への支援についても検討する。

母子保健分野における相談支援体制として、母子健康手帳交付時の面接や妊娠期から専門職が関わるなどの個別支援を充実させ、妊娠期からの切れ目ない支援を推進する。

(2)認知症の人とその家族を支える取り組み

認知症の人への対応は大きな課題となっている。在宅生活継続のカギを握る家族の負担が大きく、地域における支援によって負担軽減を図ることが必要である。認知症の人が尊厳を持って地域で安心して暮らし続けることができるよう、適時適切な支援体制を強化する。また、市民の認知症理解の促進や地域の見守り意識の醸成を図る。

これからの認知症施策は、「共生」と「予防」の取り組みを一層強化し、推進していく。認知症の人やその家族が、地域住民や専門職と情報を共有し理解し合う拠点づくりを進めるとともに、認知症の予防や早期診断に対する支援の検討を行う。

(3)生活困窮者への支援

貧困の連鎖は断ち切らなくてはならない。経済的な問題だけではなく、家族の問題や心身の問題など、多様かつ複合的な課題を抱えている人、制度の狭間で必要な支援が届いていない人、自ら支援を求める声を上げられない人を早期に発見し、必要な支援に確実に「つながる」よう、様々な分野の相談機関との横断的連携をさらに強化していく。生活困窮者の自立を支援する事業を推進し、伴走型の支援を継続して実施する。

(4)障害のあるすべての人が自分らしい生活を送るための取り組み

障害福祉の対象範囲の拡大やニーズの変化に応じて、在宅生活を支援するサービスを充実していく必要がある。近年課題とされている重度の障害のある人や医療的ケアが必要な障害児(者)を地域で支える仕組みの構築や、発達障害や高次脳機能障害*への支援について質の向上を図る。

住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくために、障害のある人の活動の場を広げるとともに、誰もが参加しやすい環境の整備を進め、障害特性に応じた地域活動や余暇活動への参加を促進する。

時間就労など、ゆるやかで多様な就労のあり方も含めた障害者雇用の促進に向け、障害者就労支援センター*や就労支援事業所、地域活動支援センター*等とともに、多角的な側面から障害のある人を支えていくことを積み重ね、障害者雇用の環境を着実に整備していく。

(5)権利擁護*と成年後見制度*の利用促進

高齢者人口の増加に伴い増えていくことが予想される認知症の人、知的障害や精神障害のある人など、判断能力が不十分な人の権利擁護*と成年後見制度*の利用を促進し、本人と家族の安心につなげる。成年後見制度利用促進基本計画*に基づき、中核機関の円滑な運営と地域連携ネットワークの構築を図る。

高齢者や障害者等に対する虐待の早期発見と適切な援助が行えるよう、各関係機関の連携をさらに深めるとともに、家族などへの支援にも努める。特に認知症への対応をはじめ、家族などが負担に感じる介護等への支援を充実させることにより虐待の未然防止につなげる。

(6)見守り・孤立防止とこころの健康づくりの推進

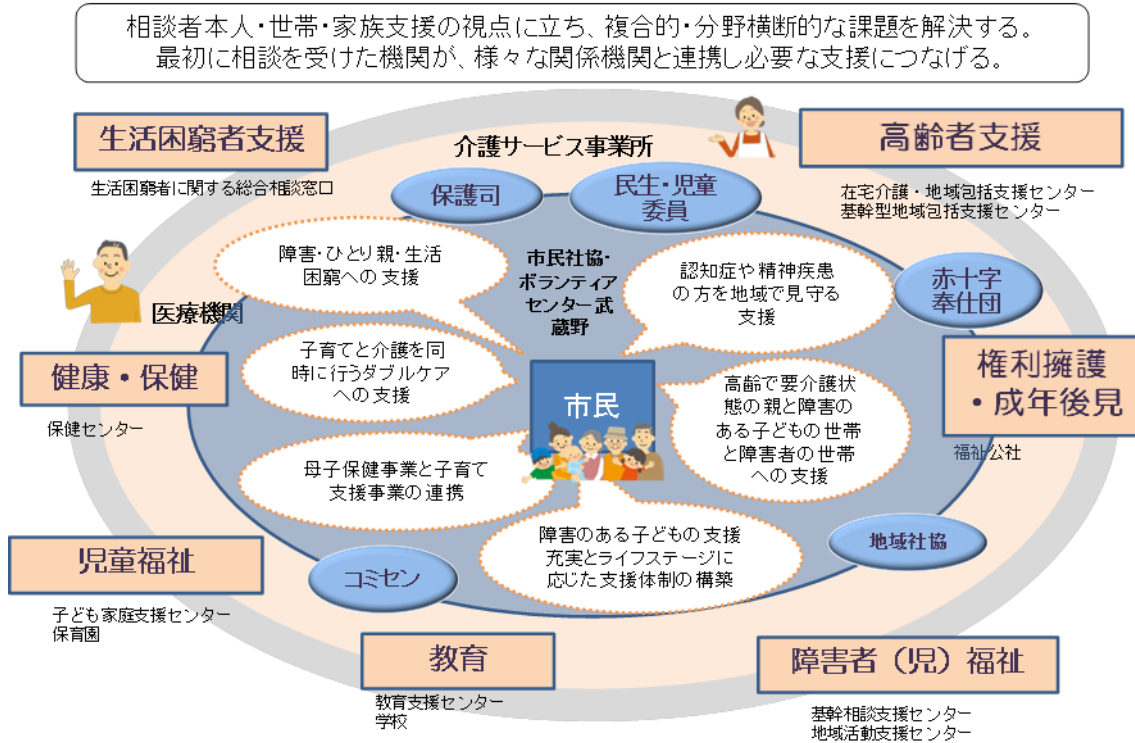
本市は、地域とのつながりが希薄になりがちなひとり暮らし高齢者が多いという特徴を踏まえ、高齢者等緊急訪問介護事業(レスキューヘルパー事業)*による在宅生活継続の支援や、高齢者安心コール事業*、なんでも電話相談事業*、「見守り・孤立防止ネットワーク*」による安否確認体制の充実を図ることにより、支援の必要な対象者の見守りや孤立防止の取り組みを多面的に進める。

また、こころの病を抱える人が増加していることから、メンタルヘルスに関する知識の普及や相談窓口・関係機関との連携強化を行う。あわせて、武蔵野市自殺総合対策計画を着実に実行し、自殺防止に努めていく。

(7)災害時に支え合える体制づくりの支援

災害時に一人で避難することが困難な要介護者や障害者など配慮が必要な人について、地域で見守り、支え合える仕組みを構築していく。引き続き、避難支援体制及び福祉避難所*の充実を図り、訓練などの機会を通じて周知に努める。

相談支援ネットワークの連携強化イメージ図



基本施策4 福祉人材の確保と育成に向けた取り組み

福祉人材の確保は喫緊の課題である。計画策定や施設整備を行ったとしても、実際にそこでサービスを提供する人材がいなければ、その機能は果たせない。高齢者等の生活を支える根幹である福祉人材の確保・育成のための総合的な施策を推進し、量の確保のみならず質の向上に重点を置いた取り組みを推進していく。

(1)地域を支える福祉活動を担う人材の拡大

本市が誇る高い市民力の源泉である各地域福祉活動団体は、今後ますますその役割が重要となる一方、活動されている人の高齢化や担い手不足といった課題に直面している。一人にかかる負担の軽減や人材の裾野の拡大を図ることにより、市民の主体的な地域福祉活動につなげていく。また、民生児童委員*協議会、保護司*会、赤十字奉仕団*、地域社協(福祉の会)*などによる地域福祉活動に対する支援を通じて地域コミュニティの活性化を目指す。

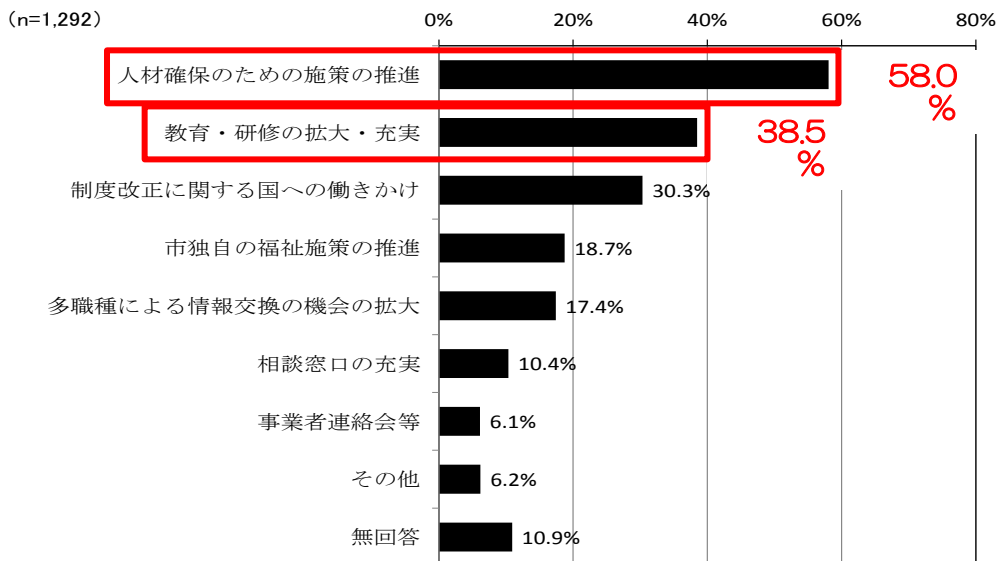
(2)誇りとやりがいを持って働き続けるための、福祉人材の確保と育成・質の向上

現在市内で働いている介護と看護の従事者が誇りとやりがいを持って働き続けられるよう、永年勤続表彰や先進的な事例を共有する「ケアリンピック武蔵野*」をはじめとするあらゆる取り組みを

推進する。本市は、介護保険施行時に市町村レベルでは全国初の「ケアマネジャーガイドライン*」を策定し体系的な研修会を実施するなど、介護人材の質の向上に積極的に取り組んできた。それらの実績の上に、人材の確保と育成・質の向上を一体的に行う地域包括ケア人材育成センター*を軸に、国や都における人材確保策との連携や役割分担など広い視点に立って、障害や保健分野を含めた武蔵野市の福祉を支える人材に関する多様な取り組みを検討する。

また、今後増加が見込まれる介護分野等で働く外国人人材の支援を検討する。

■武蔵野市で働き続けるために市に求めること



資料:武蔵野市介護職員・看護職員等実態調査報告書(平成 29 年3月)

基本施策5 新しい福祉サービスの整備

高齢者や障害者をはじめ誰もが住み慣れた地域で、自分らしい生活を継続することができるよう、必要な基盤整備を計画的に進めていく。本市の地域特性にあわせて、地域共生社会*に対応した「小規模」・「多機能」・「複合型」をキーワードに多世代型の新たなサービス及び施設を整備する。

(1)地域共生社会*に対応したサービスの提供

今後さらに高まる医療や介護のニーズに対応した多機能なサービスと施設の充実を図るとともに、本市の地域特性に合わせて、国有地や公有地を活用した新たなスキームによる施設整備を進める。

介護老人保健施設や障害者グループホームの整備など福祉サービスを巡る環境が変化しつつある桜堤地域において、桜堤ケアハウスのデイサービスセンターを転用し、障害児向けサービス事業を新たに実施するなど、さらなる機能の強化について検討を行う。

(2)新たなニーズに対応するための福祉サービス再編の検討

超高齢化社会を迎え、社会保障関連費が増大する中、福祉サービスの持続可能性は予断を許さない状況である。今求められているニーズと未来への投資を実現していくため、限られた資源を最大限有効に活用していく。

公共施設の維持管理及び更新については、真に必要なサービスを持続的に提供できるよう計

画に基づき整備を行う。保健センターをはじめとして高齢者総合センターや障害者福祉センターは開設30年が経過していることから、大規模改修が長期にわたることを考慮して、一時移設等を視野に入れ、その影響を十分検討して対応を進める。

また、(公財)武蔵野市福祉公社*と(社福)武蔵野市民社会福祉協議会*との統合に向けた事業連携を引き続き推進する。



障害者地域生活支援ステーション わくらす武蔵野

(2)子ども・教育

この分野の施策は、子どもが基本的人権をもつ存在であり、子どもの最善の利益を第一に考えることを前提とする。そのうえで、子ども自身が、一人ひとりがかけがえのない存在として認められ、各人の個性が尊重された成長・発達ができ、安心して子どもを産み育てられるよう環境を整備する。そして、子どもと子育てを応援するまちの実現と、変化の激しい時代の子どもに必要な「生きる力」を育むことを目的とする。

子どもたちが希望を持ち健やかに過ごせるまちづくり、子育て世代への総合的支援、子どもと子育て家庭を地域社会全体で応援する施策を充実させるとともに、子どもの「生きる力」につながるよう、個に応じた自信及び生涯に続く学ぶ意欲を育むための施策を推進していく。

基本施策1 子どもたちが希望を持ち健やかに過ごせるまちづくり

すべての子どもは、一人ひとりの個性に応じた、健やかな成長が保障されなければならない。しかしながら、近年、家族構成や就労・経済状況の変化等を背景に、子育てニーズは多様化・複雑化し、子育ての負担感も増大している。子どもたちが希望を持ち健やかに過ごせるよう、それぞれの子どもと子育て家庭に対するきめ細やかで切れ目のない支援を行う。

(1)子どもと子育て家庭を包括的に支援する体制*の整備

子どもと子育て家庭に対しては、子どもの発達や成長段階に応じた適切な支援を行う必要がある。一方で、ライフステージごとに専門的な支援者が異なることは支援に切れ目を生じさせる要因ともなり得る。

これまでの産前・産後支援の取り組みに加えて、妊娠期からの切れ目のない支援・相談体制とし

て、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携により、子どもと子育て家庭を包括的に支援する体制*を整備する。

また、みどりのこども館*については、国の構造改革特区を活用して児童発達支援センター*として位置付け、それぞれの子どもの発達段階に応じた支援体制を強化する。

関係部署による機能連携の評価・検証を行い、多様な部門間における情報共有とより高度な連携体制を構築するために、子どもと子育て家庭への支援に関する新たな複合施設の必要性について検討を行う。

(2)それぞれの環境に応じたきめ細やかな子ども・子育て家庭への支援

子どもの将来が貧困等の環境要因に左右されることがないように、一人ひとりの子どもの状況に応じたきめ細やかな支援が必要である。関係部署及び関係機関、地域の民間団体の支援活動との連携の仕組みを構築し、複合的な支援を行う。また、利用者が、自身のニーズに合わせてサービスを選択できるような多様な事業のあり方を検討する。

ひとり親家庭は、子育てと生計を一人で担わなければならない、様々な困難がある。引き続き経済的支援を行うとともに、経済的に自立できるよう就業支援等を行う。また、生活の安定のために、ホームヘルプサービスなどの日常生活支援を行う。

(3)児童虐待の未然防止と対応力の強化

児童虐待・養育困難家庭に対する支援について、相談体制をさらに強化する必要がある。子育て支援ネットワーク*における情報共有を行いながら、多機関での連携を強化し、支援の充実を図る。また、児童虐待を未然防止する啓発活動等を引き続き行っていくとともに、それでも児童虐待は起こり得るという認識のもと、対応力を強化する。

基本施策2 安心して産み育てられる子育て世代への総合的支援

父母・保護者には子育てについての第一義的責任があるとともに、行政には父母・保護者が子育てを適切に行える環境整備を行う責務がある。市は、教育・保育・子育て支援施設、地域団体・NPOなどと連携・協力して、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行う社会的責任を果たす。安心して産み育てられる環境を整備し、子育てしやすいまちづくりを進める。

(1)多様な主体による子育て支援の充実と連携の強化

多様な子育て支援ニーズに対応するため、地域の子育て支援の核となる利用者支援事業*を実施する0123施設*を中心に、地域の子育て支援拠点施設とコミセン親子ひろば*や子育て支援団体等が連携できる仕組みづくりが必要である。

利用者支援事業*を武蔵境地区でも新たに実施し、市内3駅圏ごとの連携を強化するとともに、子育て支援アドバイザー*を活用した市全体のネットワークづくりを進める。



0123はらっぱまつり

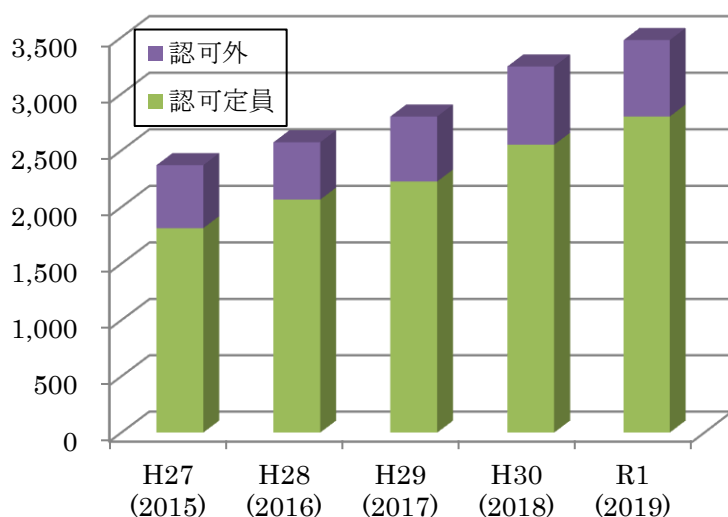
(2)希望する保育施設に入所できる施策等の推進と保育の質の確保・向上

待機児童対策については、希望する保育施設に入所できるよう、地域ごとの保育ニーズを把握し、必要な地域に適切な規模の保育施設を整備していくとともに、認証保育所の認可保育所への移行など既存施設の活用も合わせて検討していく。

保育施設の利用者の増加に伴い、病児・病後児保育への利用ニーズも増えていることから、その利便性の向上及び充実のための方法を検討していく。

保育の実施責任のある基礎自治体の責務として、保育アドバイザー等巡回支援や指導検査の強化を図るとともに、既存施設向けの実務研修や、新規保育所における開設前研修の実施等を通じて、保育の質の確保・向上を図る。

■保育所定員枠の推移



(3)地域子ども館事業の充実

すべての就学児童が放課後等を安全に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、地域子ども館事業の現状を評価するとともに充実させる。

地域子ども館あそべえ*については、夏季休業期間に高学年の来所が増加することから、高学

年用開放教室の確保を検討する。

学童クラブ*については、質の向上を推進するとともに、低学年児童の待機児童を出さないよう、学校敷地内及び隣接地での整備を行う。また、4年生以上の受入れについては、学校長期休業中の一時育成事業について検討を進める。

(4)子どもの医療費助成の拡充

すべての子どもが健やかに成長することができるよう、乳幼児及び義務教育就学児医療費助成制度を引き続き実施する。

18歳までの子どもの医療費についても、子どもの保健の向上と子育て家庭の経済的負担を軽減し、必要な医療を安心して受けられる環境を整備するため、所得制限なく無償とする仕組みを検討し、制度の導入を目指す。

(5)子ども・子育て支援施設のあり方検討

市立保育園については、市内の保育の状況や外部有識者など幅広い意見を踏まえて、その役割とあり方の検討を進める。

桜堤児童館については、現在の事業に加え、未就学児を対象とした事業を拡充する。

各子育て支援施設については、公共施設等総合管理計画*の改定を踏まえ、計画的な維持・更新のための方針を策定し、整備を進める。

基本施策3 子どもと子育て家庭を地域社会全体で応援する施策の充実

次代を担う子どもたちを健全に育成するという目標と実践を、地域社会全体で共有していくことが必要である。市民、企業や店舗、子ども・子育て関係団体など、多様な主体による事業を展開し、地域社会全体で子どもと子育てを応援するまちの実現を目指す。

(1)まちぐるみで子どもと子育てを応援する事業の推進

地域社会全体で子どもと子育てを応援する機運の醸成を図ることを目的とした事業として、妊婦面接における「子ども・子育て応援券*」の配布や、地域社会で子育て支援に関わる団体や施設、専門機関、行政等による連携の仕組みである「子育てひろばネットワーク*」の構築、子育て応援サイト「むさしのすくすくナビ」*・子育て支援情報誌「すくすく」*等による情報発信、地域で子育て支援活動を実施する団体への活動補助等を行ってきた。このような「まちぐるみで子どもと子育てを応援する事業」を、分野の枠を越えて推進する。

(2)保育人材等の確保と育成

保育の担い手である保育人材の確保については、潜在保育士*の活用などの対策を検討する。また、保育施設だけでなく、今後需要の増加が見込まれる学童施設での人材確保を合わせて行っていく。

児童虐待・養育困難家庭への支援については、相談対応件数が増加し続けており、課題が困難化・複雑化してきている。家庭への適切な支援を行うことのできる相談員の育成を進める。

(3)子ども・子育てを支える地域の担い手の育成

ファミリー・サポート・センター事業*のサポート会員や子育てひろば事業*のボランティアスタッフの養成講座など、地域の子育て支援人材の発掘や育成、活動継続のための支援を引き続き行っていく。

青少年問題協議会地区委員会*の活動への支援を充実し、市民の理解と参加促進を図る。また、青少年の段階から地域活動に参加する機会をさらに充実させ、その主体的な取り組みをサポートすることで、地域団体等との関係づくりを通じて、次世代の担い手を育成する。



コミセン親子ひろば

基本施策4 子どもの「生きる力」を育む

子どもは、様々な環境と関わり、経験を積み重ねることで、身近な社会生活、生命及び自然に対する興味が養われ、「生きる力」を身に付ける。

子どもの多様性を尊重するとともに、子ども自身が遊びや体験を含めた様々な学びにより、新しい時代に必要となる資質・能力を育み、自ら課題に気づき、他者と協働しながら課題を解決していく力を身に付けることができるよう、多様な施策を推進する。

(1)「生きる力」を育む幼児教育の振興

幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う大切な時期である。幼稚園、保育所、認定こども園など幼児教育の担い手は、研修等で互いに連携しつつ、保育者の資質・専門性を向上させ、幼児期の子どもに望ましい発達を支える取り組みを行う。また、幼児教育及び子育て支援事業の向上などのために、私立幼稚園に支援を行う。

(2)青少年健全育成事業の充実

自然体験や地域活動を多く体験した人は、大人になってからの意欲・関心や職業意識を高く持つ傾向がある。むさしのジャンボリー事業*、家族ふれあい自然体験事業*、ハバロフスク市青少年交流事業*、プレーパーク事業*など、体験活動を大切に事業を引き続き実施しつつ、青少年の市や地域への愛着を高める観点からも事業の充実を図る。

社会生活を円滑に営むうえでの困難を有する青少年に対して、生活、学習、就労等の支援を充実するとともに、青少年が自由に来所で安心して過ごすことができる居場所についても検討を行う。



むさしのジャンボリー

(3)すべての学びの基盤となる資質・能力の育成

「生きる力」を支えるあらゆる学びの基盤である言語能力、情報活用能力などの資質・能力を育成する取り組みを着実に進める。さらに、授業におけるICT*機器の活用拡大や、コミュニケーションツールとしての英語を使いこなす基礎を養うための教育の充実などを図る。

(4)多様性を認め合い市民性を育む教育

多様性を理解し、尊重できる資質・能力を育成するため、各教科等の学習の中で多様な人々とふれあう機会の充実を図る。

また、社会の一員として、よりよい地域・社会づくりに参画していく資質・能力を育成するためのシチズンシップ教育*として、教育課程に「武蔵野市民科*」を位置付け、「自立」「協働」「社会参画」の視点から市民性の育成を図る。あわせて、武蔵野市民科*と関連が深いセカンドスクール*等長期宿泊体験活動について、より効果的なあり方を検討する。

(5)一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の充実

インクルーシブ教育システム*の理念を追求するためには、教員や保護者、地域住民がこの理念を理解し、児童生徒の自立と社会参加を見据えて、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校などの連続性のある多様な学びの場を用意するとともに、相互の交流及び共同学習を積極的に推進する必要がある。そのための情報発信や学校、教員への支援を強化する。

本市の実情を踏まえた特別支援教室の運営体制の強化、障害種別ごとの特別支援学級のあり方の検討、特別支援学級における小中連携の推進等を行い、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の充実を図る。また、新設される児童発達支援センター*と教育委員会や学校との連携を強化し、就学前後での切れ目のない支援を行う体制を構築する。

(6)不登校対策の推進と教育相談の充実

不登校児童生徒が増加している。また、発達障害、虐待、貧困など子どもや家庭に関する課題は多様化・複雑化し、教育支援センター*が果たす各機能の強化が求められている。

不登校であっても教育機会を確保できるよう児童生徒へのサポートとして、スクールソーシャルワーカー*や登校支援員の配置を拡充し、学校と家庭への支援を強化する。さらに、チャレンジルーム*の拡充やフリースクールとの連携強化など、多様な学びの場を確保するための検討を行う。

また、本市における子どもと子育て家庭を包括的に支援する体制*づくりとの整合を図りながら、教育支援センター*の相談支援体制を強化する。

基本施策5 教育環境の充実と学校施設の整備

多様な価値観や家庭環境、地域社会の変化によって学校に求められるニーズは多様化し、学校をめぐる課題が複雑化・困難化している。学校における教職員の多忙化は著しく、多様化する教育ニーズに応えるためにも、教員が教育に注力し、子どもと向き合うための時間を確保する必要がある。また、学校施設の老朽化が進み、令和2(2020)年以後、市立小中学校は更新時期を迎えることから、人口動態も踏まえつつ長期的な視野に立ち、整備を進める必要がある。

これらの課題に対応し、本市の教育の質をさらに高めるための環境づくりを着実に推進する。

(1)教育力の向上をもたらす教職員の働き方の追求

教員の多忙化が社会的な問題となっている。教員の授業準備の時間と子どもと向き合う時間を十分に確保するため、市講師の配置、副校長等事務補助の配置拡大等を行う。また、部活動については教員の多忙化解消のみならず、活動の持続可能性と質を担保するため、部活動指導員の配置拡大や合同部活動のモデル実施、地域スポーツクラブ*化、地域の生涯学習事業としての実施に向けた研究などを行う。

(2)質の高い教育を維持するための人材の確保と育成

東京都においては教員志望者が減少している中で、産育休代替教員等の需要も高まっているため、市区町村において指導力の高い教員を確保するための取り組みが必要となっている。

授業力の維持・向上を図るため、教育アドバイザー*による研修・指導等をより充実させることや、市講師の効果的な配置により学級担任の教材研究の時間を確保するなど、教員がやりがいや誇りを感じられるよう、教員へのサポートを拡充する。また、指導力の高い人材を新たに確保するために、本市の教育の魅力を積極的に発信していく。

(3)学校と地域との協働体制の充実

現在の学校・家庭・地域をめぐる課題を踏まえ、子どもの豊かな成長を支えるために、学校運営における学校、保護者、地域住民の連携・協働を推進する。開かれた学校づくり協議会*を発展させるなど、より主体的に協議できる体制づくりについて検討する。同時に、教育活動を支える地域コーディネーター*やPTA等については、負担を軽減し、持続可能な活動とするため、地域と学校が子どもに対して、どのような資質・能力を育むかという目標を共有して連携・協働する体制へ発展させるための検討を行う。

(4)学校改築の着実な推進と安全・安心かつ適切な施設環境の確保

学校施設整備基本計画(仮称)に基づき、各学校や地域の実情に合わせた多機能化・複合化を検討しながら、従来の学校環境のもと、学校の改築を着実に進める。

また、改築するまでの施設についても、計画的な予防保全を継続するとともに、教育的ニーズの変化、自然災害リスク等の外的要因にも適切に対応し、良好な施設環境を確保する。

給食調理施設については、学校給食を安定的に供給するため新桜堤調理場改築を着実に進めるとともに、学校教育における食育推進のため、学校改築に合わせ小学校の自校調理施設の整備を進める。

(3) 平和・文化・市民生活

この分野の施策は、平和な社会を維持しつつ、災害や危機に強いまちづくりを継続し、市民が安全・安心に暮らしていくことができるよう、コミュニティの発展と活性化、生涯学習やスポーツの充実、産業振興などを進め、市民文化のさらなる成熟化を目的とする。

市民自治の歴史を継承し、多様に取り組まれてきたコミュニティ活動やその他の市民活動が、より持続的・発展的に展開されるよう支援することで、さらなる活性化を目指す。同時に、持続可能な地域社会を念頭に多様性の理解や国際交流の推進、産業振興などを進め、このまちにつながるすべての人にとって魅力的で価値あるまちづくりを推進する。

基本施策1 多様性を認め合い尊重し合う平和な社会の構築

平和な社会とは、戦争がないだけでなく、互いに人として尊重されることによって実現され、心豊かで穏やかな市民生活をもたらすものである。本市は、航空機エンジン工場である中島飛行機武蔵製作所*があったことで、第二次世界大戦中に本土空襲の最初の目標地となった。その歴史がもたらした平和に対する強い思いがまちをつくりあげ、現在の豊かな文化の基礎となっている。

すべての人が、性別、性自認*、性的指向*、国籍、文化、障害のあるなし等に関わらず、その個性と能力を活かせる環境をつくることは、生涯にわたりいきいきと、豊かで安心して生活することができる地域社会をつくるうえで重要な要素である。

引き続き、一人ひとりの命と人権が守られる真に平和な状態を保ち、多様性を認め合い尊重し合う社会を構築していく。

(1) 平和施策の推進

戦後70余年が経過し、戦争体験者が高齢化し、直接当時の証言を聞く機会が限られていく中、戦争の悲惨さと平和の尊さを次世代に伝えていくため、引き続き戦争体験の伝承を継続していく。さらに、その惨禍を語り継いでいくことが、今後ますます困難になっていくことから、平和施策のあり方について、新たな展開を検討していく。

武蔵野市平和の日条例制定をはじめとして、平和事業の取り組みは市民の意識を喚起し、その意義を広く発信する機会としてきた。今後も中島飛行機武蔵製作所*が本市にあったことを後世に伝える資料を、武蔵野ふるさと歴史館*や図書館等と連携しながら利活用する。また、青少年が長崎など戦争被災地を訪れ、その現実じかに接することや平和への想いを多くの人々と共有することは大きな意義があるため、青少年平和交流団の派遣を継続して実施し、平和に関する学習や交流を推進していく。



平和の集い

(2)多様性を認め合う社会の構築及び男女平等施策の推進

一人ひとりの多様性を認め合い尊重し合う社会を構築するために、引き続き市民の人権意識の向上や、若者世代からの意識啓発に努める。性の多様性については、LGBT*やSOGI*などの理解に向けて取り組む。そのうえで、同性婚等を公的に認めるパートナーシップ制度*の導入も含めて、当事者にとって望ましい支援について検討する。

また、この間制定された男女平等の推進に関する条例に基づき、策定された第四次男女平等推進計画を着実に進めるよう、「ヒューマンあい*」を推進拠点として、男女平等施策を多様な市民活動団体との協働で進める。

(3)在住外国人の支援

国内では在住外国人が増加傾向にあり、本市においても在住・在勤外国人や訪日外国人の増加がみられる。定住化の傾向から、育児・教育・福祉・防災等多分野での生活支援のためのニーズが生じている。これらの実態を把握し、庁内外の関係機関と情報共有・連携体制をとり、多文化共生社会の実現に向けて、日本人と外国人がともに活躍できる環境の整備を図っていく。また、ICT*の導入による利便性の向上の検討や、本市において在住外国人サポートを担っている(公財)武蔵野市国際交流協会*の機能の強化、会員や地域における協力者の拡大を図る。

基本施策2 災害への備えの拡充

今後30年以内に70%以上の確率で首都直下地震の発生が危惧されている。また、年々被害が大きくなっている台風やゲリラ豪雨等への対策も必要となっている。これらの自然災害から市民及び来街者の生命を守る災害時への備えの推進が市民から多く求められている。災害による被害を最小限に抑えるため、事前予防の取り組みを行うとともに、災害に起因した多様な課題に迅速に対応するための応急対応力の強化の取り組みを行う。また、速やかに都市機能を復旧し、被災者の生活を取り戻すための、災害復興のあり方・進め方の検討を進める。これらの対策の実現のため、近年の災害の教訓等を踏まえ、地域防災計画に反映していく。

(1)地震に強いまちづくりの推進

市内の住宅の耐震化率は目標値95%(令和2(2020)年度末)に対して約90%(平成30(2018)

年度末)となっている。木造住宅の耐震化は着実に進捗してきたが、合意形成等多くの課題を抱える分譲マンションは耐震化が遅れていることから、引き続き、耐震化の啓発活動を行っていくとともに、個々の課題を把握したうえでの専門家派遣等、総合的な支援や助成制度のさらなる拡充を検討していく。

特定緊急輸送道路沿道建築物*の耐震化については、耐震化費用の一部助成だけでなく、合意形成や移転の問題に対する支援をさらに進め、耐震化を促進していく。また、無電柱化も推進し減災に向けたまちづくりを進める。大規模災害時に起こりうる火災に対して、延焼防止のために幹線道路の拡幅事業を進めるとともに、防火水槽の整備を引き続き進める。大切なインフラである水道事業についても震災時に迅速な応急給水や応急復旧が行われるように体制を整備する。

(2) 自助・共助による災害予防対策の推進

災害による被害を最小限に抑えるため、市民一人ひとりによる日常からの備えが不可欠である。地震や火災から身を守るために、様々な啓発活動、支援を行う。家具転倒防止器具や住警器*、感震ブレーカー*、消火器の設置や、被災後の生活のための家庭での食料や飲料水、トイレ、日用品等の備蓄、帰宅困難時の備え、避難先の確保等を推進し、市民防災力の向上を図る。市内に多く存在するマンション管理組合等への自主防災組織*設立の働きかけや活動支援を推進し、地域住民の連帯による災害対応力強化を図る。

(3) 関係機関との連携による応急対応力の強化

地震発生直後の人的被害を減らす取り組みとして、傷病者を救うための災害時医療体制の強化と、救急車両及び災害対応車両の通行のための道路ネットワークの確保を行う。過去の災害において震災関連死が少なくない状況を踏まえ、震災関連死を減らすとともに、被災者の生活支援の取り組みを行う。避難所の環境整備、自宅での生活継続者への支援体制の強化、ライフラインの代替手段の確保を行う。また、被災者の中でもとりわけ介助または手助けが必要な人など、要配慮者の被災生活は困難となる。避難所における要配慮者トリアージ*や安否確認体制の整備などの災害時要配慮者対策を強化する。

帰宅困難者対策として制定した「吉祥寺ルール*」を市内事業者等に徹底するなど、災害時における来街者の安全対策を推進する。

(4) 市の応急活動体制の整備

災害対応を迅速に実施するために災害対応マニュアルの整備や訓練による職員の能力向上、必要な設備、資機材の整備を進める。また協定締結や訓練実施を通じ、多様な主体との連携を強化する。災害発生後に、他地域から多く寄せられる支援を効率的・効果的に受け入れる体制を整備するために受援計画*を策定する。

災害時の正しい情報取得方法の周知を強化するとともに、最新のICT*技術等を活用した新たな情報伝達手段や各施設・避難所間の連絡体制の充実についても研究していく。

消防団は、大規模災害時のみならず日常においても、地域の安全確保や防災力向上のために大きな役割を果たしている。災害時の対応力を強化するため、消防団の訓練・資機材・装備品・活動拠点等の充実を図る。台風やゲリラ豪雨による風水害等について、安全・安心な道路交通環境を確保するため、パトロール及び情報収集体制の強化、都・近隣自治体・民間事業者との連携を

図り、道路の損傷や冠水等の危険箇所における早期対応のための連絡・実施体制を整備する。



防災フェスタ

(5)災害復興への取り組み

災害後の復興は、長い期間を要するほか、大規模かつ総合的な取り組みとなる。円滑な復興を進めるためには、基本的な考え方や、具体的な施策、体制等について、あらかじめ十分に検討をしておく必要がある。災害発生後は、技術的・組織的・財政的な課題などの多くの検討事項が生じるため、様々な部署と連携しながら都市・住宅・くらし・産業の4つの復興課題を整理し、本市に適した災害復興のあり方、進め方を検討し、災害復興マニュアルを策定する。

基本施策3 安全で安心なまちづくり

市内の刑法犯認知件数*は、平成14(2002)年のピーク時に比べて約3分の1に減少しており、まちの安全は確実に向上している。一方、市民アンケートの回答では、体感治安*向上の項目が微増にとどまっているため、適切な方法での情報提供や、「見せるパトロール」の推進、「地域ぐるみでの防犯力の向上」等により、安心を実感できるまちづくりを一層進める必要がある。

また、特殊詐欺*、悪質商法、テロ、サイバー犯罪等は、近年ますます巧妙化、広域化している。警察署、商店会、市民等の関係機関・団体と連携し、啓発や対策、訓練等を実施し、被害の最小化を図っていく。

(1)安全安心なまちづくり

安全で安心なまちづくりを推進するために、ホワイトイーグル*、市民安全パトロール隊*、防犯協会*及び自主防犯組織*などと連携し犯罪抑止に努める。地域社会全体で「ながら見守り」「地域のパトロール活動の市民への認知度向上」を図り、体感治安*の高いまちづくりを進める。また、環境浄化特別推進地区等*における商店会や事業者などの自主的な防犯活動を支援する。違法な客引き・スカウトや風俗営業、道路上に張り出した看板指導などを、ブルーキャップ*、警察、市民が一体となって実施することで、良好な環境の確保を図り、市民や来街者などの安心感を高める。

国際化や情報化の急速な進展により、テロやサイバー犯罪、パンデミック*等の発生が予想される。これらテロ対策訓練や新型コロナウイルスに対する訓練などを継続的に行い、警察、消防や保健所等関係機関との連携を深め、危機管理能力の充実を図る。



ホワイトイーグルによる子育て施設への情報提供

(2) 特殊詐欺、消費者被害の防止

都内における振り込め詐欺などの特殊詐欺*の被害件数は高水準にある。これらの詐欺被害の抑止には高齢者のみならず、家族や友人知人などへの周知、啓発活動を行う必要がある。そのために警察、商店会、金融機関など関係機関・団体と連携し、イベントなど様々な機会を捉えて被害抑止を図っていく。あわせて、自動通話録音機*の無償貸出なども引き続き実施していく。

特殊詐欺*のほか、マルチ商法などの悪質商法による被害も若者から高齢者まであとを絶たない。また、令和4(2022)年4月から成年年齢が18歳に引き下げになることから、若年者への消費者教育の重要性が高まっている。悪質商法による被害を防止するために、消費生活相談のリーフレット配布や学校等での出前講座、FM放送、消費生活講座や被害未然防止街頭キャンペーン等を継続して行っていく。

基本施策4 地域社会と市民活動の活性化

本市では、コミュニティ構想*に基づき、コミュニティセンターを中心とした市民による自主的なコミュニティづくりが進められてきた。また、防犯・防災、福祉、子育て支援、青少年健全育成、まちづくり等の幅広い分野で、市民が自主的に行う活動や市民と行政が連携や協働により行う活動が重層的に展開され、多くの成果が積み上げられてきた。一方、個人情報に関する取扱いや、安全・安心に対する取り組みの強化、ICT*技術への対応など、担い手の不足も相まってコミュニティ運営はその難易度が高まっている。

市民同士の語らいや市民活動団体同士の相互連携によって互いの知恵と経験を重ね合わせながら、これまで積み上げてきた成果を未来へとつなげていく。

(1) 市民同士の語らいや連携による豊かな地域社会の進展

「これからのコミュニティ*」の議論から生まれた地域フォーラム*やコミュニティ未来塾むさしの*の振り返り、コミュニティ評価委員会*によるコミュニティづくりの評価を踏まえながら、今後も市民同士が語らう機会の創出や、協働を生み出す環境づくり、行政による地域の実情に即した支援を継続していく。

また、地域における多様な活動がコミュニティセンターを拠点として行われ、互いに連携し、協力

しあいながら展開されるよう、これからのコミュニティセンターに必要な機能について検討する。



コミュニティ未来塾むさしの

(2)市民活動支援策の検討

多様な市民活動が生まれ、それらが発展していくことで、地域に活力が生まれ、社会は豊かになっていく。そのためには活動のきっかけづくりや相談機能、団体相互のつながりや協働が生み出される環境の整備が重要となる。これらの機能を担っている行政、武蔵野プレイス、(社福)武蔵野市民社会福祉協議会*による連携を強め、中間支援としての機能を高めるとともに、より効果的な支援策を検討していく。

基本施策5 豊かで多様な文化の醸成

本市においては、市民の自発的な活動によるまちづくりが行われ、緑を大事にする、豊かで多様な市民文化が醸成されてきた。また、特徴ある商業地の形成、クリエイターや研究者の集積、それらを支える事業者の展開等によって、武蔵野市を特徴づける都市文化も形成されてきた。

今まで築き上げられてきた文化を、これからも大切に守り育て、発展させていくとともに、住む人、働く人、来街者、事業者のいずれにとっても魅力あるまちであり続けるよう、今後も豊かで多様な文化の醸成に努めていく。

(1)文化振興基本方針に基づく文化施策の推進

平成30(2018)年度に本市で初めて策定された文化振興基本方針は、芸術文化的な視点をあらゆる分野に提供することによって、武蔵野市の文化の発展を目指すものとしている。方針に基づいて文化施策を推進するため、方針の共有・浸透、振り返りのための体制をつくり、文化事業等に関する情報収集・提供方法の検討、評価方法の研究を行うとともに、これからの文化施設が担うべき役割や機能等について検討する。また、市民と行政が一緒になって文化振興のあり方を考える機会を持ち続けるため、民間・教育機関等と連携した事業の検討を行う。

市民にとっての文化の享受と発信において、(公財)武蔵野文化事業団*と(公財)武蔵野生涯学習振興事業団*の活動が寄与することがますます期待される。両事業団のもつ資源を有機的に結びつけた効果的な事業展開によるさらなる文化の発展を図るため、統合に向けた取り組みを支援する。

(2)東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等のレガシー*の創出と継承

東京2020大会は、スポーツの祭典であるとともに文化の祭典でもあり、スポーツや文化を通じて人々の生活の成熟度を高めていく狙いがある。本市においても東京2020大会を契機にこれまで取り組んできた、障害の有無に関わらず親しめるスポーツ環境・芸術環境の整備や、国際交流、小中学校体験授業支援、市政情報や観光情報の外国語対応などをレガシー*として残し、豊かな市民文化を醸成していく。



Sports for All パラ・フェスタ

(3)都市観光の推進

東京2020大会後も本市への来街者数を増加させるため、国内観光客に限定せず、インバウンド*向け観光メニューを開発するとともに、市内の企業及び東京都や近隣自治体等とも連携し、広域による交流人口拡大のための新たな魅力創出を図る。また、観光ガイド*の育成のために市民ボランティア団体等との連携を検討し、来街者がまちの魅力に触れる機会を増やすことにより、本市への来街者の増加を目指す。

(4)都市・国際交流事業の推進

本市は海外6都市、国内9都市との間で、友好都市交流関係を結んでおり、海外交流事業については、青少年を中心とした海外友好都市との相互交流を推進する。ルーマニア・ブラショフ市に設置している「日本武蔵野センター*」については設立21年を経過しており、あり方を見直し新しい交流の形へと展開していく。

また、国内友好都市交流事業の拠点として設置しているアンテナショップ麦わら帽子*については、改めて設立当初の理念に立ち返り、その後の小売業を巡る環境変化や経営状況を踏まえ、交流の基盤としてのあり方を、友好都市等を交えて多角的に見直し検討する。

基本施策6 多様な学びや運動・スポーツ活動の推進

人生100年時代*の到来といわれ、学びの目的や方法、質などが一層多様化してきている。また、それぞれの置かれた立場や境遇によって、学びの方法や質、量の違いが生じている。

この現状を把握し、従来の講座等による受動的学習のみならず自主的に行う様々な能動的な学びをすすめ、参加と学びの循環を作り出すことで、成熟した生涯学習社会の実現を目指す。

(1)生涯のライフステージを通じた学習活動の充実

様々なライフスタイルやその人のライフステージによって、求められる学びの方法とその内容は異なり、多様化している。この多様化に対応するためICT*等を活用し、生涯学習に関する情報の収集・提供や身近で学べる環境整備を進める。

また、子どもも学びを深めることや、伸ばしたり広げたりできるよう児童・生徒の学校外での幅広い学習活動の充実も図る。

生涯学習で得た学びで個々の知識技能を高めつつ、その学びの成果の地域での共有や学びを通しての地域のつながりづくりの支援を検討していく。また、引き続き誰もが学ぶことが楽しめる環境の整備を推進する。

今後も、武蔵野地域自由大学*や武蔵野地域五大学*、社会教育施設などとの連携を行いながら市民に参加と学びの場を提供していく。

(2)文化財や歴史公文書の保護と活用

これまでに本市では多くの歴史・文化に関する資料を調査・収集・保存し、多様な手法で文化財の保護を進めてきた。また、民俗資料などの文化財については、多くの市民から寄贈を受けたまま大切に収蔵している状況である。今後はその収蔵資料の価値づけをし、適切に分類したうえで、整理・収蔵・保存・活用していく。

また、歴史公文書に関しては、旧永年文書*の選別を進めていくとともに、公開し次世代に伝えていくため、公文書館機能を強化していく。

(3)図書館サービスの充実

図書館には多様な資料の収集提供、読書支援、調べもの支援など、図書館ならではの役割がある。「読む」楽しみ、「知る」楽しみを実感できる図書館を目指し、各館の地域特性を活かした資料収集や新刊ベストセラー書籍の複本購入の抑制など、蔵書方針の見直しを行う。

武蔵野プレイスを中心に図書館には想定を超える利用者があり、資料提供の機会が相対的に低下してきている。そのため、市民と市外登録者のサービス内容を検討し、市民へのサービス水準の確保を図る。また、中央図書館については、その役割を果たすための最適な運営形態について、指定管理者制度を導入した分館の状況等も踏まえて検討する。

インターネット接続環境の向上、オンラインデータベース等の電子資料へのアクセスの拡大を行い、サービスの向上を図る。また、乳幼児からの切れ目のない読書活動支援や学校図書館との連携を進めるため、子ども読書活動推進計画を改定する。

(4)国際スポーツ大会のレガシー*を活かしたスポーツ振興

スポーツには、健康増進、レクリエーション、コミュニティの形成、気分転換など多くの効果がある。自身がスポーツをする以外にも、観戦する楽しみなど、スポーツに求める価値は多様化している。子どもから大人まで、障害の有無にかかわらず、誰もが自由にスポーツを楽しみ、充実した生活を送ることができるよう機会の提供を行う。

体育施設は竣工後30年が経過しており、特に老朽化が進んでいるプールについては再整備のあり方について検討する。総合体育館、陸上競技場等は大規模な保全・機能改善の工事が必要な時期を迎えるため、計画的な整備・更新を進める。

旧桜堤小学校跡地は、今後の児童生徒数の増加への対応等を勘案して、武蔵境圏へのスポーツ広場*としての整備を検討する。

基本施策7 まちの魅力を高め豊かな暮らしを支える産業の振興

本市は緑豊かな住宅都市であるとともに、商業施設や飲食店が集積し、広域的な集客力を持つ吉祥寺を有し、市民のみならず多くの人々に親しまれるまち、多様な文化を発信するまちとして発展してきた。

市内三駅圏の持つ特性や個性を活かした都市型産業を育成し、誰もが安心して暮らし、働き、楽しむことのできるまちとして、取り巻く環境が時代とともに変化する中で選ばれるまちであり続けるため、都市や地域の抱える様々な課題に市民・事業者・関係団体・市が一体となって取り組んでいく。

(1)産業の振興

近年、少子高齢化を背景に商店街の衰退や中小規模事業者の後継者不足、賃料の高騰等が進んでいる。また、ICT*化の進展への対応の必要性や、外国人労働者の増加など社会環境の変化が顕著となっている。このような市内産業の実態把握を継続し、創業支援や事業承継等を中心とした産業振興全般について具体的な施策を検討する「むさしの産業サポートネット(仮称)*」を設置する。さらに、市内事業者が将来にわたり競争力を保てるよう、キャッシュレス決済などのICT*化やグローバル化への取り組みに対する支援を検討する。また、高齢者等の買い物に不便を感じている市民への支援策も検討する。

市内には、鉄道3駅(吉祥寺・三鷹・武蔵境)があり、駅周辺にはそれぞれ特徴的な市街地が形成されている。吉祥寺駅周辺は、大型商業施設と商店街が連携して人気の高い商業集積地を形成しているが、近年では賃貸借料の高騰に伴い、個性的な店舗が減少している。武蔵野商工会議所や不動産事業者等と連携し、個性的な店舗や新しい企業の進出に向けた支援策を検討する。三鷹駅は中央線の特別快速が停車し、総武線・東西線の始発駅でもある利便性の高い地域である。三鷹駅周辺は外食チェーンの本社等の企業が複数立地しており、オフィス街としてさらに発展する可能性を秘めている。三鷹駅北口街づくりビジョン*等も踏まえ、三鷹駅北口周辺で成長可能性の高い分野の企業等が進出できるよう、その方策を積極的に検討する。さらに、外食チェーン本社の集積を活かし、健康福祉や子育て支援分野等との連携を検討する。武蔵境駅周辺は、武蔵野プレイス、境南ふれあい広場公園や複数の教育機関が集まっているため、学生をはじめ地域住民や商業者らが一体となって行う地域活動やネットワークづくりがより活発化するよう支援する。

また、映画・音楽・アニメーション・漫画等のコンテンツを含むクリエイティブな活動は、本市の特徴であり、魅力向上につながることから、その実態の把握と新たな産業への発展について検討していく。コンテンツに関わる事業者等が異なる分野の事業者等と連携することで、新しいビジネスチャンスやまちの魅力の創造や発見につながることを期待できることから、関心・意欲のある事業者等で構成するコンテンツ事業者等連絡協議会(仮称)*の設立を図る。

さらに、武蔵野市ふるさと応援寄附*(ふるさと納税)を活用した市の魅力発信や地域の産業振興を図る。

(2)農業の振興と農地の保全

都市農地は生産の場であるとともに、災害時の避難場所や延焼遮断といった防災機能、農業景観の保全、都市環境の維持・確保、生物多様性*の保全、体験農園としての活用など多様で重要な機能を有している。

将来にわたり市内で農業を継続していくため、現行生産緑地*農地が新制度である特定生産緑地*農地に漏れなく移行されるよう所有者への周知と説明を行う。また、後継者の育成について、関係団体、行政等による支援を進める。

農業従事者の減少・高齢化が進む中、限られた資源である都市農地が意欲ある農業従事者等によって有効に活用されることが重要である。新たに都市農地貸借円滑化法*が施行され、市内の農地についても貸借の道が開けたことを踏まえ、関係団体等とこの仕組みを検討し、農地の保全を図る。相続に伴う農地減少への対応についても研究を進める。

(4) 緑・環境

この分野では、地球規模の環境の変化を的確に捉えながら、本市が誇る魅力の一つである緑をはじめ、水やエネルギーなどの資源を確実に守り、次世代に引き継いでいくことで、持続可能な環境都市の実現を目指していく。

また、地球温暖化による気候変動や社会・経済状況の影響を受けたライフスタイルの変化がスピードを増している中、環境に関わる各主体の新たな連携や協働の可能性を模索しながら、環境と調和したまちづくりを進めていく。

基本施策1 市民の自発的・主体的な行動を促す支援

私たち人間の活動によって生じる温室効果ガスにより、地球温暖化は確実に進んでいる。日々変化する環境問題に対応するには、私たち一人ひとりが自らの問題として認識し、環境に配慮した行動を実践することが必要不可欠であるが、こうした活動を継続的に行っていくには個々の活動だけでは限界がある。必要な情報を迅速に発信することや、活動に参加しやすい仕組みづくり、各主体が連携できるような場や機会の提供など、様々な手法で活動を支援することで、環境に配慮した行動を促す。

(1)刻々と変化する環境問題への対応

これまで実施してきた環境啓発の取り組みにより、省エネルギーやごみの分別の実践など、基本的な環境配慮行動は定着しつつあるが、地球環境問題は日々刻々と変化している。こうした変化を的確に把握しながら、必要な情報をリアルタイムで市民や市民団体、企業等に提供し、共有することで、その時々に見合った環境啓発の取り組みを、多様な主体と連携して行っていく。

環境啓発施設エコプラザ(仮称)*では、環境に関する総合的なネットワークの拠点施設として、環境情報の一元的集約・発信や、環境学習及び体験の場・機会の提供、異なる主体の連携・活動への支援などを行う。また、持続可能な社会を目指すことで、環境分野の側面からSDGs*の達成に貢献する。

(2)環境啓発と市民活動との連携

環境負荷を低減した持続可能な社会を形成するためには、緑をはじめとする良好な環境を保全するとともに、市民一人ひとりの環境に対する意識の向上が必要不可欠となる。

自然を身近に感じることのできる緑豊かな環境の形成が、高い評価につながっていることから、より一層、市民一人ひとりが緑の良さを実感し、暮らしの中で緑に親しむことにつながるための取り組みを進める。また、緑に親しむきっかけとなる情報発信、参加しやすいボランティア活動の仕組みづくりを行うとともに、ボランティア団体等が継続的に活動できる支援を進める。

ごみ処理における環境負荷及び処理経費削減のため、市民一人ひとりの意識向上による分別徹底と排出量抑制行動が欠かせない。ごみの排出実態をより明確に把握し、市民・事業者がごみ減量等の活動を積極的に取り組めるような啓発を行う。

多くの市民に水循環*の重要性和下水道の役割等について理解を深めることが、持続可能な社会の形成において重要である。市民の自主的な活動と連携しながら啓発事業を実施していくとともに、住宅への雨水浸透ますや雨水タンクの設置促進を通じ、水循環*の推進を図る。



環境フェスタ

基本施策2 地球温暖化対策の推進

気候変動による自然生態系、水環境、市民生活等への影響が顕在化している。今後は地球温暖化の原因物質である温室効果ガスの排出抑制と吸収の対策を行う「緩和策」だけでなく、気候変動に対して人や社会・経済のシステムを調節することで、被害を軽減しようとする対症療法的な取り組みである「適応策」も重要である。特に建築・建設行為は環境へ大きな負荷をかける行為となるため、主体者が環境負荷低減を意識したまちづくりを実践できるよう市が率先して推進する。

(1)地球温暖化対策としてのエネルギー消費のスマート化

気候変動緩和策として温室効果ガス削減のため、今後も継続してエネルギー消費のスマート化を推進し、脱炭素社会*の実現を目指していく必要がある。

特に市内でエネルギー消費割合の高い業務部門(事業所)、家庭部門に対しての再生可能エネルギーの普及や省エネルギー対策を推進していく。

クリーンセンターを核としたエネルギー地産地消*事業を推進し、さらなる電力の有効活用を図っていくとともに、全市的なエネルギー施策の取り組みを進める。

(2)環境と共生したまちづくり

温室効果ガス削減に大きく影響する建築物の環境負荷低減に取り組む必要がある。建築物省エネ法が施行され、本市も建築物環境配慮指針を制定した。公共施設の環境配慮の基準を詳細に設定し、民間の開発・建設の規範となるよう積極的に建物の省エネ化の推進を図っていく。

急速な都市化の進展に伴い、地下水の涵養機能が低下しているとともに、集中豪雨による浸水リスクが増大していることから、全市的な課題である水循環*都市の構築を進めていく必要がある。そのため、建築物だけでなく道路や公園を含むすべての公共施設を対象に、市の技術指針に基づき雨水浸透施設の整備を推進し、環境負荷の低減を図る。

基本施策3 「緑」を基軸としたまちづくりの推進

まちの中にある緑は、市民や来街者の心を癒し、安らぎを与えてくれる。季節感を感じる都市景観は、本市の魅力の一つである緑豊かなイメージをより一層高めるとともに、潤いとにぎわいの調和のとれた成熟した都市の形成に欠かせない要素である。加えて、生態系の保全や防災機能、地域の活性化や歴史の継承にも大きく寄与している。

公園緑地や街路樹、農地、屋敷林・雑木林、住宅地の花と緑など、本市にとって大切な緑は、公園緑地の整備・拡充などにより公有地では新たに創出されてきた一方で、民有地では開発や維持管理の負担等から減少傾向にある。大切にしてきた緑や水辺などの豊かな街並みを次世代の子どもたちに引継ぐため、昭和48(1973)年に制定した「武蔵野市民緑の憲章」の基本理念を継承し、市民・事業者との連携を一層深めながら、緑を基軸としたまちづくりを推進していく。

(1)街路樹などの緑の保全・管理

市では、樹種固有の樹形を尊重した街路樹の管理を実施しており、張りのある街路樹は、公園や水辺とともに市民の共有財産として緑豊かな武蔵野市の魅力の一つとして大きな役割を果たしている。

引き続き、自然樹形による管理を基本としつつ、安全かつ円滑な通行を確保するため、通過車両や歩行者に接触する危険がある枝や道路標識などを隠してしまう枝の剪定、根上がり対策などを中心に適正な維持管理を行っていく。また、桜を中心に路線ごとに街路樹診断を実施し、倒木の恐れのある危険木については植替えを行うなど、風格のある並木の保全を実施し、継承していく。



境南通りのケヤキ並木

(2)緑の保全・創出・活用

都市の貴重な民有地の木や樹林、農地は、維持管理の負担、相続による住宅化などにより減少傾向が続いている。民有地のみどりの保全と創出のため、保存樹木等の地域のシンボルとなる緑に対する支援策について、制度の拡充を検討する。また、農にふれる機会を拡充するなど、様々な主体と連携しながら、民有地の緑の確保に向けた取り組みを行う。

大規模開発でオープンスペースを創出する際の、質の高い緑化に向けた誘導策と評価手法の研究を行うとともに、街に存在する貴重な公園緑地やオープンスペースを有効に活用するため、地域との連携を行いながら、利用に対する柔軟な運用を目指していく。



境ぽっぽ公園

(3)緑と水のネットワーク*の推進

公園緑地は、公園施設の主要な機能や効用が継続的に発揮されるよう、快適で安全に利用できる維持管理を行う。また、市民一人当たりの公園面積の充足に向け、公園空白地への重点的な整備と、借地公園の買い取りを含めた恒久的な利用を図り、公園緑地を次世代に残していく。老朽化やニーズの変化等で利用されなくなった公園緑地については、魅力向上のため、リニューアルを推進していく。

点在している公園緑地などの緑や、昔からある農地、屋敷林・雑木林など、まとまりのある緑を、水辺と街路樹でつなぐことで厚みのあるネットワークの形成を推進していく。

また、生物多様性*基本方針に基づき、自然環境の減少・偏りや気候変動、侵略的外来種の問題を前提に、生態系ネットワークを強く意識しながら、今ある自然環境を守り、新しい自然環境を育て、人間と他の生物の暮らしが適切に調和するまちを目指す。

広域的な連携として、多摩地域の森林の健全育成と、市民の自然との触れ合いを促すため、二俣尾・武蔵野市民の森事業*で、市民が体験できるイベント等を計画的に実施する。また、新たに創設された森林環境譲与税*に対応した事業の充実や多摩産材の活用を検討する。

基本施策4 持続可能なごみ処理体制の確立

循環型社会を目指したごみ減量の取り組みは着実に実施されているが、行政収集の広域化や近隣市との連携、収集運搬と処理を環境負荷と経済性から総合的に考慮した最適なごみ処理手法の研究等、新たなごみ処理のあり方には課題が多く残されている。市民、事業者、市がごみの減

量、分別の徹底、ごみの資源化をそれぞれの責任において主体的に取り組むとともに安全かつ安定的なごみ処理を行いながら、環境負荷の低減や事業効率化を通じた持続可能なごみ処理体制の確立を目指す。

(1)廃棄物処理の最適化

武蔵野市ごみ収集の在り方等検討委員会における議論を経て、平成31(2019)年4月より一部資源物の収集頻度の隔週化と収集地区割り・収集品目の平準化を行った。今後も総合的に環境負荷の低減や事業効率化を目指し、ライフサイクルアセスメント*の観点を取り入れた持続的かつ合理的な収集運搬体制、中間処理手法について、継続的に検討する。

また、長期的な課題であるごみの広域処理については、近隣市とのごみ処理相互支援を引き続き行いながら、ごみ処理事業全般にわたる情報交換等を行い、広域処理に向けた課題を整理していく。

地域住民の理解のもと建て替えられた武蔵野クリーンセンターは、DBO方式*の事業として、平成29(2017)年4月より20年間の施設運営を開始している。今後も施設運営委託事業者と連携し、ごみ処理施設の安全・安定稼働の維持継続をしていく。



武蔵野クリーンセンター

(2)廃棄物発生・排出抑制

市民、事業者、市が連携して、ごみの減量、分別の徹底、ごみの資源化を図り、ごみ排出量を削減させるとともに、最終処分量を削減させる。特に不燃ごみは、小型家電の拠点回収や宅配便回収により、資源化の促進を図るとともに、リチウムイオン電池に代表される充電電池などの危険・有害ごみの分別の徹底を図る。

集団回収*は、廃棄物行政や地域コミュニティにおいて一定の役割を担っているが、同時に様々な問題を抱えている。これらの問題を解決するため、集団回収が地域コミュニティに対して持つ役割に配慮しつつ、市民や市民団体、事業者等と議論し、望ましい集団回収*のあり方を検討する。あわせて、スーパー等における店頭回収や、新聞販売店の自主回収について、その取り組みを顕彰する制度を創出する。

基本施策5 生活を取り巻く様々な環境の変化に伴う新たな問題への対応

地球温暖化による気候変動は、私たちの生活環境に変化を及ぼしている。また、グローバル化の進展やライフスタイルの変化により、これまでの生活では起こり得なかったリスクも生まれている。それらの環境の変化に伴う新たな問題を的確に捉え、被害の回避・軽減を図ることで、良好な生活環境を確保する。

(1)様々な環境問題への対応

地球温暖化による気候変動の影響や人の移動、物資輸送のグローバル化の進展により、新たな感染症や外来生物の侵入による、市民生活や生態系に影響を及ぼすリスクが増加している。また、生活スタイルの変化により、生活関連公害が多様化している。

これらに対応するため、知見を有する関係機関と平時から連携を図り、新たなリスクにも適切に対応できる体制を構築・維持していく。また、愛護動物の適切な飼い方指導や虐待防止の相談等について、関係機関と協力して取り組む。

(2)受動喫煙対策と環境美化の推進

健康増進法の改正及び都の受動喫煙条例の策定により、店舗内が原則禁煙とされる。そのことによって、駅前周辺エリアの喫煙が可能な場所が限定されることになり、まちの環境美化への影響と受動喫煙の増加が懸念される。そのため、引き続き路上喫煙禁止マーク、ポイ捨て禁止マークの路上添付により、まちの美化の維持に努める。加えて、受動喫煙防止に関する啓発事業や路上禁煙地区における喫煙所設置に向けた検討など、総合的な受動喫煙対策を実施する。

また、まちの美化を維持するため駅前周辺清掃を引き続き実施することで、美しく清潔なまちづくりを行う。

(5) 都市基盤

この分野の施策は、都市活動の基盤となる道路や上下水道等の整備・維持を行うとともに、都市計画マスタープラン*や地域ごとの特性を活かしたまちづくりルール等に基づく、市民参加による計画的なまちづくりを推進することを目的とする。

これまで培った文化や良好な都市景観を今後も大切にし、地域の魅力や価値を向上する活動への支援や、市民と市が連携・協働しながらまちづくりを推進することにより、魅力的で活力のある都市を目指す。また、市の将来像を見据えた総合的な視点を持ち、新たな価値を創造していくという「再構築」の考え方をもち、効率的な財政投資を行うことで、引き続き持続可能な都市を推進する。

基本施策1 個性あふれる魅力的な地域のまちづくり

都市の空間が魅力的な場所であり続けるためには、市民が自ら地域の価値を向上させる活動に取り組める環境を整備する必要がある。また、地域の実情にきめ細かく対応するため、地域のまちづくりルールの策定に向けた支援を行うとともに、都市計画マスタープラン*において土地利用の適切な誘導を促す。

公園・緑地などの公共空間の整備や開発事業に伴う公開空地の誘導等により、ゆとりある街並みを創出するとともに、街路樹や民有地の緑などを保全することで、良好な都市景観を形成してき

たことが高く評価されている。今後も景観ガイドライン*に基づく開発調整や道路の無電柱化、街路樹の整備等により良好な景観を保持していく。

(1)地域主体のまちづくりへの支援

地域特性に応じた成熟したまちにおける魅力あるまちづくりを進めていくためには、地域が積み重ねてきた風土や文化、活動を捉え、互いの意思や想いを共有するための地域のビジョンを描くことが大切である。市民、市民活動団体、事業者等の様々な主体によるまちづくり活動の始動を支援することで、地域特性を活かしたまちのビジョンの共有とまちづくりルールの策定を進める。

また、心地よい都市空間には、通りや建物だけでなく、その場所を使う人々の多様な活動が必要である。社会実験の実施によりパブリックスペースの利活用を促進するなど、市民による自発的・自立的なエリアマネジメント*活動の展開を支援することで、公共空間の社会的で文化的な価値を創出していく。まちづくりを支援する制度については、まちづくり条例*に基づく支援や、(一財)武蔵野市開発公社*のまちづくり支援業務の充実なども視野に入れ具体策を検討する。



タワーズマルシェ

(2)計画的な土地利用の誘導

業務・商業の集積により都市の活力を維持するとともに、良好な住環境を保全するため、都市をマネジメントする視点から、都市計画と産業振興施策、農業振興施策等をはじめとした様々な分野との連携を強化する。令和3(2021)年度に改定する都市計画マスタープラン*において、本市の将来人口推計にも留意し、必要な都市機能や計画的な土地利用の誘導手法について検討する。

(3)魅力的な都市景観の保全と展開

緑豊かで閑静な住宅地やにぎわいのある商業地を維持保全・形成するため、景観ガイドライン*に基づく開発調整を行うとともに、景観まちづくりに関する講座やワークショップを継続し、市民意識の向上を図る。そのうえで、必要に応じて制度や基準などの見直しを行う。

良好な景観形成、都市防災機能の強化、歩行者等の交通環境の向上を図るため、今後の無電柱化施策の方向性や具体的な取り組み等を定めた無電柱化推進計画(仮称)を策定し、無電柱化のさらなる推進を図る。また、街路樹の適正な管理により安全性を確保するとともに、道路空間における貴重な景観資源の保全を行う。

基本施策2 将来にわたり持続性ある都市基盤づくり

本市は他の自治体に比べ、早い時期から都市基盤を全市的に整備してきた。現在、多くの都市基盤施設等は更新時期を迎えているため、老朽化した施設の安全性の確保や防災機能の向上が必要である。中長期的な財政状況や社会情勢の変化等を踏まえた計画的・効率的・効果的な更新や維持管理を実現していく。

[道路分野]

本市の道路施設は、舗装や橋りょうにおいては予防保全型の管理を行うとともに、その他の施設に対してはパトロール等による点検を実施し、安全・安心な道路サービスを提供してきた。現状の道路サービスを続けていくうえでは、効率的な維持管理に努めるとともに、市民と行政が共に道路を維持管理していく仕組みづくりを構築する必要がある。

(1)計画的・効率的・持続的な道路施設管理

道路総合管理計画に基づき将来にわたり安全・安心な道路サービスを提供するため、計画的・効率的・持続的な道路管理を推進する。道路施設の状況確認や日常点検等が実施できるよう、スマートフォンやタブレット等のICT*を用いた新技術を導入・活用していく。

(2)市民と行政との協働

道路の適切な維持管理の必要性や重要性について、市民等の理解を得られるよう啓発手法を検討する。また、市民と協働・連携した道路管理の実現に向け、道路清掃等の美化活動をはじめとしたアダプト制度*の導入、道路協力団体制度*の構築・活用を検討していく。

[下水道分野]

本市の下水道施設は、昭和40～50年代に集中的に整備をしたため老朽化が進んでおり、今後改築時期のピークを迎える。安定的・持続的に良質な下水道サービスを提供していくためには、経営の健全性の確保とともに、中長期の予測を踏まえた計画的・効率的な施設全体の管理を行うことにより、施設の機能確保を図っていく必要がある。

(1)下水道ストックマネジメント*の推進と大型建設事業への対応

これまで行ってきた管路施設の予防保全型の維持管理を発展させ、ポンプ施設を含めたすべての下水道施設(ストック)を対象として、計画的な維持管理・改築を実施し、定期的な計画の評価及び見直しを行うことで、精度の高いストックマネジメント*を行っていく。持続可能な下水道事業の実施に向けて、これらの取り組みに加え、今後、本市が抱える長年の課題として汚水送水先の切替え等の大型建設事業を予定していることから、関係自治体の動向等を踏まえながら、事業化に向けた検討を行う。事業推進への手法として、民間活用や広域化・共同化も視野に入れて検討する。

(2)安定的な下水道経営

安定的な下水道経営に向け、定期的な使用料の見直し、基金の積み立てや市債抑制を行い健全化に努めているが、今後、大量のストックの改築や大型建設事業に加え、工事費の上昇や国庫

補助の削減等の経営リスクが見込まれており、より安定した財源の確保が必要となる。そのため、公営企業会計への移行により経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図るとともに、使用料については4年に1度の見直しを継続し、長期的な経営の安定化を目指す。



石神井川排水区雨水排水幹線

[水道分野]

全国的には、本市のような中小規模水道事業では、広域化・共同化など水道経営の基盤強化が求められている。その背景には、給水収益の減少や、施設の更新、自然災害への対応など、現在の経営規模に見合わない課題が顕在化しているからである。本市においても、今後も安全で安定的な水道供給の持続性を高めていく必要がある。

水道施設は、市民の生活に欠かせない最も重要なライフラインの一つであり、平常時のみならず災害時においても水道水の安定供給を図るため、水道施設を適正に維持管理及び更新等を行っていく。

(1)都営水道一元化の推進

本市は、これまで必要量の100%の水源を確保できないながらも市単独で事業を行ってきたが、全国の中小規模水道事業者と同様の課題を抱えており、今後単独事業を維持していくことは困難である。将来にわたり安全で安心な水道供給の持続性を高めるため、都営水道への一元化を目指した取り組みを推進していく。

(2)安定的な水道事業運営

人口が増加し給水栓数が増加しても、節水機器の普及等により、給水量は低下しており収益の増加は見込めない状況である。一方、安定的に水道を供給していくためには、施設の維持管理や施設更新を継続的に実施していく必要がある。そのため、「武蔵野市水道事業運営プラン(仮称)」に基づき、より一層の経営の効率化とともに、配水管網の耐震化の促進、浄水場施設の配水ポンプ設備や電気設備等の更新、そして安定的な取水量を確保するため適切に施設の維持管理等を行っていく。

[建築分野]

災害などへの安全性や商業地、住宅地などのまちの環境を守るために、民間関係機関と連携し、安心して秩序あるまちづくりを推進していく。

(1)建築物の安全性や質の向上

建築確認や検査の多くを担う民間関係機関との連携や、既存建築物・設備等に対する定期報告制度を活用した適正な使用・維持管理の強化、違反建築物の取締りを推進し、建築物の長期使用や有効活用による良質な建築物のストック形成を促進するとともに、市街地の安全性の向上を図る。

基本施策3 誰もが利用しやすい交通環境の整備

本市は、交通結節点である吉祥寺、三鷹、武蔵境の3駅を中心としたバス交通網の整備等により、公共交通の利便性が高い都市である。一方、市域が狭く地形が平坦なため、市民の移動手段は、利便性の高い自転車利用が多い状況にある。

地域公共交通の充実により誰もが安全・安心に利用できる交通環境の確保や、自転車利用環境の整備を推進するとともに、交通に関する新技術に注視しながら、交通事業者等と連携し、市民の移動手段の充実を図る。

(1)人にやさしいまちづくり

高齢社会の進展等による社会環境の変化に対応するため、路線バスやムーバス*、タクシーなど地域公共交通の利便性向上や、交通需要等を踏まえた道路機能の見直しを図り、歩行者を重視した道路空間づくりを推進する。

バリアフリー基本構想を改定し、高齢者や障害者、子ども連れの人など、市民や来街者誰もが安全・安心に移動できるよう、様々な関係主体と連携を図り、道路、都市公園、建築物やバス・タクシー等の公共交通を含め、総合的にバリアフリー化を推進する。

(2)自転車のルール・マナー向上と自転車利用環境の整備

道路交通法が改正され罰則が強化されたものの、自転車に関与する交通事故の割合は依然として高い状況にある。自転車利用の際のルール徹底や交通マナーの向上を図るため、警察や交通安全協会などの様々な関係団体との連携により、自転車安全利用講習会や学校・企業・子育て層などへの出張講習会等を段階的かつ体系的に実施し、「自転車事故に遭わない、起こさない街（自転車安全利用先進都市）」を目指し、自転車の安全教育をさらに充実させる。

本市は市外からの自転車乗り入れが多いことから、東京都や関係機関等と連携しながら、主要な道路における自転車走行空間整備を推進し、広域的なネットワーク化を図る。不足する自転車駐車場については、安定的に利用できる自転車駐車場の確保とともに、既存施設の利用形態の見直しによる有効な利活用を図り、各駅周辺の駐輪需要への対応を進める。

(3)持続的な交通事業の展開

持続的な交通事業の展開を図るため、ムーバス*や自転車駐車場における今後の事業展開や料金体系については、市民サービスのあり方、受益者負担や公平性、事業効率性等に留意し、そ

の適正なあり方を検討する。

基本施策4 安全で快適な道路ネットワークの構築

市内の都市計画道路*の整備率は約62%であり、南北方向に比べ東西方向の整備が進んでいない。計画的・効率的に道路整備を行っているものの、未だ事業化されていない路線があり、歩道幅員や自転車の走行空間が十分確保されていない区間については整備に向けた対応が必要である。都市計画道路*や区画道路*については、社会情勢や交通需要を踏まえ、必要性の検証を継続的に行い、見直すべきものは見直し、整備すべきものは影響を受ける沿道住民等へ丁寧な説明を行い、着実に整備を進める必要がある。

(1)生活道路への安全対策

道路ネットワークが十分に構築されていないことなどにより、生活道路を抜け道として利用する通過交通が流入している。そのため、警察などの関係機関や市民と連携し、交通規制や交通ルール、マナーの向上等を図るとともに、通学路をはじめとした歩行者の利用環境や地域の実情に配慮した交通安全施設の整備を推進する。

防災性の向上等を図るため、区画道路*の整備を計画的に行うとともに、幅員4メートルに満たない狭あい道路*においては、沿道の建築物の建替えに合わせて拡幅整備することにより、安全・安心で快適なまちづくりを推進する。

(2)都市計画道路*ネットワーク整備の推進

市内の東西方向の幹線道路は都市計画幅員に満たない概成道路*が多く、また、歩行者や自転車が安全・快適に利用できる幅員が確保されていないため、休日などには幹線道路の渋滞を避けようとする自動車が生活道路に流入している。

第四次事業化計画*に基づき、東京都が施行する優先整備路線に位置付けられた都市計画道路*については、沿道住民の生活再建や周辺環境等に配慮した丁寧な対応を東京都に求める。なお、女子大通りについては歩道が狭く、自転車走行空間も設けられていないため、車いすやベビーカーの利用者、児童生徒等の歩行者や自転車利用者など、誰もが安全で安心して通行できるように拡幅する必要がある。また、一般延焼遮断帯*や緊急輸送道路*としても位置付けられており、拡幅により防災性の向上が図られる。事業に際し影響を受ける沿道には高齢者等も多いことから、より一層丁寧な説明を行うとともに、確実な事業着手を東京都へ要請していく。

優先整備路線に選定されず、歩行者や自転車の安全で快適な通行環境が確保されていない五日市街道や井ノ頭通りについては、引き続き東京都に事業化を要請する。

(3)外環道路への対応

市内が大深度区間となっている都市高速道路外郭環状線*については、生活道路が抜け道となるような交通への影響、大気質や地下水などの環境への影響など、工事期間中や開通後の安全性等に対する市民の不安や懸念を払拭していく必要がある。そのために事業者に対して検討課題とその解決に向けてとりまとめた「対応の方針*」の確実な履行と、事業進捗に合わせた適時適切な情報提供を求め、安全・安心な事業の実施を事業者へ要請していく。

外郭環状線の2*については、地域の安全性の確保、広域的な交通環境の改善等とともに、地

域分断や生活道路への通過交通の流入などによる住環境の悪化等の課題もあるため、総合的な検討が必要となる。本路線は、本市のほか杉並区、三鷹市にまたがる路線であるが、その検討状況は異なっている。市は「話し合いの会」や市議会から必要性を問う意見等が出されている経緯を踏まえ、今後も地域住民の意見を十分に尊重するとともに、隣接地区の検討状況を注視し、連携を図りながら、都に対して「検討のプロセス*」に沿った丁寧な対応を行う事を求めている。

基本施策5 安心して心地よく住み続けられる住環境づくり

住宅は生活の基盤であるとともに、まちを形づくる基本的な要素である。魅力があり安心して住み続けられる良好な住環境を形成するため、個人・地域・行政等の役割分担を図るとともに、ハード・ソフト両方の側面から民間とも連携し、住宅施策を総合的かつ体系的に推進する。

(1)総合的・計画的な住宅施策の推進

住宅施策は安全性をはじめ、まちづくりやコミュニティ、子育て・福祉等の幅広い視点を踏まえ、市民、事業者、関連団体等と連携を図りながら、総合的、計画的に、住宅マスタープランに基づく住宅施策を進めていく。

(2)民間と連携した多様な世帯に対応した住環境づくり

新たな住宅セーフティネット制度*を踏まえ、高齢者、障害者、ひとり親世帯等の住宅困窮世帯に対する支援等については、福祉分野とも連携し、官民一体の包括的な対応を進める。なお、住宅確保要配慮者*の対象者の範囲、支援方法等について多角的に研究していく。

市営住宅や福祉型住宅については、新たな住宅セーフティネット制度*を踏まえ、民間賃貸住宅等との連携も含め、今後の市営住宅・福祉型住宅のあり方や整備について検討する。

(3)良好な住環境づくりへの支援

空き住宅等の対応も含めた良質な住宅地の維持・誘導、老朽化した分譲マンション等の耐震化や再生に向けた支援、環境配慮やバリアフリーといった快適で安心して住める住宅への支援等、良好な住環境を形成するため、民間事業者や専門団体と連携を図りながら支援を進めていく。

基本施策6 活力とにぎわいのある駅周辺のまちづくり

社会情勢の変化や都市間競争が激しくなるなか、交通結節点である吉祥寺・三鷹・武蔵境駅周辺については、文化・商業をはじめ、それぞれの地域の魅力を活かしながら、活力とにぎわいを創出する取り組みを推進していく。

(1)吉祥寺駅周辺

①新たな将来像に向けたまちづくりの推進

全国的にも突出した知名度と魅力度を備える吉祥寺をより成長させ、武蔵野市全体での活力へとつなげていく戦略的重要度が増している。都立井の頭恩賜公園等の環境資源、回遊性が高く特徴のある商業地、商業地周辺にある閑静な住宅地など、これまでに吉祥寺に蓄積された多くの資源を最大限活用するとともに、様々な人が親しみ、集い、活気と魅力があるまちであり続けるため、

多様な主体の参加と活動のもと、吉祥寺グランドデザイン*に示される新たな将来像に向けたまちづくりを推進する。

②エリア特性を活かしたまちづくりの推進

セントラルエリアについては、ハーモニカ横丁*をはじめとした吉祥寺ならではの魅力を有しており、市内外から多くの来街者が訪れている。しかし、中心部の建築物は耐震性や老朽化の進行などの問題を抱えている。すべての人が安全・安心に吉祥寺で時間を過ごすため、民間建築物の建替えや再生等への支援を進め、都市のリニューアル化を促進し、吉祥寺の文化や歴史をはじめとした地域の魅力などを活かしたまちづくりを推進する。

パークエリアについては、南口駅前広場の整備事業を推進し、歩行者とバス等車両が輻輳するパークロードの交通環境の改善や、北口駅前広場を含む駅周辺道路の交通体系の再編について検討する。また、駅から井の頭公園に向かう新たな歩行者動線の整備について検討を進める。武蔵野公会堂については、求められる施設機能の検討を踏まえ、周辺街区のまちづくりの動向を注視しつつ、エリアが抱える地域課題の解決に向け、まちづくりと一体的な検討を進める。

イーストエリアについては、点在する自転車駐車場等の適正配置を検討するとともに、これまでの地域の取り組みを踏まえ、利活用や整備の方向性を定め、事業化に向けた検討を進める。

ウエストエリアについては、住環境と商業環境の調和のとれたまちづくりに留意し、歩行者と自転車、自動車との輻輳の問題や景観に配慮した道路空間整備を、多様な主体とともに進める。

(2)三鷹駅周辺

三鷹駅北口街づくりビジョン*に基づき、地域に関わる様々な主体とビジョンを共有し、「住む人、働く人が集い、心地よく過ごす街」の実現に向けたまちづくりを推進する。誰もが安全・安心で快適に移動できる交通環境を構築するため、補助幹線道路*の整備を推進するとともに、周辺の土地利用の動向にも注視しながら、交通機能の向上や、ゆとりある駅前広場の創出に向けた新たな交通体系の検討を進める。

玉川上水を活かした緑豊かで賑わいの広がる空間を創出し、企業にとって魅力ある立地環境と市民にとって良好な住環境との調和と充実を図る。また、地域に係わる様々な主体によるパブリックスペースの活用を支援することで、居心地のよい空間としての魅力を高めていく。自転車駐車場として使用している市有地については、現在の機能を確保しながらも、産業・文化振興、広場機能など様々な活用方法を勘案し、補助幹線道路*の完成後の土地利用・高度利用等のあり方について検討を進める。

(3)武蔵境駅周辺

武蔵境駅周辺は、「うるおい・ふれあい・にぎわい」をまちづくりのコンセプトに、市民と協力しながら南北一体のまちづくりに取り組んできた。平成27(2015)年度には北口駅前広場が完成するとともに、南口駅前広場の改修により、駅前の都市基盤整備について一定の完了を迎えた。引き続き、武蔵境駅北口の区画道路*や天文台通り等、駅周辺の未整備の都市基盤について着実に事業を推進していく。

都市基盤の整備に合わせて、武蔵境ピクニックや境南盆踊り、さかいマルシェ等、市民・市民活動団体・事業者等によるまちの賑わいづくりが進められてきた。これらの自主的・主体的な活動への支援を継続しつつ、駅周辺エリアの魅力を向上・発展させるための取り組みについて検討する。

(6) 行・財政

この分野は、拡大し高度化する公共課題に対して限られた経営資源を最大限有効に活用し、市民に信頼される市政運営を推進するために必要な体制や仕組みの整備を主たる目的としている。市民自治によるまちづくりの発展に向けて、市民参加と多様な主体との連携・協働を推進するとともに、財政の健全さを将来にわたって維持しつつ、優先度の高い施策を効果的に実施していくため、事業の見直し等による市職員の業務負荷の改善や人材育成の充実を図っていく。

基本施策1 市民参加と連携・協働の推進

本市の市民自治による市政運営や共助のまちづくりは、活発な市民参加と協働の取り組みにより支えられてきたが、参加する市民の固定化に伴い、市民参加の裾野の拡大が課題となっている。高齢世代のほか、まちの将来の担い手として期待される若者、子育て世代、転入者などの市政や地域への参加を促し、その活動を支援して、地域への愛着を醸成していく。より丁寧で効果的な市民参加手法を整え、市民・市民団体をはじめとする様々な主体との連携・協働の取り組みを推進していく。

(1)自治基本条例*に基づく市政運営

これまで培われてきた本市の市民参加・市民自治の歴史・原則を、将来にわたり継続・発展させていくため、自治基本条例*（仮称）において市政運営の基本的ルールを定め、情報共有・パブリックコメント手続きなど、市民参加に関する手続きを制度化・体系化するとともに、市民参加・市民自治の考え方を広く周知していく。また、住民投票制度や行政評価制度など条例制定に伴い必要となる個別課題の検討を進める。

行政評価制度の検討においては、目的を歳出削減に限定せず、説明責任や成果・効率の向上など、行政活動の質をより高めることを主眼に置く。また、施策・事業の評価・検証や目標設定等にあたり、国連サミットで採択された国際目標であるSDGs*（持続可能な開発目標）の視点を取り入れることについて検討する。

(2)市民参加の充実と情報共有の推進

各施策の計画・実施から評価の段階まで、市政への市民参加の拡充に向けて、若者世代をはじめとするサイレントマジョリティ*層の参加促進や市民同士の討議の場づくりなど、市民参加のあり方を検討し、より多様な参加の機会を整備する。特にまちの将来の担い手として期待される若者世代に対しては、市への愛着を高める効果も重視し、横断的な施策展開を検討する。また、地域における人材の拡充・活用策として、市民人材のスキルや知見を市の業務や地域活動に活かしていく手法を検討する。

市民の市政参加を促すためには、市政の透明性向上と情報共有が必要となる。市報やホームページなど既存の手法も含め、多様な手段による情報提供を充実させていく。職員の広報スキルを高めるとともに、市政の基礎データを市民が広く分析・活用できるようオープンデータ*として公開する。また、スマートフォンやSNS*の市民生活への浸透を踏まえ、それらの新しいメディアを活用して市民が手軽にまちの情報を市に伝える手法等、市民との新たな連携・協働の手法を実践していく。

民主政治の健全な発展には選挙での積極的な投票参加が欠かせない。情報提供の改善や投票所のバリアフリー化など、有権者が投票しやすい環境づくりを進めるとともに、模擬投票や出前講座等を通して若年層への教育・啓発活動を充実させていく。



第六期長期計画 無作為抽出市民ワークショップ

(3)様々な主体との連携・協働の推進

公共課題の多様化と量的拡大に対応するため、様々な主体との連携・協働がますます重要になっている。市民・市民団体の主体性を活かした連携・協働をさらに充実させ、人材確保や情報発信等の支援を行っていく。また、財政援助出資団体*や民間企業・大学等の強みを活かした連携を推進する。

市民の生活圏は居住地の行政区域内にとどまるものではなく、市民ニーズや行政サービスの効率性・安定性の観点から広域的な連携を進展させる必要がある。災害時対応、観光・産業振興、外国人支援等、近隣自治体や友好都市との連携を推進する。

基本施策2 効果的な広報・広聴の仕組みづくりとシティプロモーション*

行政と市民が情報を共有し、市政の透明性を高めていくことが市政への信頼向上に不可欠である。様々な手段を活用し、市民に確実に市政情報を届ける仕組みを構築するとともに、市民の多様なニーズや地域が抱える課題などを的確に把握するため広聴手段の充実を図る。また、市への愛着を高め、住みたい・住みたい・訪れたいと思う施策の実施とともに、市のPRとシティプロモーション*を来街者も含めた広い対象に対して戦略的に進めていく。

(1)総合的な市政情報提供の推進

市民のライフスタイルが多様化する中、市民の求める多様な市政情報を整理し、求める層に的確に提供する必要がある。ICT*環境の変化や多言語対応の必要性等を踏まえ、災害時等にも備えて、市報・ホームページ・FM放送・SNS*等の様々な手段により市政情報をさらにわかりやすくタイミングよく届ける仕組みを整えていく。

予算や財政状況は市政運営の根幹をなすものであるため、市報やホームページを通じて、適切な時期に、市民にわかりやすい表現を用いて、その内容を公表する。

(2)広聴の充実と広報・広聴の連携の推進

多様なニーズを把握し市政に反映させていくため、市民意識調査や各種アンケートの他、市民と市長との対話の機会や課題に応じた意見交換会等の充実を図るとともに、広報・広聴の連携により相乗的な効果を生み出していく。昭和39(1964)年度から続けてきた市政アンケートは、回収率が低下している。多くの市民要望を把握するため、より適切かつ効果的な手法を検討する。また、ICT*環境の変化を踏まえた新たな広聴手段の活用について研究する。



市民と市長のふれあいトーク

(3)武蔵野市らしさの追求とシティプロモーション*の推進

市と市民、そして来街者の社会経済活動の活性化を通じた持続可能な発展の根幹を支えるのは、武蔵野市としての魅力と市民のシビックプライド*(市への愛着)である。今まで住民と来街者により評価されてきた本市の個性と魅力をさらに磨き上げ、より能動的にシビックプライド*の醸成に取り組んでいく。そのため、市民に長く住み続けてもらうとともに、本市に対する認知を高めて来街者を増やし、将来の市民につながる転入希望者を増やしていけるよう、シティプロモーション*を推進する。市の魅力の向上という視点を踏まえた新たなブランディングについて議論し、従来型のメディアだけでなく様々な手段を通じて、市の強みや魅力、政策効果などを戦略的・効果的に発信していく。

基本施策3 公共施設等の再構築と市有地の有効活用

公共施設や都市基盤は、市民生活を支えるとともに、まちの魅力や都市文化を醸成する重要な要素である。今後は個々の施設の維持・更新に留まらず、武蔵野市の将来像を見据えた総合的な視点で新たな価値を創造する「再構築」の考え方を持って、公共施設等総合管理計画*を基に取り組みを推進する。また、市有地を有効に活用し、市民サービスの拡充を図るとともに、持続可能な財政運営のため、管理コストの節減と歳入の増加を図ることも一体的に取り組む。

(1)公共施設等総合管理計画*の推進

本計画期間中に更新時期(原則築後60年)を迎える公共施設(複数の小中学校や桜堤調理場、武蔵野公会堂など)や、都市基盤施設(上下水道や道路など)の老朽化に伴い、維持・更新に多

大な費用が必要となってくる。個々の施設の維持・更新にあたっては、財政見通しや将来人口推計等を踏まえた長期的な視点から、計画的な予防保全により長寿命化を図る。あわせて、市民満足度の向上や時代のニーズを踏まえ、安全性や利便性の高い公共施設等に再整備することで、公共施設等の総量や整備水準の適正化を進める。

公共施設等総合管理計画*の適正管理・推進においては、市民等と課題を共有し合意形成を図りながら、運営主体等も含めた総合的かつ分野横断的な検討によって進め、財政負担の軽減・平準化を図っていく。

(2)市有地の有効活用

一定年数活用されていない市有地は、利活用方針を見直す。将来的に有効活用する可能性がある土地については、それまでの間、仮設のパブリックスペースとしての利用や民間事業者との連携による活用、一時貸付等により、まちの魅力向上や市民サービスの拡充に役立てていく。将来にわたり活用が見込めない土地については、適切な時期に売却を進め、歳入確保につなげていく。

イースト吉祥寺エリア暫定駐輪場と吉祥寺東町一丁目の市有地については、市民や関係団体とともに検討を継続し、その結果を踏まえて具体的な利活用を進める。

基本施策4 社会の変化に対応していく行財政運営

変化が激しい社会経済状況において、健全財政を維持しつつ、より質の高い行政運営を行えるよう、経営力の強化と行財政改革を推進し、限られた経営資源を優先度の高い施策に積極的に配分していく。進歩の目覚ましいICT*を積極的に活用し、市民サービスの質、業務の正確性及び効率性の向上や、職員のワーク・ライフ・マネジメント*の実践につなげていく。また、自然災害の脅威やサイバー攻撃等の様々なリスクへの取り組みをさらに強化していく。市とともに公共サービスの一部を担っている財政援助出資団体*については、設立目的や役割等を考慮しながら、より効果的・効率的な運営に向けて経営改革等を支援し、適切な評価と指導・監督を行っていく。

(1)経営資源を最大限活用するための仕組みの構築

市職員の人的資源や財源等、活用できる経営資源に限りがある中、既存の施策の戦略的な見直しと転換によって、より重要なニーズには積極的に対応し、高い効果を発揮していく必要がある。歳出面では、経常的な事業の経費を抑制し、より重要な施策への予算配分に積極的に取り組む。分野を超えた全体的な視点から既存の事業・施策の必要性や優先度を検証し、中止や廃止も含めた見直しを効果的に進めるための新たな仕組みの構築を検討する。

(2)健全な財政運営を維持するための体制強化

歳入確保に向けて、市税等徴収率のさらなる向上、債権管理条例(仮称)の制定、基金と市債の活用、市有財産の有効活用、広告料収入の拡大、ふるさと納税制度の活用など様々な取り組みを行う。また、市税と国民健康保険税の収納・徴収体制を統合することで、窓口の一元化による市民サービスの向上及び事務の効率化と、徴収率の向上を図る。

歳出面では、事務事業及び補助金等の見直しの実施、政策再編による事業の組み替えや廃止を行い、経常的な事業経費の節減に取り組みながら、より重要な施策への予算配分に積極的に取り組む。また、今後予定される学校施設の建て替え等、大規模な工事に向けて適切な発注方法の

研究を行うなど、入札・契約制度改革を推進する。

(3)ICT*の活用による業務生産性と市民サービスの向上

行政ニーズが多様化する中、職員のワーク・ライフ・マネジメント*を支援しつつ、質の高いサービスを提供するため、RPA*の導入やペーパーレス会議環境の整備、AI*導入可能性の検討等、ICT*を活用した業務効率化を推進する。また、行政文書の電子化を進め、管理・保存等の効率化を図るとともに、より適切な文書管理を実施するために、電子決裁の導入も含めた検討を行う。あわせて、市役所内で情報を共有し、業務知識や経験を活用・継承していく仕組み(ナレッジマネジメント*)の構築を進める。

第六次総合情報化基本計画に基づき、官民データの活用やオンライン申請の促進等、ICT*を利用した市民サービスの拡大を図るとともに、自治体クラウド*の導入について他市の状況を注視しながら調査・研究を行う。

(4)リスク管理能力・危機対応力の強化

市政運営上のリスクは、自然災害やサイバー攻撃等に加え、新たに生じるもの等、多岐にわたる。リスクの早期発見と発生防止のため、各種点検等を引き続き実施するとともに、その内容や方法について適宜見直し、リスク管理の一層の強化を図る。また、内部統制制度*の充実・強化に取り組んでいく。

情報セキュリティに関する事件・事故発生時の統一的な窓口を整備し、安全なICT*環境を実現していく。

災害時の執行体制や対応手順等を定めた業務継続計画(BCP*)や各業務のマニュアル等を継続的に点検し、見直しを行うほか、BCP*に基づいた訓練を行う。また、本市職員のみでは対応ができない事態も想定し、受援計画*の策定を検討する。

(5)行政サービスにおける適正な受益と負担

行政サービスにおける受益と負担の公平性を維持するため、社会状況の変化を捉えながら、定期的な手数料・使用料の見直しを行う。また、決算補填等を目的とする法定外一般会計繰入金の段階的解消・削減が求められている国民健康保険の財政健全化を計画的に実行するため、国民健康保険財政健全化計画(仮称)を策定する。策定にあたっては、被保険者世帯への影響を考慮し、市独自の多子世帯の負担軽減策の実施等について検討する。

一部の公共施設では、市民以外の利用の増加により市民がサービスを受けにくい状況が発生しているため、サービス提供のあり方を検討していく。

(6)財政援助出資団体*の経営改革等の支援

本市の財政援助出資団体*は、福祉・子育て・文化・スポーツなど様々な分野の公共サービスを担い、質の高いサービス提供等に成果を挙げている。民間企業で担うことが困難なサービスの提供等、これまでの成果を評価しつつ、市からの委託業務及び委託費が増加し、その重要性がより高まっている。このことを踏まえ、さらなるサービス水準の向上や効果的・効率的な団体運営のため、経営改革等を支援し、適切な評価と指導・監督を行い、各団体の状況に応じた形での自立化を促進する。(公財)武蔵野文化事業団*と(公財)武蔵野生涯学習振興事業団*の統合を支援していく

とともに、(公財)武蔵野市福祉公社*と(社福)武蔵野市民社会福祉協議会*の将来的な統合に向けた準備と連携について支援していく。

本市の公の施設の多くは財政援助出資団体*が指定管理者として管理運営を行っている。今後の各施設の再整備方針の方向性を踏まえ、指定管理者の公募導入についての検討等、指定管理者制度の効果的な運用を多角的に検討していく。

(7)新たなニーズに応える組織のあり方の検討

新たな公共課題や変化し多様化する市民ニーズに的確に対応するため、業務効率化や人事制度の見直し等と合わせて、横断的な連携と柔軟で的確な対応ができる組織体制・事務分掌を整えていく。職員定数については、職員定数適正化計画に基づき、各課の業務に応じた偏りの是正や増減の調整等、適正な管理を行う。

基本施策5 多様な人材の確保・育成と組織の活性化

時代により変化し、多様化・高度化する公共課題に的確に対応し、武蔵野市の魅力と活力を高めていくため、最重要となる経営資源は、人材である。今後新たな公共課題に対応していくためには、既存業務の効率化と再構築を進めるとともに、職員の資質と能力を伸ばし、多様性を最大限に活かして、組織力の向上を図る必要がある。そのため、先進的な行政に資する有為で多様な人材の確保・育成の強化と、ダイバーシティ*を推進し各職員が十分に力を発揮できる環境づくりや人事・給与制度の改善に取り組む。

(1)課題に的確に対応できる人材の確保と育成の強化

高度化・複雑化する課題への適切な対応には、職員の見識を広めながら専門性を強化していく必要がある。一般技術職(土木・建築等)や専門職(保健師等)は、現場で技術を深める機会の減少等によって専門性の向上が難しくなっているため、職員採用や担うべき業務のあり方を検討しながら、体系的な人材育成の仕組みを整えていく。

一般事務職については、特定分野に配置しているエキスパート(長期的専任職)*の専任分野の拡大や、主体的なキャリア形成に資するための適性と本人の希望を踏まえた職場配置を検討する。

また、非常勤職員制度の柔軟な活用等により、外部有識者や市民有識者のスキルや知見を政策形成等に積極的に役立てていくことを検討する。

武蔵野市の現状を外部の視点から適切に評価できるようになるとともに、先進的な政策を立案する能力を高めるため、国内外の自治体、民間企業及び調査研究機関等への派遣研修や、効果的な自己啓発への支援を充実させる。

また、有為で多様な人材の確保を継続できるよう障害者任用も含めた職員採用の方法を工夫するとともに、職務・職責に即した人事・給与制度の適正化を進める。

(2)組織活性化に向けたダイバーシティ*推進とワーク・ライフ・マネジメント*支援

介護や育児等の様々な事情を持つ職員をはじめ、すべての職員が仕事と生活を両立させ、高い意欲を保ちながら能力を十分に発揮し続けられるよう、多様性を認め合い活かしていくダイバーシティ*の取り組みを推進し、職員のワーク・ライフ・マネジメント*の実践を支援する。時差勤務や

テレワーク等の柔軟な働き方を推進するとともに、長時間労働の恒常化を是正するため、仕事の進め方や適正な業務量の見直し、ICT*活用等による生産性向上と合わせて、残業時間の上限設定等の取り組みを強化していく。

これらの取り組みを土台として、多様性を活かした活力ある組織作りを進めていくため、職場内に限らず業務や部署を越えた横断的なコミュニケーションの活性化を進める。また、管理職や係長職を中心に一層の組織マネジメント力の向上に取り組む。

9 財政計画

(1)日本経済の情勢と国の財政

政府は、令和元(2019)年5月に公表した、平成31(2019)年3月の景気動向指数の速報値において、景気動向指数は悪化を示している、とした。政府として景気後退を認定したものではないが、景気動向指数の定義上は後退局面にある可能性が高いことを示しており、米中貿易摩擦が一段と激しくなれば、国内景気にはさらに下押し圧力がかかる可能性があることは否定できない。

このような経済状況の中、国の財政の状況は、令和元(2019)年度予算においては、消費税率の引上げや税収の伸びもあり歳入が増加し、基礎的財政収支は赤字幅が縮小する見込みとなっているが、黒字化には遠く及ばない状況である。また、国の借金である国債の残高は平成30(2018)年度末に874兆円に達しており、財政健全化に向けた取り組みが必要とされている。

中長期的には、人口減少・少子高齢化の進展により、働く世代の減少が見込まれ、生産活動の停滞や消費の縮小につながり、国の経済規模が縮小する可能性がある。加えて、拡大が続く社会保障制度をどのように維持していくかは大きな社会経済の問題となる。

(2)武蔵野市の財政の状況と課題

過去10年間の歳入の推移では、武蔵野クリーンセンター建設事業があった平成28(2016)年度を除き、500億円台後半から600億円台後半の間で推移している(図表1)。市税収入全体では、360億円台から堅調に伸び、平成28(2016)年度には400億円台となった(図表2)。今後の人口の推計を考慮すると400億円を少し上回るところで推移すると見込まれる。

歳出では、義務的経費と呼ばれる人件費*、扶助費*、公債費*が平成20(2008)年度決算では216億円だったが、平成29(2017)年度には263億円となり、10年間で47億円の増となっている。このうち、人件費*は、定数適正化計画の実施による職員数の減や給与改定、各種手当の見直しなどにより、10年間で21億円減少しており、公債費*についても市債抑制に努めたことから、10億円の減となっている。一方、扶助費*は高齢化の進行、障害福祉サービスや保育サービスの充実等により78億円もの増となっている。今後も独居高齢者の増加や子育て支援施策の需要の増加などが予想され、扶助費*の増加が見込まれる。

物件費は、継続的な事務事業見直し等により経費節減に努めたものの、消費税率の改正や外部委託化を進めたことで、10年間で24.8%、29億円の増となっている。令和元(2019)年10月の消費税率の改正などを考慮すると、今後も増加傾向は続く可能性がある(図表3)。

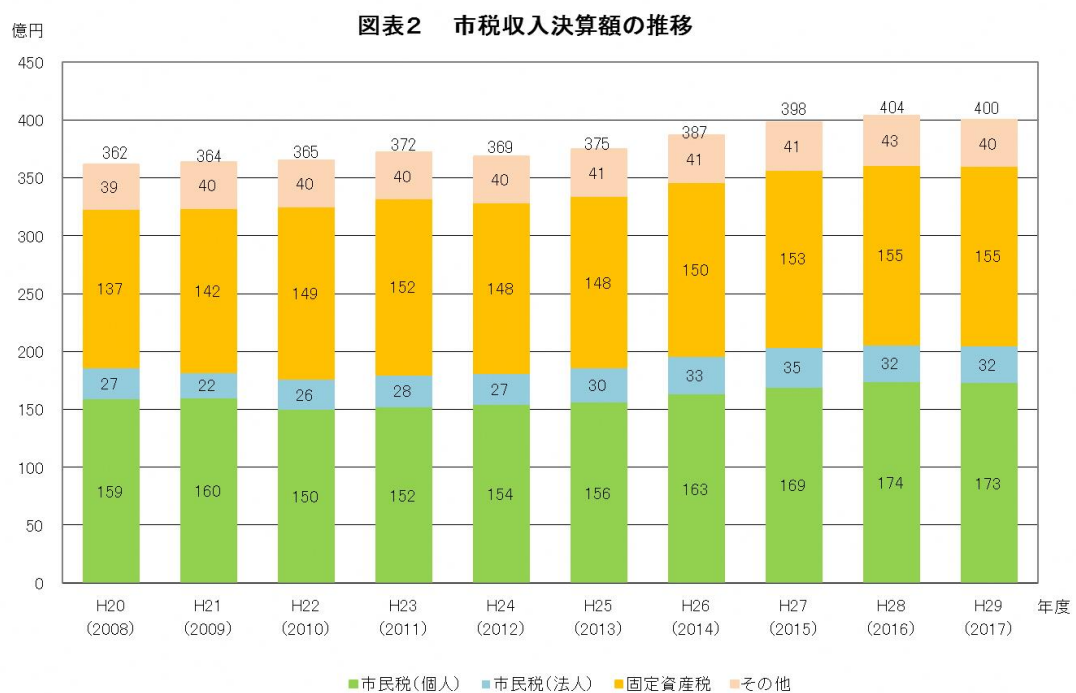
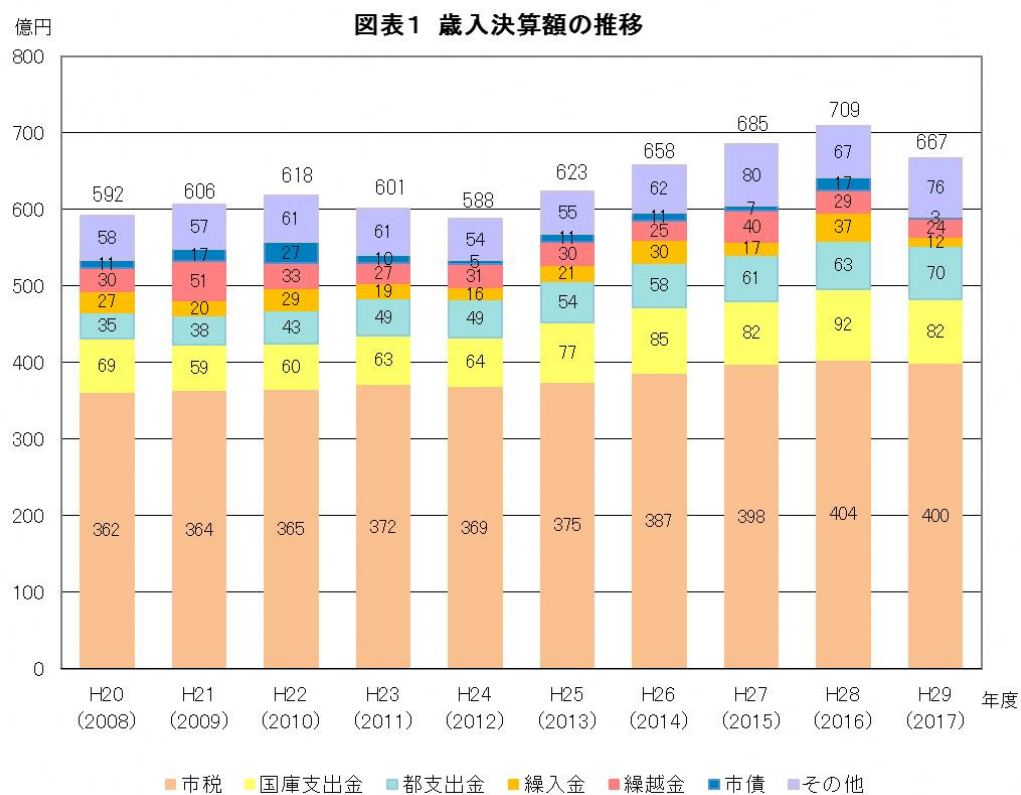
投資的経費は、平成19(2007)年度から平成22(2010)年度にかけて実施した武蔵野プレイス建設事業、平成26(2014)年度からの武蔵野クリーンセンター建設事業など大規模な建設事業の際に増額となっている。今後、本計画期間である令和2(2020)年度以降は、学校施設をはじめ老朽化した公共施設が順次更新の時期を迎えるため、建替えに多額の費用が必要となることが想定される。

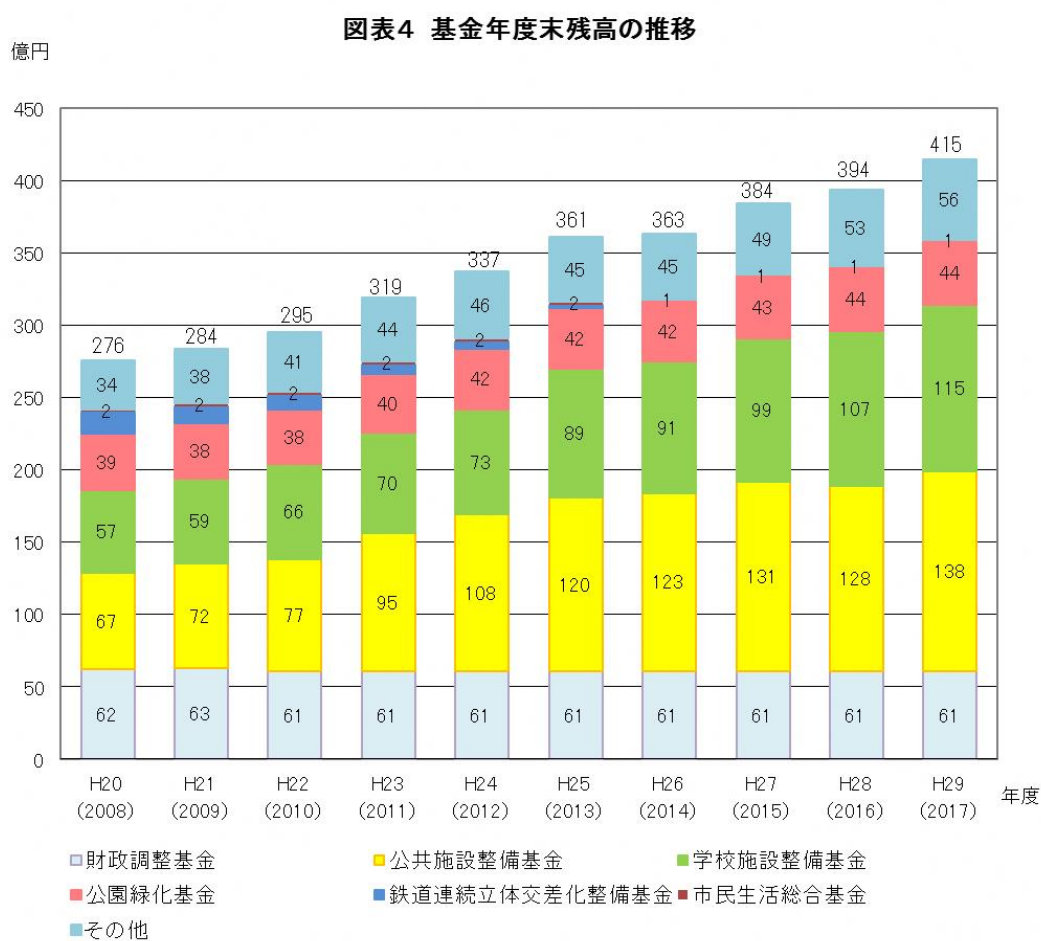
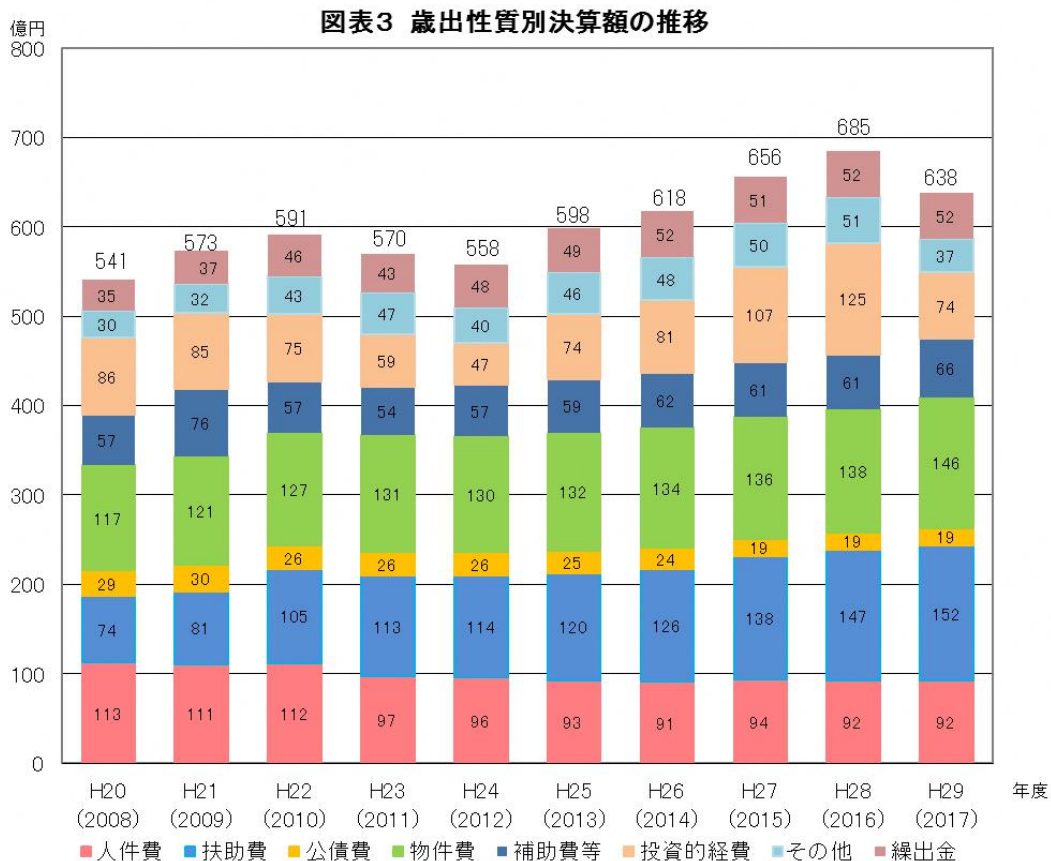
基金については、平成29(2017)年度末には一般会計で415億円となっており、平成20(2008)年度と比べ139億円の増加となっている(図表4)。

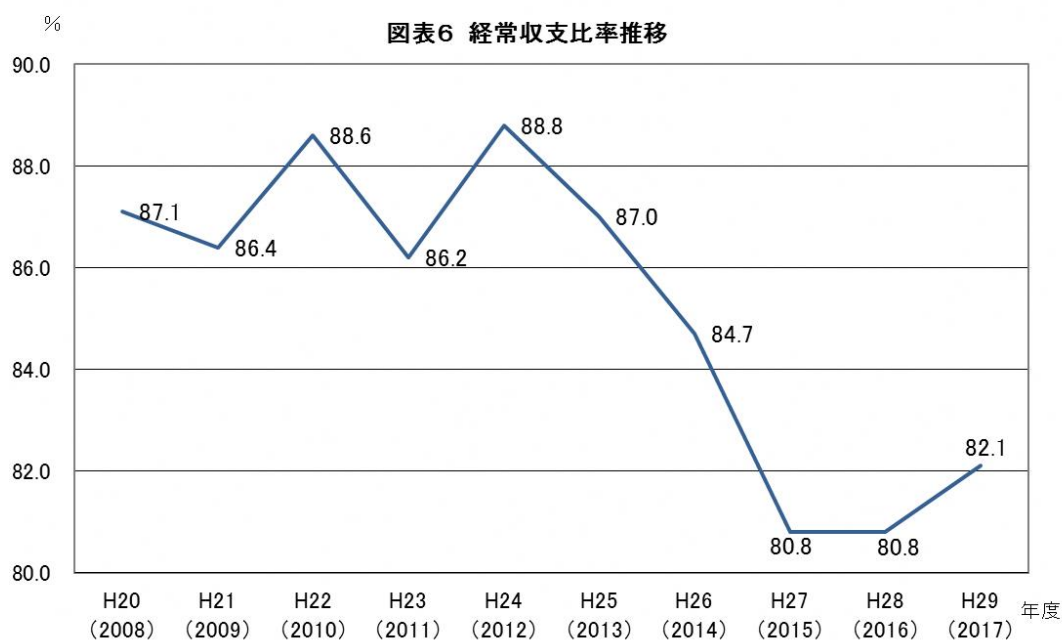
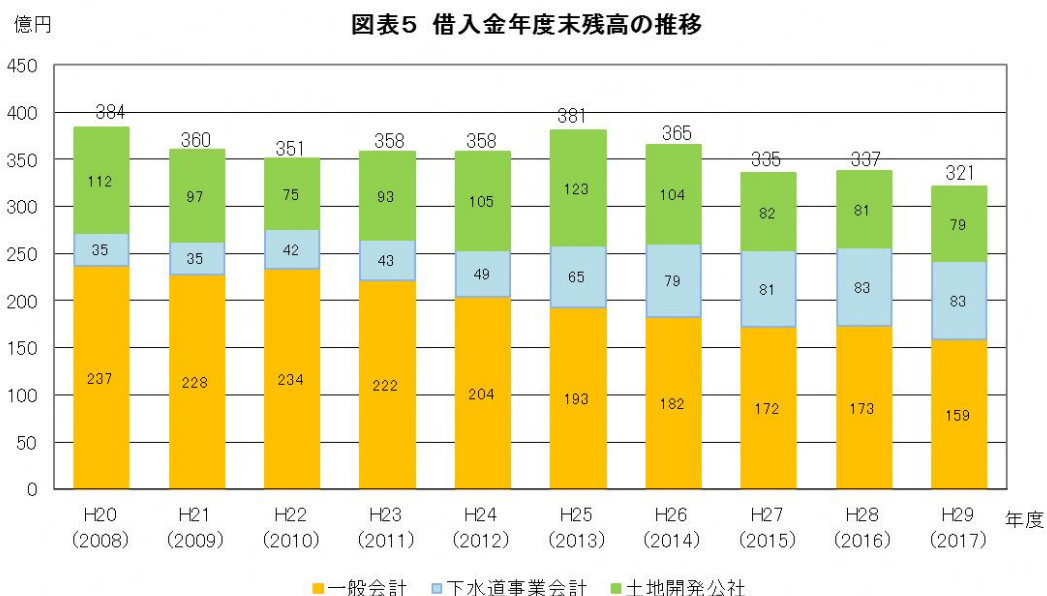
借入金については、平成29(2017)年度末で、一般会計、下水道事業会計、土地開発公社合わせて、321億円で、平成20(2008)年度に比べ63億円減少している(図表5)。

市の財政の弾力性を示す指標である経常収支比率*は、平成20(2008)年度以降、おおむね80%台で推移している(図表6)。平成24(2012)年度以降、減少傾向にあったが、平成29(2017)年

度は物件費の増等により、1.3ポイント増の82.1%となった。今後の財政需要を踏まえれば、これからの低下は難しい状況である。







(3)これまでの実績及び財政計画の策定の方法と今後の財政運営について

財政計画は、本市の総合的な行政運営を行うために財源的な裏付けを保障するものであり、この財政計画をもとに、本計画案を策定した。

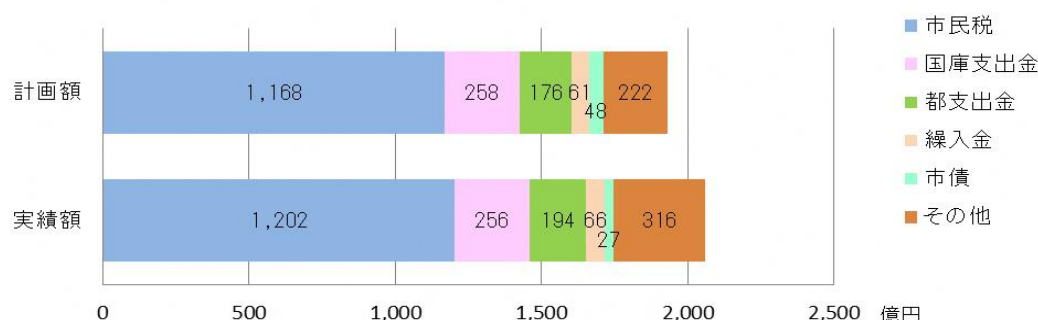
第五期長期計画及び第五期長期計画・調整計画における平成27(2015)年度から平成29(2017)年度までの3年間の計画額と実績については図表7、図表8のとおりで、歳入、歳出とも計画額より実施額が上回っている。

歳入は、平成27(2015)年度から平成28(2016)年度において、転入者が増えたことにより、個人市民税が計画額よりも増となった。また、保育所の待機児童対策にかかる都支出金や地方消費税交付金、前年度からの繰越金等が当初の計画額よりも多かったことなどが大きな要因である。

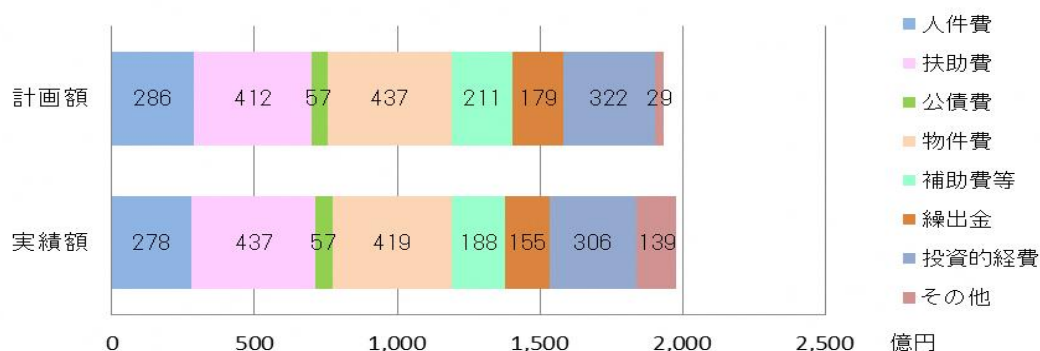
歳出については、扶助費*の伸びが当初の計画よりも大きかったこと、また、計画額では計上し

ていない基金積立金が生じたことによるものである。

■図表7 歳入の実績（平成27(2015)年度～平成29(2017)年度）



■図表8 歳出の実績（平成27(2015)年度～平成29(2017)年度）



第六期長期計画の実効性を担保し、規律を持った財政運営を行うため、令和2(2020)年度から令和6(2024)年度における財政計画の策定方法は、次のとおりとした。

- ① 財政計画は、一般会計について作成する。特別会計については、各会計の財政計画を作成し、一般会計からの繰出金を推計する。
- ② 各年度の歳入・歳出は、令和元(2019)年度予算を基準とし、それ以前の決算額や推移も参考にする。
- ③ 財政計画作成時点における税財政制度を前提とし、制度改正が確実なものは当該年度に計上する。ただし、制度改正が確実である場合でも、財源負担等の内容が不明・未決定の場合は、現状の制度にて計上する。
- ④ 計画期間内の各年度にほぼ確実に予定され、見込むことができる歳入・歳出の増減は当該年度に計上する。
- ⑤ 武蔵野市の将来人口推計(平成30(2018)年8月)を加味する。
- ⑥ 基金残高は、過去の実績から年度ごとの決算予測を行い、基金積立金を算出し計上する。

現状では豊かな財政力を有する本市において、今後、税収は安定的な推移が見込まれ、すぐに財政がひっ迫するという懸念は少ない。しかし、高齢化の進行、子育て支援策の需要の高まり等

により社会保障関係費をはじめとする経常的な経費や公共施設等の更新に係る経費が増大していくことに加え、予見できない支出ニーズも発生し得る。こうした状況を踏まえ、市民福祉の向上のために、長期計画における財政計画や公共施設等総合管理計画*に基づき、毎年度の予算編成や予算管理を通じて財政規律を維持していくと同時に、基金や市債を活用し持続可能な財政運営を図りながら、必要な投資を行っていく必要がある。計画期間における財政運営は、次の事項に留意し、取り組んでいく。

- 既存事業を見直し、経常収費比率*を今後も88.0%以下に抑えるよう努めながら、必要な投資を行っていく。
- 市債は、世代間における負担の公平性を図るとともに、将来の過度な財政負担を回避する観点から、一般財源及び基金の充当とのバランスをとり、合わせて市債残高にも留意する。
- 基金は、今後の公共施設や大規模な都市基盤施設の更新に対し、有効に活用していく。

(4) 財政計画(令和2(2020)～令和6(2024)年度)

令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの5年間の財政計画は図表9のとおりとなる。

図表9 財政計画(令和2年度～令和6年度)

歳入										(単位 億円)
	H29 (2017) 決算	H30 (2018) 予算額	R1 (2019) 予算額	R2 (2020) 計画額	R3 (2021) 計画額	R4 (2022) 計画額	R5 (2023) 計画額	R6 (2024) 計画額	合計額 R2～R6 年度	
市税	400	404	411	409	412	418	419	415	2,073	
国庫支出金	82	84	91	99	101	104	108	108	520	
都支出金	70	69	76	60	62	62	63	63	310	
繰入金	12	9	27	35	38	27	42	51	193	
市債	3	1	6	6	7	5	10	11	39	
その他	100	69	69	77	78	79	80	80	394	
計	667	636	680	686	698	695	722	728	3,529	

歳出										
	H29 (2017) 決算	H30 (2018) 予算額	R1 (2019) 予算額	R2 (2020) 計画額	R3 (2021) 計画額	R4 (2022) 計画額	R5 (2023) 計画額	R6 (2024) 計画額	合計額 R2～R6 年度	
人件費	92	94	98	104	102	99	97	101	503	
扶助費	152	165	168	185	191	198	203	204	981	
公債費	19	19	16	18	16	15	14	13	76	
物件費	146	158	166	165	166	166	167	169	833	
補助費等	66	72	75	74	73	73	73	73	366	
繰出金	52	57	62	60	63	63	64	65	315	
投資的経費	74	65	87	73	80	74	97	96	420	
その他	37	6	8	7	7	7	7	7	35	
計	638	636	680	686	698	695	722	728	3,529	

歳入のうち市税は、平成31(2019)年1月時点の税制をベースに見込んだ。個人市民税は、納税義務者の増等により増収が見込まれる。ふるさと納税制度による減収も見込んでいるが、今後数年間は微増で推移すると想定している。法人市民税は、税制改正により税率の見直しが予定されているため、減を想定している。

固定資産税については、地価の動向や新築マンションの建設見込み等から推計した。平成30(2018)年度評価替による価格の上昇で課税標準額の上昇を見込んでいる。家屋については直

近5年間の平均で推計し、全体として微増と見込んでいる。

以上のことから、計画期間の5年間の市税は、微増で推移すると推計した。

国庫支出金及び都支出金は、経常事業と投資的事業に区分し、それぞれの事業に対して過去の実績から推計した。

繰入金は、投資的経費に対する特定目的基金からの繰入れが5年間で合計183億円と見込む。

市債は新規事業における適債事業から5年間で合計39億円と見込む。

歳出については、人件費*は給与改定を見込まず、また、退職手当については、定年退職を勘案し推計した。

扶助費*は、人口推計やこれまでの決算額の推移に子育て施策に係る経費などを加算し、5年間で約10.3%の増と見込んだ。

公債費*は、3年据置き20年償還、借入利率1.2%で推計した。

物件費*については、計画期間における伸びを2.4%と見込んだ。

補助費等については、令和元1(2019)年度と同規模と見込んだ。

繰出金は特別会計ごとに策定した財政計画から5年間合計で315億円と推計した。

投資的経費については、計画期間中には新学校給食桜堤調理場(仮称)建設事業、小中学校の改築、市庁舎設備改修工事、公共施設の保全工事など、多額の経費を要する事業が予定されている。こうした投資的経費は全体で420億円と見込まれ、その財源内訳は図表10のとおりである。

図表10 経常及び資本予算

(単位 億円)

区 分	R 2 年度 (2020) 計画額	R 3 年度 (2021) 計画額	R 4 年度 (2022) 計画額	R 5 年度 (2023) 計画額	R 6 年度 (2024) 計画額	合計額 R2～R6年度
経常予算						
収入	632	640	650	656	652	3,230
支出	613	618	621	625	632	3,109
差額	19	22	29	31	20	121
資本予算						
投資的経費	73	80	74	97	96	420
財源						
一般財源(経常予算差額)	19	22	29	31	20	121
国庫支出金	8	7	7	8	8	38
都支出金	7	8	8	8	8	39
基金繰入金	33	36	25	40	49	183
市債	6	7	5	10	11	39
計	73	80	74	97	96	420

基金及び市債の残高は図表11のとおりである。

基金については、決算見込みにおける歳入・歳出の差額を積み立てるものとした。決算見込みは計画額にこの5年間の決算額から求めた収入率と執行率の平均値を乗じて求めた。こうして算出した結果、令和6(2024)年度における一般会計の基金残高は473億円で、5年間で18億円の増となる。

なお、土地開発公社借入額については、将来的な先行取得の見込みは立たないため、令和4(2022)年度以降は同額としている。

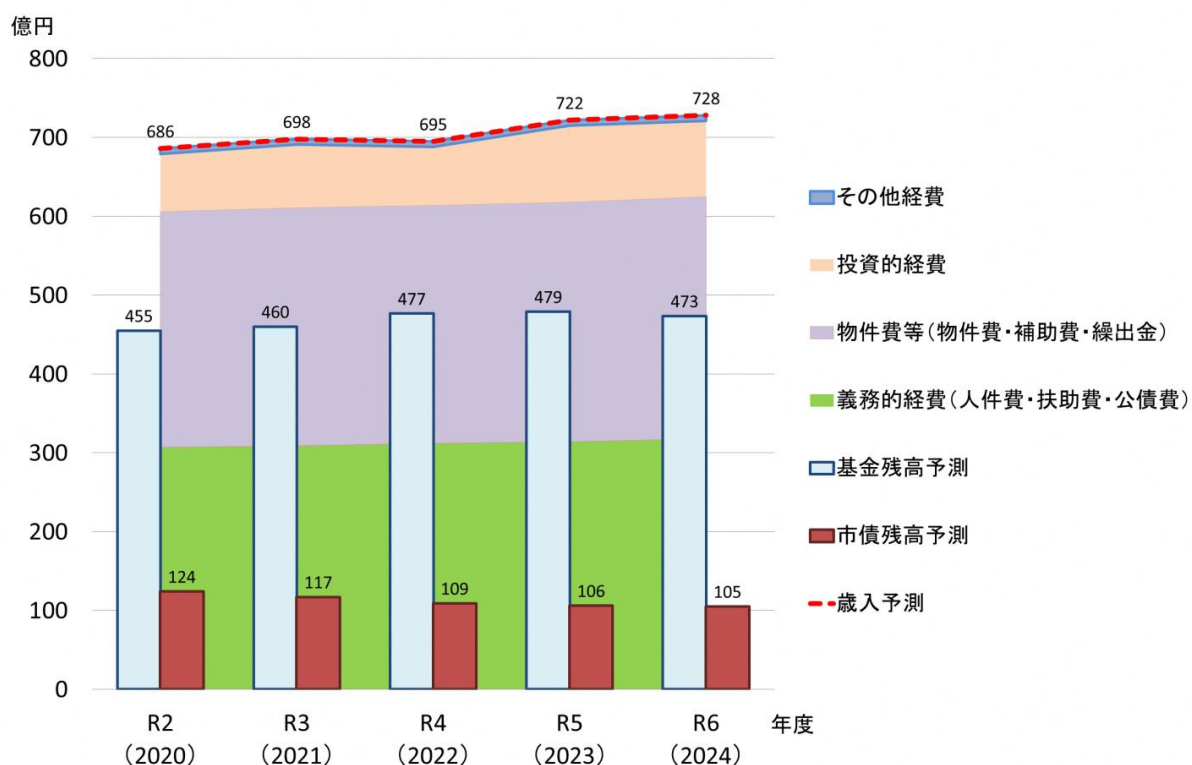
図表11 基金と市債等の残高見込み

(単位 億円)

区 分	H30年度 (2018) 決算見込額	R1年度 (2019) 予算	R2年度 (2020) 計画額	R3年度 (2021) 計画額	R4年度 (2022) 計画額	R5年度 (2023) 計画額	R6年度 (2024) 計画額
基金残高(一般会計)	433	448	455	460	477	479	473
基金残高(下水道会計)	7	8	8	9	9	10	10
基金残高合計(A)	440	456	463	469	486	489	483
市債残高(一般会計)	143	134	124	117	109	106	105
市債残高(下水道会計)	83	82	86	85	84	84	88
土地開発公社借入額	59	64	56	53	50	50	50
借入金合計(B)	285	280	266	255	243	240	243
基金残高(A)－借入金(B)	155	176	197	214	243	249	240

令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの、5年間の財政計画及び一般会計における基金と市債等の残高見込みは図表12のとおりである。

図表12 令和2(2020)～令和6(2024)年度における財政計画及び一般会計における基金と市債等の残高見込み (歳出構造と歳入、基金、市債、財源不足累計額の推移)



【参考】 長期財政シミュレーションについて

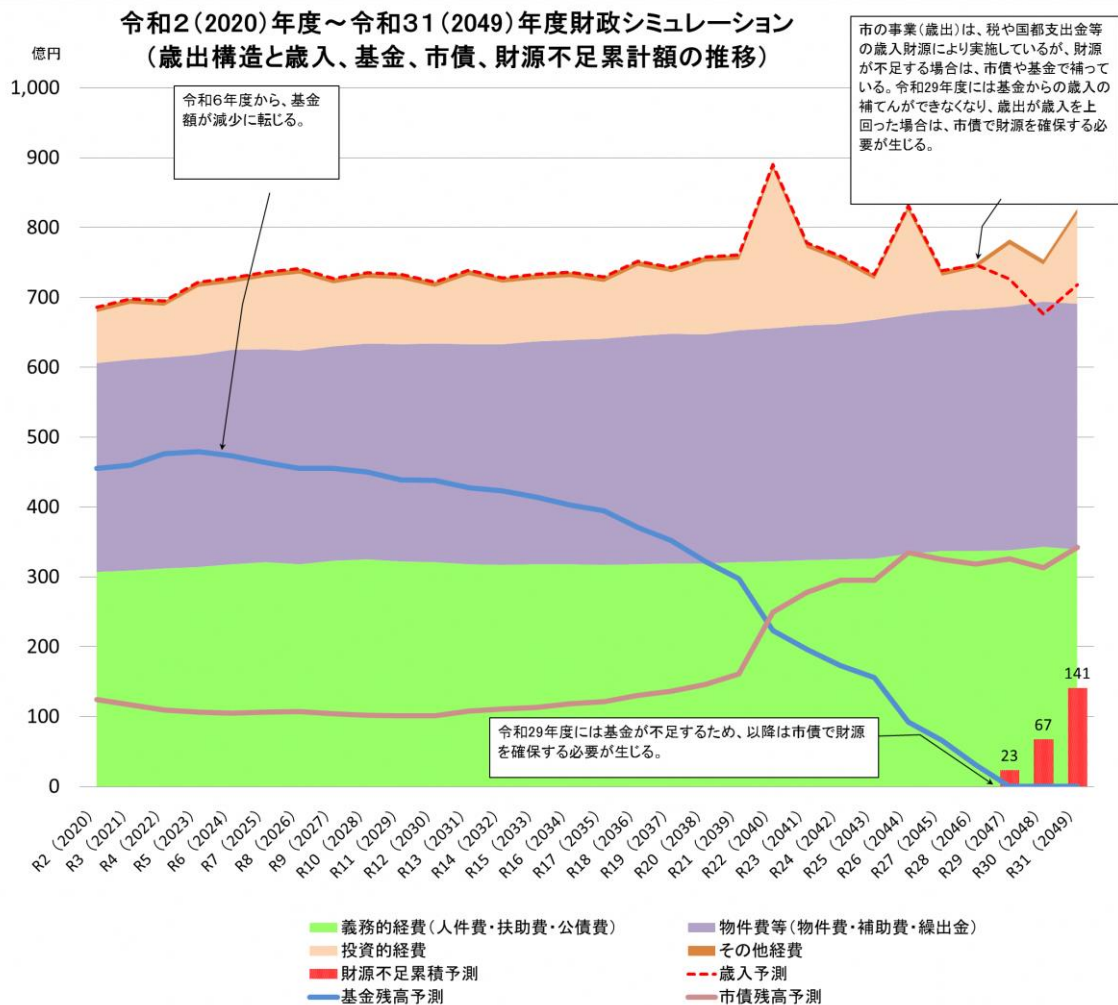
現状の社会経済状況、社会保障制度や税財政制度を前提に、本市の将来人口推計を鑑みたくえで、さらに少子高齢化による社会保障費の増加や、老朽化が進む公共施設の更新を現在の水準で進めた場合を想定して、令和31(2049)年度までの長期財政シミュレーションを作成した。なお、公共施設は原則として建築後60年目に建替えることを前提としているが、学校施設については、改築に係る財政負担を平準化するため同年度に施工するのは2校までとした。また、築年数の異なる校舎棟、体育館棟は原則として同時に改築することとしている。

歳入については、生産年齢人口の減により市税は令和10(2028)年代後半から逡減していくと見込む。国庫支出金についても国の財源不足から増は厳しいと見込まれる。

歳出については、人口増、特に高齢者人口の増を背景に、社会保障費に当たる扶助費*や保険給付の増による介護保険事業会計等への繰出金の増が見込まれる。物件費*についても、逡増していくことを想定している。公共施設や都市基盤施設の老朽化による更新、保全の経費である投資的経費も市の財政に大きな影響を与える要因となる。

第六期長期計画期間(令和2(2020)年度から令和11(2029)年度まで)における財政は、計画期間の半ばとなる令和6(2024)年度までは基金積立額も増え、財政は比較的安定的に推移すると見込んでいる。しかし、計画期間以降は、公共施設等の更新を現在と同じ水準で進めた場合には基金の額は減少に転じ、令和29(2047)年度には基金がなくなり、最終年度である令和31(2049)年度には141億円の財源不足となることが想定される。

なお、本シミュレーションの作成時点で、国民健康保険事業の広域化に伴い義務付けられた赤字解消計画を策定中である。同計画が策定・実施されると、後年度にわたり一般会計の歳出(繰出金)が削減されることが見込まれるが、現時点ではシミュレーションに未反映である。



本シミュレーションでは、令和22(2040)年度以降、市庁舎、総合体育館、市民文化会館など、築後60年を迎える大型公共施設の建替えにかかる投資的経費が、財政に大きな影響を与える結果となった。しかし、本シミュレーションはあくまでも一定の条件下で行ったものであり、これらの投資的経費については、市民ニーズの変化等も踏まえ、その規模や質を見直すことにより、圧縮は可能である。

本市は現在、全国の中でトップクラスの財政力を有しており、時代の変化に対応した新しい施策等を行える状況にある。今後も、この高い財政力を維持し、公共施設等の更新を着実に進めながら、将来にわたって充実した住民サービスを継続していくためには、財政規律の維持、経常経費の節減、公共施設等の総量や整備水準の見直しに努めることにより、持続可能な財政運営を行っていくことが重要である。

付 表

- 付表1 長期計画の「基本目標」と施策の体系における「基本施策」・「施策」との関係
- 付表2 長期計画の「基本課題」と施策の体系における「基本施策」・「施策」との関係
- 付表3 長期計画の「重点施策」と施策の体系における「基本施策」・「施策」との関係
- 付表4 築後 60 年目（更新時期）を迎える公共施設（建物）の一覧と床面積

参 考

- 参考資料1 武蔵野市長期計画条例
- 参考資料2 各分野における個別計画
- 参考資料3 第六期長期計画市民会議
- 参考資料4 第六期長期計画無作為抽出市民ワークショップ
- 参考資料5 中高生世代広場
- 参考資料6 市民意識調査
- 参考資料7 武蔵野市地域生活環境指標

※第六期長期計画 討議要綱（平成 31 年 2 月 1 日公表）に対するパブリックコメント等への「策定委員会の考え方」は、市ホームページに掲載している。

http://www.city.musashino.lg.jp/shisei_joho/sesaku_keikaku/kihonkoso_chokikeikaku/1019180/1022577.html

長期計画の「基本目標」と施策の体系における「基本施策」・「施策」の関係

武蔵野市の目指すべき姿「誰もが安心して暮らし続けられる 魅力と活力あふれるまち」

基本目標	健康・福祉	子ども・教育	平和・文化・市民生活
(1) 多様性を認め合う 支え合いの まちづくり	1-(2) 武蔵野市ならではの互助・共助の取り組み 1-(3) 地域共生社会の実現に向けた取り組み 2-(1) 市民の生命と健康を守る病院機能の維持・充実 2-(2) 在宅療養生活を支える医療・介護の連携 2-(3) 健康危機管理対策の推進 3-(1) オールライフステージにわたる相談支援体制の充実とネットワークの強化 3-(2) 認知症の人とその家族を支える取り組み 3-(3) 生活困窮者への支援 3-(4) 障害のあるすべての人が自分らしい生活を送るための取り組み 3-(5) 権利擁護と成年後見制度の利用促進 3-(6) 見守り・孤立防止とこころの健康づくりの推進 3-(7) 災害時に支え合える体制づくりの支援 5-(1) 地域共生社会に対応したサービスの提供	1-(1)子どもと子育て家庭を包括的に支援する体制の整備 1-(2)それぞれの環境に応じたきめ細やかな子ども・子育て家庭への支援 1-(3)児童虐待の未然防止と対応力の強化 2-(1)多様な主体による子育て支援の充実と連携の強化 3-(1)まちぐるみで子どもと子育てを応援する事業の推進 3-(3)子ども・子育てを支える地域の担い手の育成 4-(4)多様性を認め合い市民性を育む教育 5-(3)学校と地域との協働体制の充実	1-(1)平和施策の推進 1-(2)多様性を認め合う社会の構築及び男女平等施策の推進 1-(3)在住外国人の支援 5-(2)東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等のレガシーの創出と継承 5-(4)都市・国際交流の推進
(2) 未来ある子ども たちが希望を 持ち健やかに 暮らせる まちづくり	3-(1) オールライフステージにわたる相談支援体制の充実とネットワークの強化 3-(4) 障害のあるすべての人が自分らしい生活を送るための取り組み	1-(1)子どもと子育て家庭を包括的に支援する体制の整備 1-(2)それぞれの環境に応じたきめ細やかな子ども・子育て家庭への支援 1-(3)児童虐待の未然防止と対応力の強化 2-(1)多様な主体による子育て支援の充実と連携の強化 2-(2)希望する保育施設に入所できる施策等の推進と保育の質の確保・向上 2-(3)地域子ども館事業の充実 2-(4)子どもの医療費助成の拡充 3-(1)まちぐるみで子どもと子育てを応援する事業の推進 3-(3)子ども・子育てを支える地域の担い手の育成 4-(1)「生きる力」を育む幼児教育の振興 4-(2)青少年健全育成事業の充実 4-(3)すべての学びの基盤となる資質・能力の育成 4-(4)多様性を認め合い市民性を育む教育 4-(5)一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の充実 4-(6)不登校対策の推進と教育相談の充実 5-(4)学校改築の着実な推進と安全・安心かつ適切な施設環境の確保	1-(3)在住外国人の支援 5-(2)東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等のレガシーの創出と継承
(3) 地域の絆を 育む 市民自治の まちづくり	4-(1) 地域を支える福祉活動を担う人材の拡大	2-(1)多様な主体による子育て支援の充実と連携の強化 3-(3)子ども・子育てを支える地域の担い手の育成 5-(3)学校と地域との協働体制の充実	2-(2)自助・共助による予防対策の推進 4-(1)市民同士の語らいや連携による豊かなコミュニティの醸成 4-(2)市民活動支援策の検討
(4) このまちに つながる 誰もが住み ・学び・働き ・楽しみ 続けられる まちづくり	1-(1)「健康長寿のまち武蔵野」の推進 4-(2) 誇りとやりがいを持って働き続けるための、福祉人材の確保と育成・質の向上	1-(1)子どもと子育て家庭を包括的に支援する体制の整備 1-(2)それぞれの環境に応じたきめ細やかな子ども・子育て家庭への支援 2-(1)多様な主体による子育て支援の充実と連携の強化 2-(2)希望する保育施設に入所できる施策等の推進と保育の質の確保・向上 2-(3)地域子ども館事業の充実 2-(4)子どもの医療費助成の拡充 3-(1)まちぐるみで子どもと子育てを応援する事業の推進 4-(1)「生きる力」を育む幼児教育の振興 4-(2)青少年健全育成事業の充実 4-(3)すべての学びの基盤となる資質・能力の育成 4-(4)多様性を認め合い市民性を育む教育 4-(5)一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の充実 4-(6)不登校対策の推進と教育相談の充実	1-(2)多様性を認め合う社会の構築及び男女平等施策の推進 1-(3)在住外国人の支援 5-(1)文化振興基本方針に基づく文化施策の推進 5-(2)東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等のレガシーの創出と継承 5-(3)都市観光の推進 6-(1)生涯のライフステージを通じた学習活動の充実 6-(3)図書館サービスの充実 6-(4)国際スポーツ大会のレガシーを活かしたスポーツの振興 7-(1)産業の振興 7-(2)農業の振興と農地の保全
(5) 限りある資源 を活かした 持続可能な まちづくり	5-(2) 新たなニーズに対応するための福祉サービス再編の検討	2-(2)希望する保育施設に入所できる施策等の推進と保育の質の確保・向上 2-(5)子ども・子育て支援施設のあり方検討 5-(4)学校改築の着実な推進と安全・安心かつ適切な施設環境の確保	5-(1)文化振興基本方針に基づく文化施策の推進 5-(2)東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等のレガシーの創出と継承 6-(2)文化財や歴史公文書の保護と活用 6-(4)国際スポーツ大会のレガシーを活かしたスポーツの振興

付表 1

緑・環境	都市基盤	行・財政
1-(1) 刻々と変化する環境問題への対応 1-(2) 環境啓発と市民活動との連携 2-(2) 環境と共生したまちづくり 3-(2) 緑の保全・創出・活用 5-(1) 様々な環境問題への対応	3-(1) 人にやさしいまちづくり	1-(1) 自治基本条例に基づく市政運営 1-(2) 市民参加の充実と情報共有の推進 1-(3) 様々な主体との連携・協働の推進 2-(1) 総合的な市政情報提供の推進 2-(2) 広聴の充実と広報・広聴の連携の推進 5-(1) 課題に的確に対応できる人材の確保と育成の強化 5-(2) 組織活性化に向けたダイバーシティ推進とワーク・ライフ・マネジメント支援
1-(1) 刻々と変化する環境問題への対応 1-(2) 環境啓発と市民活動との連携 2-(2) 環境と共生したまちづくり 3-(2) 緑の保全・創出・活用 4-(2) 廃棄物発生・排出抑制 5-(2) 受動喫煙対策と環境美化の推進	3-(1) 人にやさしいまちづくり	1-(2) 市民参加の充実と情報共有の推進 2-(3) 武蔵野市らしさの追求とシティプロモーションの推進 3-(1) 公共施設等総合管理計画の推進 4-(1) 経営資源を最大限有効活用する仕組みの構築 4-(2) 健全な財政運営を維持するための体制強化
1-(1) 刻々と変化する環境問題への対応 1-(2) 環境啓発と市民活動との連携 3-(2) 緑の保全・創出・活用 4-(2) 廃棄物発生・排出抑制	1-(1) 地域主体のまちづくりの推進	1-(1) 自治基本条例に基づく市政運営 1-(2) 市民参加の充実と情報共有の推進 1-(3) 様々な主体との連携・協働の推進 2-(1) 総合的な市政情報提供の推進 2-(2) 広聴の充実と広報・広聴の連携の推進
1-(1) 刻々と変化する環境問題への対応 1-(2) 環境啓発と市民活動との連携 3-(2) 緑の保全・創出・活用 4-(1) 廃棄物処理の最適化 4-(2) 廃棄物発生・排出抑制	1-(1) 地域主体のまちづくりの推進 1-(2) 計画的な土地利用の誘導 1-(3) 魅力的な都市景観の保全と展開 5-(2) 民間と連携した多様な世帯に対応した住環境づくり 6-(1) 吉祥寺駅周辺 6-(2) 三鷹駅周辺 6-(3) 武蔵境駅周辺	1-(1) 自治基本条例に基づく市政運営 1-(2) 市民参加の充実と情報共有の推進 2-(1) 総合的な市政情報提供の推進 2-(2) 広聴の充実と広報・広聴の連携の推進 2-(3) 武蔵野市らしさの追求とシティプロモーションの推進 3-(1) 公共施設等総合管理計画の推進 3-(2) 市有地の有効活用
1-(1) 刻々と変化する環境問題への対応 1-(2) 環境啓発と市民活動との連携 2-(1) 地球温暖化対策としてのエネルギー消費のスマート化 3-(2) 緑の保全・創出・活用 4-(1) 廃棄物処理の最適化 4-(2) 廃棄物発生・排出抑制	2-(1) 【道路】計画的・効率的・持続的な道路施設管理 2-(1) 【下水道】下水道ストックマネジメントの推進と大型建設事業への対応 2-(2) 【下水道】安定的な下水道経営 2-(1) 【水道】都営水道一元化の推進 2-(2) 【水道】安定的な水道事業運営 2-(1) 【建築】建築物の安全性や質の向上 5-(1) 総合的・計画的な住宅施策の推進	1-(2) 市民参加の充実と情報共有の推進 3-(1) 公共施設等総合管理計画の推進 3-(2) 市有地の有効活用 4-(1) 経営資源を最大限有効活用する仕組みの構築 4-(2) 健全な財政運営を維持するための体制強化 4-(5) 行政サービスにおける適正な受益と負担

長期計画の「基本課題」と施策の体系における「基本施策」・「施策」との関係

武蔵野市の目指すべき姿「誰もが安心して暮らし続けられる 魅力と活力あふれるまち」

基本課題	健康・福祉	子ども・教育	平和・文化・市民生活
少子高齢 A 社会への 挑戦	1-(1)「健康長寿のまち武蔵野」の推進 1-(2) 武蔵野市ならではの互助・共助の取り組み 1-(3) 地域共生社会の実現に向けた取り組み 3-(1) オールライフステージにわたる相談支援体制の充実とネットワークの強化 3-(2) 認知症の人とその家族を支える取り組み 3-(3) 生活困窮者への支援 3-(4) 障害のあるすべての人が自分らしい生活を送るための取り組み 3-(5) 権利擁護と成年後見制度の利用促進 3-(6) 見守り・孤立防止とこころの健康づくりの推進 4-(2) 誇りとやりがいを持って働き続けるための、福祉人材の確保と育成・質の向上 5-(1) 地域共生社会に対応したサービスの提供	1-(1)子どもと子育て家庭を包括的に支援する体制の整備 1-(2)それぞれの環境に応じたきめ細やかな子ども・子育て家庭への支援 1-(3)児童虐待の未然防止と対応力の強化 2-(1)多様な主体による子育て支援の充実と連携の強化 2-(2)希望する保育施設に入所できる施策等の推進と保育の質の確保・向上 2-(3)地域子ども館事業の充実 2-(4)子どもの医療費助成の拡充 2-(5)子ども・子育て支援施設のあり方検討 3-(1)まちぐるみで子どもと子育てを応援する事業の推進 3-(2)保育人材等の確保と育成 3-(3)子ども・子育てを支える地域の担い手の育成 4-(1)「生きる力」を育む幼児教育の振興 4-(2)青少年健全育成事業の充実 4-(3)すべての学びの基盤となる資質・能力の育成 4-(4)多様性を認め合い市民性を育む教育 4-(5)一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の充実 4-(6)不登校対策の推進と教育相談の充実	1-(2)多様性を認め合う社会の構築及び男女平等施策の推進 1-(3)在住外国人の支援 4-(1)市民同士の語らいや連携による豊かな地域社会の進展 4-(2)市民活動支援策の検討 6-(1)生涯のライフステージを通じた学習活動の充実
まちの活力の B 向上・魅力 の発信	1-(1)「健康長寿のまち武蔵野」の推進 4-(2) 誇りとやりがいを持って働き続けるための、福祉人材の確保と育成・質の向上	3-(1)まちぐるみで子どもと子育てを応援する事業の推進 3-(3)子ども・子育てを支える地域の担い手の育成 4-(4)多様性を認め合い市民性を育む教育	5-(1)文化振興基本方針に基づく文化施策の推進 5-(2)東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等のレガシーの創出と継承 5-(3)都市観光の推進 7-(1)産業の振興 7-(2)農業の振興と農地の保全
安全・安心を C 高める 環境整備	2-(1) 市民の生命と健康を守る病院機能の維持・充実 2-(2) 在宅療養生活を支える医療・介護の連携 2-(3) 健康危機管理対策の推進 3-(1) オールライフステージにわたる相談支援体制の充実とネットワークの強化 3-(2) 認知症の人とその家族を支える取り組み 3-(3) 生活困窮者への支援 3-(4) 障害のあるすべての人が自分らしい生活を送るための取り組み 3-(5) 権利擁護と成年後見制度の利用促進 3-(6) 見守り・孤立防止とこころの健康づくりの推進 3-(7) 災害時に支え合える体制づくりの支援	1-(1)子どもと子育て家庭を包括的に支援する体制の整備 1-(2)それぞれの環境に応じたきめ細やかな子ども・子育て家庭への支援 1-(3)児童虐待の未然防止と対応力の強化 2-(4)子どもの医療費助成の拡充 2-(5)子ども・子育て支援施設のあり方検討 4-(4)多様性を認め合い市民性を育む教育 4-(5)一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の充実 4-(6)不登校対策の推進と教育相談の充実 5-(4)学校改築の着実な推進と安全・安心かつ適切な施設環境の確保	1-(2)多様性を認め合う社会の構築及び男女平等施策の推進 2-(1)地震に強いまちづくりの推進 2-(2)自助・共助による予防対策の推進 2-(3)関係機関との連携による応急対応力の強化 2-(4)市の応急活動体制の整備 3-(1)安全安心なまちづくり 3-(2)消費生活の安定と向上
公共施設・ D 都市基盤の 再構築	5-(2) 新たなニーズに対応するための福祉サービス再編の検討	2-(5)子ども・子育て支援施設のあり方の検討 5-(4)学校改築の着実な推進と安全・安心かつ適切な施設環境の確保	6-(4)国際スポーツ大会のレガシーを活かしたスポーツの振興
参加・協働 E のさらなる 推進	4-(1) 地域を支える福祉活動を担う人材の拡大	2-(1)多様な主体による子育て支援の充実と連携の強化 3-(1)まちぐるみで子どもと子育てを応援する事業の推進 3-(3)子ども・子育てを支える地域の担い手の育成 4-(4)多様性を認め合い市民性を育む教育 5-(3)学校と地域との協働体制の充実	4-(1)市民同士の語らいや連携による豊かなコミュニティの醸成 4-(2)市民活動支援策の検討 5-(2)東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等のレガシーの創出と継承

付表 2

緑・環境	都市基盤	行・財政
5-(1) 様々な環境問題への対応	3-(1)人にやさしいまちづくり	1-(2)市民参加の充実と情報共有の推進 1-(3)様々な主体との連携・協働の推進 2-(3)武蔵野市らしさの追求とシティプロモーションの推進 5-(1)課題に的確に対応できる人材の確保と育成の強化
1-(1) 刻々と変化する環境問題への対応 2-(2) 環境と共生したまちづくり 3-(1) 街路樹などの緑の保全・管理 3-(2) 緑の保全・創出・活用 3-(3) 緑と水のネットワークの推進 5-(2) 受動喫煙対策と環境美化の推進	1-(1)地域主体のまちづくりへの支援 1-(2)計画的な土地利用の誘導 1-(3)魅力的な都市景観の保全と展開 6-(1)吉祥寺駅周辺 6-(2)三鷹駅周辺 6-(3)武蔵境駅周辺	2-(1)総合的な市政情報提供の推進 2-(2)広聴の充実と広報・広聴の連携の推進 2-(3)武蔵野市らしさの追求とシティプロモーションの推進
2-(1) 地球温暖化対策としてのエネルギー消費のスマート化 2-(2) 環境と共生したまちづくり 4-(1) 廃棄物処理の最適化 5-(1) 様々な環境問題への対応 5-(2) 受動喫煙対策と環境美化の推進	3-(2)自転車のルール・マナー向上と自転車利用環境の整備 4-(1)生活道路への安全対策 5-(1)総合的・計画的な住宅施策の推進 5-(2)民間と連携した多様な世帯に対応した住環境づくり 5-(3)良好な住環境づくりへの支援	1-(3)様々な主体との連携・協働の推進 2-(1)総合的な市政情報提供の推進 3-(1)公共施設等総合管理計画の推進 4-(4)リスク管理能力・危機対応力の強化
2-(2) 環境と共生したまちづくり 3-(1) 街路樹などの緑の保全・管理 3-(2) 緑の保全・創出・活用 4-(1) 廃棄物処理の最適化	2-(1)【道路】計画的・効率的・持続的な道路施設管理 2-(1)【下水道】下水道ストックマネジメントの推進と大型建設事業への対応 2-(2)【下水道】安定的な下水道経営 2-(1)【水道】都営水道一元化の推進 3-(3)持続的な交通事業の展開 4-(2)都市計画道路ネットワーク整備の推進	1-(2)市民参加の充実と情報共有の推進 3-(1)公共施設等総合管理計画の推進 3-(2)市有地の有効活用 4-(1)経営資源を最大限有効活用する仕組みの構築 4-(2)健全な財政運営を維持するための体制強化 4-(5)行政サービスにおける適正な受益と負担
1-(1) 刻々と変化する環境問題への対応 1-(2) 環境啓発と市民活動との連携 2-(2) 環境と共生したまちづくり 3-(2) 緑の保全・創出・活用 4-(2) 廃棄物発生・排出抑制 5-(1) 様々な環境問題への対応 5-(2) 受動喫煙対策と環境美化の推進	1-(1)地域主体のまちづくりへの支援 1-(3)魅力的な都市景観の保全と展開 2-(2)【道路】市民と行政との協働 6-(1)吉祥寺駅周辺 6-(2)三鷹駅周辺 6-(3)武蔵境駅周辺	1-(1)自治基本条例に基づく市政運営 1-(2)市民参加の充実と情報共有の推進 1-(3)様々な主体との連携・協働の推進 2-(1)総合的な市政情報提供の推進 2-(2)広聴の充実と広報・広聴の連携の推進 4-(6)財政援助出資団体の経営改革等の支援

長期計画の「重点施策」と施策の体系における「基本施策」・「施策」との関係

武蔵野市の目指すべき姿「誰もが安心して暮らし続けられる 魅力と活力あふれるまち」

重点施策	健康・福祉	子ども・教育	平和・文化・市民生活
武蔵野市ならではの (1) 地域共生社会 の推進	1-(2) 武蔵野市ならではの互助・共助の取り組み 1-(3) 地域共生社会の実現に向けた取り組み 2-(2) 在宅療養生活を支える医療・介護の連携 3-(1) オールライフステージにわたる相談支援体制の充実とネットワークの強化 3-(2) 認知症の人とその家族を支える取り組み 3-(3) 生活困窮者への支援 3-(4) 障害のあるすべての人が自分らしい生活を送るための取り組み 3-(5) 権利擁護と成年後見制度の利用促進 3-(6) 見守り・孤立防止とこころの健康づくりの推進 5-(1) 地域共生社会に対応したサービスの提供	1-(1) 子どもと子育て家庭を包括的に支援する体制の整備 1-(2) それぞれの環境に応じたきめ細やかな子ども・子育て家庭への支援 1-(3) 児童虐待の未然防止と対応力の強化 2-(1) 多様な主体による子育て支援の充実と連携の強化 3-(1) まちぐるみで子どもと子育てを応援する事業の推進 4-(4) 多様性を認め合い市民性を育む教育 5-(3) 学校と地域との協働体制の充実	1-(2) 多様性を認め合う社会の構築及び男女平等施策の推進 1-(3) 在住外国人の支援 5-(2) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等のレガシーの創出と継承 6-(1) 生涯のライフステージを通じた学習活動の充実 6-(4) 国際スポーツ大会のレガシーを活かしたスポーツの振興
子どもと子育て 家庭を切れ目なく 支援する体制 の確立	3-(1) オールライフステージにわたる相談支援体制の充実とネットワークの強化 3-(4) 障害のあるすべての人が自分らしい生活を送るための取り組み	1-(1) 子どもと子育て家庭を包括的に支援する体制の整備 1-(2) それぞれの環境に応じたきめ細やかな子ども・子育て家庭への支援 1-(3) 児童虐待の未然防止と対応力の強化 2-(1) 多様な主体による子育て支援の充実と連携の強化 2-(2) 希望する保育施設に人所でできる施策等の推進と保育の質の確保・向上 2-(3) 地域子ども館事業の充実 2-(4) 子どもの医療費助成の拡充 3-(1) まちぐるみで子どもと子育てを応援する事業の推進 3-(2) 保育人材等の確保と育成 3-(3) 子ども・子育てを支える地域の担い手の育成 4-(1) 「生きる力」を育む幼児教育の振興 4-(2) 青少年健全育成事業の充実 4-(3) すべての学びの基盤となる資質・能力の育成 4-(4) 多様性を認め合い市民性を育む教育 4-(5) 一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の充実 4-(6) 不登校対策の推進と教育相談の充実	1-(3) 在住外国人の支援
いつでも安全・ (3) 安心を実感できる まちづくりの推進	2-(1) 市民の生命と健康を守る病院機能の維持・充実 2-(3) 健康危機管理対策の推進 3-(6) 見守り・孤立防止とこころの健康づくりの推進 3-(7) 災害時に支え合える体制づくりの支援	2-(5) 子ども・子育て支援施設のあり方検討 5-(4) 学校改築の着実な推進と安全・安心かつ適切な施設環境の確保	2-(1) 地震に強いまちづくりの推進 2-(2) 自助・共助による予防対策の推進 2-(3) 関係機関との連携による応急対応力の強化 2-(4) 市の応急活動体制の整備 3-(1) 安全安心なまちづくり 3-(2) 消費生活の安定と向上
豊かな文化の 発展と活力を もたらす産業の 振興	1-(1) 「健康長寿のまち武蔵野」の推進 4-(2) 誇りとやりがいを持って働き続けるための、福祉人材の確保と育成・質の向上	3-(1) まちぐるみで子どもと子育てを応援する事業の推進	1-(2) 多様性を認め合う社会の構築及び男女平等施策の推進 5-(1) 文化振興基本方針に基づく文化施策の推進 5-(2) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等のレガシーの創出と継承 5-(3) 都市観光の推進 6-(2) 文化財や歴史公文書の保護と活用 7-(1) 産業の振興 7-(2) 農業の振興と農地の保全
三駅周辺の (5) 新たな魅力 と価値の創造			4-(2) 市民活動支援策の検討 5-(1) 文化振興基本方針に基づく文化施策の推進 7-(1) 産業の振興
武蔵野が誇る (6) 緑を基軸とした 環境都市の構築			7-(2) 農業の振興と農地の保全
時代の変化に (7) 応じた市民自治 のさらなる発展	4-(1) 地域を支える福祉活動を担う人材の拡大	2-(1) 多様な主体による子育て支援の充実と連携の強化 3-(3) 子ども・子育てを支える地域の担い手の育成 5-(3) 学校と地域との協働体制の充実	4-(1) 市民同士の語りや連携による豊かなコミュニティの醸成 4-(2) 市民活動支援策の検討
未来につなぐ (8) 公共施設等 の再構築	5-(2) 新たなニーズに対応するための福祉サービス再編の検討	2-(5) 子ども・子育て支援施設のあり方検討 5-(4) 学校改築の着実な推進と安全・安心かつ適切な施設環境の確保	6-(4) 国際スポーツ大会のレガシーを活かしたスポーツの振興

付表 3

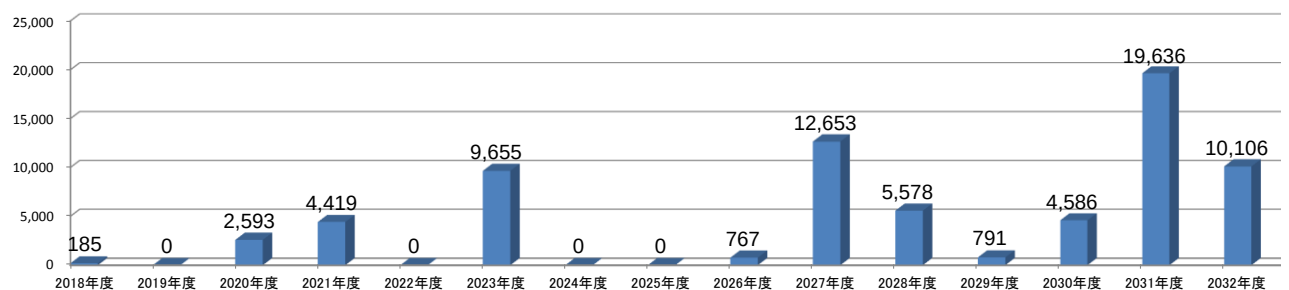
緑・環境	都市基盤	行・財政
1-(2) 環境啓発と市民活動との連携 5-(1) 様々な環境問題への対応	3-(1) 人にやさしいまちづくり 5-(2) 民間と連携した多様な世帯に対応した住環境づくり 5-(3) 良好な住環境づくりへの支援	1-(1) 自治基本条例に基づく市政運営 1-(2) 市民参加の充実と情報共有の推進 1-(3) 様々な主体との連携・協働の推進 2-(1) 総合的な市政情報提供の推進 2-(2) 広聴の充実と広報・広聴の連携の推進
1-(1) 刻々と変化する環境問題への対応 1-(2) 環境啓発と市民活動との連携 3-(2) 緑の保全・創出・活用 5-(1) 様々な環境問題への対応	5-(2) 民間と連携した多様な世帯に対応した住環境づくり	1-(2) 市民参加の充実と情報共有の推進 1-(3) 様々な主体との連携・協働の推進 2-(1) 総合的な市政情報提供の推進 3-(1) 公共施設等総合管理計画の推進
4-(1) 廃棄物処理の最適化 4-(2) 廃棄物発生・排出抑制 5-(1) 様々な環境問題への対応 5-(2) 受動喫煙対策と環境美化の推進	2-(1) 【建築】建築物の安全性や質の向上 3-(2) 自転車のルール・マナー向上と自転車利用環境の整備	1-(3) 様々な主体との連携・協働の推進 2-(1) 総合的な市政情報提供の推進 3-(1) 公共施設等総合管理計画の推進 4-(4) リスク管理能力・危機対応力の強化
1-(1) 刻々と変化する環境問題への対応 1-(2) 環境啓発と市民活動との連携 3-(1) 街路樹などの緑の保全・管理 3-(2) 緑の保全・創出・活用 5-(2) 受動喫煙対策と環境美化の推進	1-(1) 地域主体のまちづくりへの支援 1-(3) 魅力的な都市景観の保全と展開 6-(1) 吉祥寺駅周辺 6-(2) 三鷹駅周辺 6-(3) 武蔵境駅周辺	1-(2) 市民参加の充実と情報共有の推進 1-(3) 様々な主体との連携・協働の推進 2-(3) シティプロモーションの推進 3-(1) 公共施設等総合管理計画の推進
2-(2) 環境と共生したまちづくり 3-(2) 緑の保全・創出・活用 5-(2) 受動喫煙対策と環境美化の推進	1-(1) 地域主体のまちづくりへの支援 1-(3) 魅力的な都市景観の保全と展開 6-(1) 吉祥寺駅周辺 6-(2) 三鷹駅周辺 6-(3) 武蔵境駅周辺	1-(2) 市民参加の充実と情報共有の推進 1-(3) 様々な主体との連携・協働の推進 2-(3) 武蔵野市らしさの追求とシティプロモーションの推進 3-(1) 公共施設等総合管理計画の推進 3-(2) 市有地の有効活用
1-(1) 刻々と変化する環境問題への対応 1-(2) 環境啓発と市民活動との連携 2-(1) 地球温暖化対策としてのエネルギー消費のスマート化 2-(2) 環境と共生したまちづくり 3-(1) 街路樹などの緑の保全・管理 3-(2) 緑の保全・創出・活用 3-(3) 緑と水のネットワークの推進 4-(1) 廃棄物処理の最適化 4-(2) 廃棄物発生・排出抑制 5-(1) 様々な環境問題への対応 5-(2) 受動喫煙対策と環境美化の推進	1-(3) 魅力的な都市景観の保全と展開 2-(1) 【道路】計画的・効率的・持続的な道路施設管理	1-(2) 市民参加の充実と情報共有の推進 1-(3) 様々な主体との連携・協働の推進 3-(1) 公共施設等総合管理計画の推進 3-(2) 市有地の有効活用
1-(1) 刻々と変化する環境問題への対応 1-(2) 環境啓発と市民活動との連携 3-(1) 街路樹などの緑の保全・管理 3-(2) 緑の保全・創出・活用 3-(3) 緑と水のネットワークの推進		1-(1) 自治基本条例に基づく市政運営 1-(2) 市民参加の充実と情報共有の推進 1-(3) 様々な主体との連携・協働の推進 2-(1) 総合的な市政情報提供の推進 2-(2) 広聴の充実と広報・広聴の連携の推進
2-(2) 環境と共生したまちづくり 3-(1) 街路樹などの緑の保全・管理 3-(2) 緑の保全・創出・活用 5-(2) 受動喫煙対策と環境美化の推進	2-(1) 【道路】計画的・効率的・持続的な道路施設管理 2-(1) 【下水道】下水道ストックマネジメントの推進と大型建設事業への対応 2-(2) 【下水道】安定的な下水道経営 2-(1) 【水道】都営水道一元化の推進 2-(2) 【水道】安定的な水道事業運営 2-(1) 【建築】建築物の安全性や質の向上 4-(1) 生活道路への安全対策 4-(2) 都市計画道路ネットワーク整備の推進 5-(1) 総合的・計画的な住宅施策の推進 6-(1) 吉祥寺駅周辺 6-(2) 三鷹駅周辺	1-(2) 市民参加の充実と情報共有の推進 1-(3) 様々な主体との連携・協働の推進 3-(1) 公共施設等総合管理計画の推進 3-(2) 市有地の有効活用 4-(1) 経営資源を最大限有効活用する仕組みの構築 4-(2) 健全な財政運営を維持するための体制強化 4-(5) 行政サービスにおける適正な受益と負担

2018～2047年度(平成30～令和29年度)において築後60年目(更新時期)を迎える公共施設(建物)の一覧と床面積

	2018年度 平成30年度	2019年度 令和元年度	2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度	2025年度 令和7年度	2026年度 令和8年度	2027年度 令和9年度	2028年度 令和10年度	2029年度 令和11年度	2030年度 令和12年度	2031年度 令和13年度	2032年度 令和14年度
コミュニティ														関前コミセン分館	
施文 設化	松露庵 (築60年超)					公会堂									
施庁 設舎															
子育 設て											南保育園				境南保育園
福社 施設	川路さんち (築60年超)														桜はうす今泉
学校施設 (関係施設含む)			五小北校舎	五中北校舎・南校舎		一中東校舎・西校舎 五中体育館			桜堤調理場	二小東校舎・西校舎・体育館 二中東校舎・西校舎 三小体育館	一小校舎 四小体育館	一小体育館	三小校舎	境南小東校舎 関前南小校舎・体育 三小校舎 六中西校舎 五小体育館 六中体育館	四小東校舎・西校舎 五小西校舎 北町調理場
生涯 学習 施設															
その他 施設											消防第6分団		ミカレットみ たか	消防第2分団 関前住宅	
年度別 面積計 ㎡	185	0	2,593	4,419	0	9,655	0	0	767	12,653	5,578	791	4,586	19,636	10,106
面積 累計 ㎡	185	185	2,778	7,197	7,197	16,852	16,852	16,852	17,618	30,272	35,850	36,641	41,227	60,863	70,970
全体 割合	0.1%	0.1%	0.9%	2.4%	2.4%	5.6%	5.6%	5.6%	5.9%	10.1%	12.0%	12.2%	13.8%	20.3%	23.7%

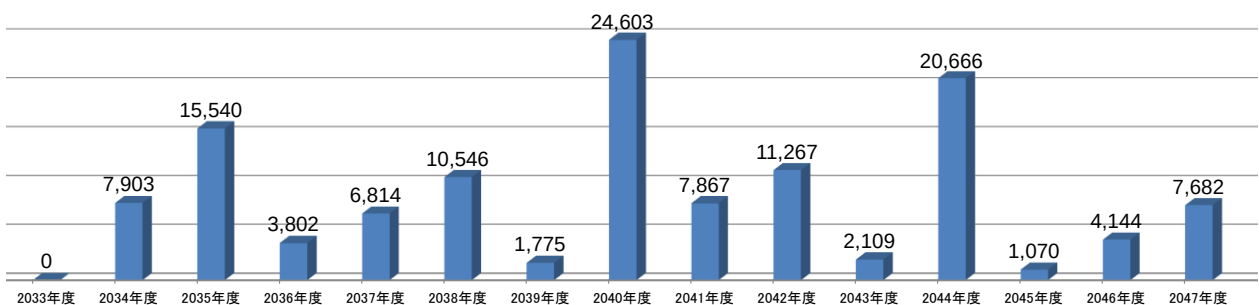
※全体割合…総延べ床面積(令和29年度末現在)に対する面積累計の割合

床面積(㎡) 2018～2047年度(平成30～令和29年度)において築後60年目(更新時期)を迎える公共施設(建物)の床面積(グラフ)



付表 4

2033年度 令和15年度	2034年度 令和16年度	2035年度 令和17年度	2036年度 令和18年度	2037年度 令和19年度	2038年度 令和20年度	2039年度 令和21年度	2040年度 令和22年度	2041年度 令和23年度	2042年度 令和24年度	2043年度 令和25年度	2044年度 令和26年度	2045年度 令和27年度	2046年度 令和28年度	2047年度 令和29年度
	中央コミセン	境南コミセン	西久保コミセン	吉祥寺東コミセン 中町集会所	吉祥寺北コミセン	本町コミセン	関前コミセン	御殿山コミセン 桜堤コミセン	吉祥寺南町コミセン				緑町コミセン 西部コミセン	
										芸能劇場	市民文化会館			
							市庁舎							
			三小こどもクラブ					自然の村	桜堤児童館	関前南こどもクラブ第一		吉祥寺保育園		
							障害者福祉センター		シルバー人材センター 月見路	関三クラブ				北町高齢者センター 保健センター
	三小北校舎 井之頭小校舎	境南小西校舎・給食室 四中校舎	境南小体育館	桜野小校舎	四小南校舎 本宿小校舎・体育館・給食室	大野田小体育館		六中東校舎	一中体育館 三中体育館		二中体育館 五中プール更衣室棟	五中音楽室棟	井之頭小体育館	三小第2体育館
								温水プール			市民会館			吉祥寺図書館
	消防第10分団		消防第1分団 北町第2住宅北棟	北町第2住宅南棟	消防第4分団 消防第8分団				北町防災職員住宅					
0	7,903	15,540	3,802	6,814	10,546	1,775	24,603	7,867	11,267	2,109	20,666	1,070	4,144	7,682
70,970	78,873	94,413	98,215	105,029	115,575	117,350	141,953	149,820	161,087	163,196	183,861	184,931	189,076	196,757
23.7%	26.4%	31.5%	32.8%	35.1%	38.6%	39.2%	47.4%	50.1%	53.8%	54.5%	61.4%	61.8%	63.2%	65.7%



《武蔵野市長期計画条例》

平成23年12月13日条例第28号

武蔵野市長期計画条例

(目的)

第1条 この条例は、武蔵野市（以下「市」という。）が市政に関する長期的かつ基本的な計画を策定することにより、市の目指すべき将来像を明らかにするとともに政策資源の有効活用を図り、もって総合的かつ計画的な市政運営を推進することを目的とする。

(長期計画)

第2条 市長は、前条の目的を達成するため、武蔵野市長期計画（以下「長期計画」という。）を策定するものとする。

2 長期計画は、市政運営の基本理念、当該計画期間に実施すべき政策、財政の見通し等を定めるものとする。

3 長期計画は、10年を1期として定め、当該計画期間の前期5年を実行計画とし、後期5年を展望計画とする。

4 市が実施する政策は、すべて長期計画にその根拠がなければならない。ただし、速やかな対応が特に必要と認められるものは、この限りでない。

(実行計画の見直し)

第3条 市長は、市長選挙が行われたとき又は市政をめぐる情勢に大きな変化があったときは、実行計画の見直しを行い、新たな実行計画を策定するものとする。

(市民等の参加)

第4条 市長は、長期計画の策定又は前条の規定による策定（以下「長期計画等の策定」という。）を行うときは、市民、市議会議員及び市職員が参加する機会を確保しなければならない。

2 市長は、長期計画等の策定を行うときは、策定委員会を設置するものとする。

(議決)

第5条 市長は、長期計画の策定を行うときは、長期計画のうち市政運営の基本理念及び施策の大綱について、市議会の議決を経なければならない。

(市長の責務)

第6条 市長は、長期計画に定められた政策の着実な実施及びその状況の管理を行わなければならない。

(他の計画との関係)

第7条 市長その他の執行機関が分野別又は事業別の計画を策定し、又は変更しようとするときは、長期計画との整合性を保つよう努めなければならない。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後の日を始期とする長期計画について適用する。

《各分野における個別計画》

分野ごとに課題に応じて個別計画を策定し、計画に基づく行政運営を行っている。多くの計画では、策定にあたって専門的知見を有する学識経験者等や、関係団体に所属する市民、そして公募市民が関わり、またパブリックコメントを受け付けるなど多くの市民意見が反映されており、これらの計画により計画体系が構築されている。長期計画策定にあたっては、市民参加によって策定された個別計画（現在改定中の計画に寄せられた意見も含む）との整合を図っていく。

【個別計画一覧】

I 健康・福祉 ・武蔵野市第3期健康福祉総合計画 ・武蔵野市地域医療構想(ビジョン)2017 ・武蔵野市第5期地域福祉計画 ・武蔵野市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画 ・武蔵野市障害者計画・第5期障害福祉計画 ・武蔵野市第4期健康推進計画 ・武蔵野市食育推進計画 ・武蔵野市国民健康保険データヘルス計画・第3期武蔵野市特定健康診査等実施計画 ・武蔵野市自殺総合対策計画 II 子ども・教育 ・第四次子どもプラン武蔵野 ・第二期武蔵野市学校教育計画 ・武蔵野市特別支援教育アクションプラン III 平和・文化・市民生活 ・第二期武蔵野市産業振興計画 ・第二期武蔵野市観光推進計画 ・武蔵野市農業振興基本計画 ・武蔵野市市民活動促進基本計画改定計画 ・武蔵野市第四次男女平等推進計画 ・武蔵野市文化振興基本方針 ・武蔵野市生活安全計画 ・武蔵野市国民保護計画 ・武蔵野市地域防災計画 ・武蔵野市耐震改修促進計画 ・武蔵野市生涯学習計画 ・武蔵野市スポーツ振興計画 ・第2期武蔵野市図書館基本計画 ・「東京オリンピック・パラリンピック等国際大会に向けた武蔵野市の取り組み方針」に基づく行動計画 IV 緑・環境 ・第四期武蔵野市環境基本計画 ・第四次武蔵野市役所地球温暖化対策実行計画 ・武蔵野市地球温暖化対策地域プラン ・武蔵野市生物多様性基本方針 ・武蔵野市一般廃棄物処理基本計画	・新武蔵野クリーンセンター(仮称) 施設基本計画 ・武蔵野市緑の基本計画 2019 ・仙川リメイク 武蔵野市仙川水辺環境整備基本計画 ・千川上水整備基本計画 ・公園・緑地リニューアル計画 V 都市基盤 ・武蔵野市都市計画マスタープラン ・武蔵野市バリアフリー基本構想 ・三鷹駅北口街づくりビジョン ・武蔵野市景観ガイドライン ・吉祥寺グランドデザイン ・進化するまち「NEXT—吉祥寺」プロジェクト—吉祥寺グランドデザイン推進計画— ・武蔵野市自転車等総合計画 ・第10次武蔵野市交通安全計画 ・第3次武蔵野市市民交通計画 ・武蔵野市地域公共交通総合連携計画 ・武蔵野市自転車走行環境づくり推進計画 ・武蔵野市第三次住宅マスタープラン改訂版 ・武蔵野市公営住宅等長寿命化計画 ・武蔵野市道路総合管理計画 ・武蔵野市バリアフリー道路特定事業計画 ・武蔵野市景観整備路線事業計画(第2次) ・御殿山通り(武蔵野都市計画道路7・6・1号線)整備基本計画 ・武蔵野市橋りょう長寿命化計画 ・武蔵野市下水道総合計画 ・武蔵野市下水道長寿命化計画 VI 行・財政 ・第五次武蔵野市行財政改革を推進するための基本方針 ・武蔵野市行財政改革アクションプラン ・武蔵野市公共施設等総合管理計画 ・武蔵野市人材育成基本方針 ・第7次職員定数適正化計画 ・武蔵野市特定事業主行動計画 ・職員研修計画 ・武蔵野市第五次総合情報化基本計画
--	--

《第六期長期計画市民会議》

市は、第六期長期計画策定委員会の設置に先立ち、公募市民 10 名からなる第六期長期計画市民会議（以下、「市民会議」という。）を設置した。市民会議は、平成 30（2018）年 6 月から 7 月にかけて全 4 回にわたり開催され、第五期長期計画の各分野に関するグループ討議と、分野を横断した市政及び長期計画全般に関する全体討議が行われた。

各委員のさまざまな立場から出された多様な意見は、報告書にまとめられ、市長に答申されるとともに、策定委員会へ報告された。

報告書の主な内容は以下のとおり。全文は市ホームページに掲載している。

http://www.city.musashino.lg.jp/_res/projects/default_project/_page/_001/020/783/siminnkaigi.pdf

【市政及び長期計画全般に関する議論】

- （１）市民によるコミュニティづくりや市政への参画機会の創出について
- （２）住み続けられるまち・市民意識の醸成について
- （３）世代間のバランスと予算執行について
- （４）長期計画・市民会議のあり方について

【各分野に関する議論】

分野ごとに、「次の世代に向けたビジョン・ありたい姿」、「現状と課題」、「ビジョン・ありたい姿を実現するためには」というテーマ設定にそってグループ討議が行われた。なお、グループ討議においては市民会議委員のほかに、各分野において様々な活動をしている市民が、進行と議論の補助を行うために「市民会議サポーター」として参加した。

【長期計画市民会議から策定委員会へ託したいこと】

長期計画市民会議から策定委員会へ託したいことについて、10 名の市民会議委員それぞれのコメントが記されている。

なお、この市民会議から選出された 2 名が、策定委員会に公募市民委員として参加している。



《第六期長期計画無作為抽出市民ワークショップ》

多様な市民参加手法の一つとして、市政に参加する機会が少ない市民からも広く意見を求めるため、無作為抽出市民ワークショップ(以下、ワークショップ)を2回にわたって各々2日間のプログラムで開催した。参加者は、市内に住民登録のある 18 歳以上の市民を無作為に抽出し(第1回は 1,000 名、第2回は 1,500 名)、案内を送付して募集した。

今回の2回のワークショップでは、「市民ファシリテーター」が全体の進行及び各グループでの対話の進行を務めた。市民ファシリテーターは参加者と同じ市民であり、職員等の市民以外が進行を担う場合と比べ、共感や共鳴が進み、参加者が意見を言いやすい雰囲気が形成され、市民参加が一步進んだ姿になったと考えられる。

【第1回】

○日程・会場:平成 30(2018)年6月 24 日(日)芸能劇場、30 日(土)市役所 811 会議室

○参加者:延べ 100 名

○ワークの内容

[1日目]武蔵野市で暮らして関心があること／武蔵野市で暮らして気になること／武蔵野市の 10 年後のありたい姿／全体共有

[2日目]テーマ選び／テーマごとの現状と課題／ありたい姿を実現するためには／全体共有

○報告書:市ホームページに掲載

http://www.city.musashino.lg.jp/shisei_joho/sesaku_keikaku/kihonkoso_chokikeikaku/1019180/1019333.html

【第2回】

○日程・会場:平成 31(2019)年3月3日(日)、10 日(日) 両日とも市役所 811 会議室

○参加者:延べ 133 名

○ワークの内容

[1日目]武蔵野市の良いところ・いまいちなところ／少子高齢社会への取り組み／まちの活力の向上・魅力の発信

[2日目]安全・安心を高める環境整備／公共施設・都市基盤の再構築／参加・協働のさらなる推進／スローガンを考えよう

○報告書:市ホームページに掲載

http://www.city.musashino.lg.jp/shisei_joho/sesaku_keikaku/kihonkoso_chokikeikaku/1019180/1022567.html



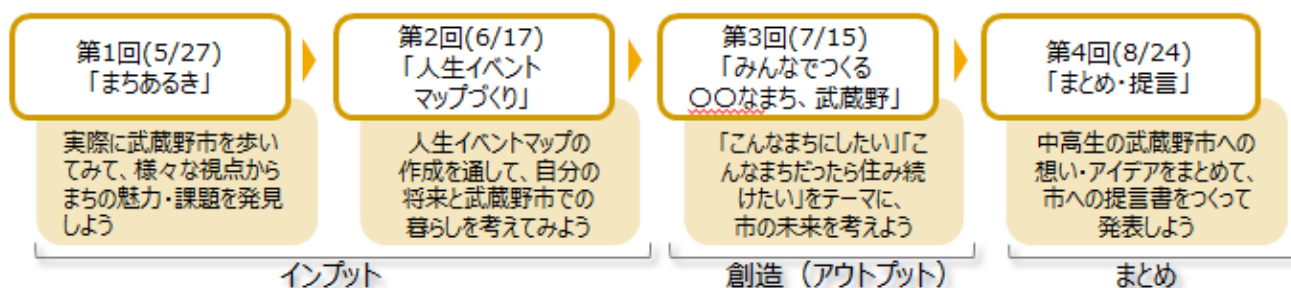
《中高生世代広場》

平成 29（2017）年度より、市の将来を担う中高生の意見を積極的に市政運営に反映するとともに、参加する中高生が学校外や地域の多世代とのつながりを持つことを目的とした、中高生世代広場事業を実施している。平成 30（2018）年度上半期は第六期長期計画策定に向けて、扱うテーマを「長期計画」とし、5月から8月までの期間で計4回の実行委員会を開催した。

【プログラム概要】

実行委員会では、市内在住・在学の中高生（計 15 人）と、サポート役として参加する大学生（計 10 人）が、体験型学習（フィールドワーク）と対話（ワークショップ）を通して、中高生が考える「理想のまち」について、想いやアイデアを練り上げながら、提言書として取りまとめた。

図 プログラム概要



【提言の内容】

提言は、(1)未成年・(2)成年・(3)シニアの3グループに分かれ、それぞれの世代で考えられる理想のまちについて、①コンセプト（テーマ）、②背景、③ポイント（理想のまちの要素）、④役割の4つの項目で、意見を出し合い提言書としてまとめた。

図 提言書（まとめシート）

提言グループ	まとめシート
未成年	コンセプト お互いに住みやすいまち 背景 外国人と日本人の交流 ポイント 地域の人とつながりを持ち、お互いのことを知り、住みやすく！ 役割 外国人と日本人の交流
成年	コンセプト 安全なまち、武蔵野 背景 安全なまちをつくる ポイント 安全なまちをつくる 役割 安全なまちをつくる
シニア	コンセプト 安全なまち、武蔵野 背景 安全なまちをつくる ポイント 安全なまちをつくる 役割 安全なまちをつくる

＜発表時のコメント＞

- (1) 未成年：コンセプトは「中高生の居場所がある街」。「何でもできる自由度の高い場所」「中高生だけの安心感がある場所」「気軽にいける場所」を増やしていきたい。
- (2) 成年：コンセプトは「お互いに住みやすいまち」。最近増えている外国人住民と日本人住民、ご近所同士など、お互いにとって住みよい街を目指していきたい。
- (3) シニア：コンセプトは「心身共に健康な町」。バスを増やしたり、高齢者が安く使えるタクシーを増やすことで、気軽に「外に出たい」と思える環境を整備することが大切。

【私の〇〇宣言】

提言のほかに、全4回の中高生世代広場を通して「気が付いたこと」や、理想のまちを実現するために「自分自身がやってみたいこと」について、参加者の中高生が「宣言」としてお互いに発表した。

＜「宣言」の内容＞

- ・「未成年グループ」を担当したが、子どもと言っても、乳児期から様々。「子ども」と一つにくくるのではなくて、それぞれに焦点を当てて考えることが大切だと思った。
- ・人生イベントマップについて、男女差が見えて面白かった。いろんな人生の選択があるのだと知れた。
- ・まちの中にどのような課題があるのか気づける人になりたい。

【大学生アドバイザー】

中高生世代広場は、全4回の実行委員会の構成や内容の検討、当日の司会進行まで大学生が主体となり事業を実施した。参加する中高生と年齢に近いこともあり、意見やアイデアを引き出すことができ、事業の目的である「学校外や地域の多世代とのつながり」という面でも大きな役割を担った。大学生が事業を通して考えた理想のまちについては、以下のような意見が出された。

＜大学生にとっての“ありたいまちの姿”＞

- ・子どもから高齢者まで様々な年代ごとに理想のまちを考えた時に、そのまちの姿や求められるニーズが異なっている。どの年代のニーズにも応えられるのが理想のまちの姿だと思った。
- ・今の「まち」のかたちが好きだし、素敵。この魅力をどう知ってもらうかに注力したい。



※報告書は市ホームページに掲載している。

http://www.city.musashino.lg.jp/_res/projects/default_project/_page/_001/020/791/4siyou4.pdf

《市民意識調査》

市は、第六期長期計画の策定にあたり、市政に対する市民の考え方を伺うため、「市民意識調査」を実施し、その速報版の集計結果を策定委員会へ報告した。以下に調査結果の一部を抜粋記載する。 ※市民意識調査の報告書は市ホームページに掲載している。

http://www.city.musashino.lg.jp/shisei_joho/public_comment/enquete/1023450.html

1 調査の概要

- (1) 調査対象 本市に居住する満 18 歳以上の方 3,500 名(住民基本台帳からの無作為抽出)
- (2) 調査方法 郵送配布一郵送・WEB回収併用・はがきによる督促を1回
- (3) 調査時期 平成 30(2018)年7月 19 日(木)～8月 13 日(月)
- (4) 回収結果 43.0%(1,504 件) 郵送回収:1,180 件／WEB回収:324 件
- (5) 調査内容 ①お住まいの地域のことについて ②市政に関する情報提供などについて
③市の施策に対する満足度・重要度について ④自由意見欄

	全体(人)	男性(人)	女性(人)
18歳・19歳	17	8	9
20歳代	102	47	55
30歳代	214	75	138
40歳代	261	78	183
50歳代	253	113	140
60歳代	250	106	143
70歳代	228	109	117
80歳以上	160	57	101
(無回答)	19	1	0
合 計	1,504	594	886

(注)性別で無回答が24人いるため、男女を足し合わせても全体の人数にはならない。

2 市の施策の満足度及び重要度

市の施策を24項目に分けて、満足度・重要度を調査した。(上位10項目)

◆満足度順

順位	項目	満足度
1	上・下水道	73.1
2	ごみ	71.3
3	緑化・水辺空間	64.7
4	文化・学習・スポーツ	61.6
5	交通・道路	60.6
6	まちづくり・都市整備	53.5
7	健康づくり	53.2
8	生活環境	52.0
9	自転車対策	49.6
10	安全対策	44.3

◆重要度順

順位	項目	重要度
1	災害対策	92.1
2	ごみ	91.4
3	安全対策	91.0
4	高齢者福祉	90.3
5	上・下水道	90.2
6	健康づくり	88.7
7	生活環境	88.5
8	地域活動・地域支援	88.4
9	交通・道路	87.8
10	障がい者福祉	87.5

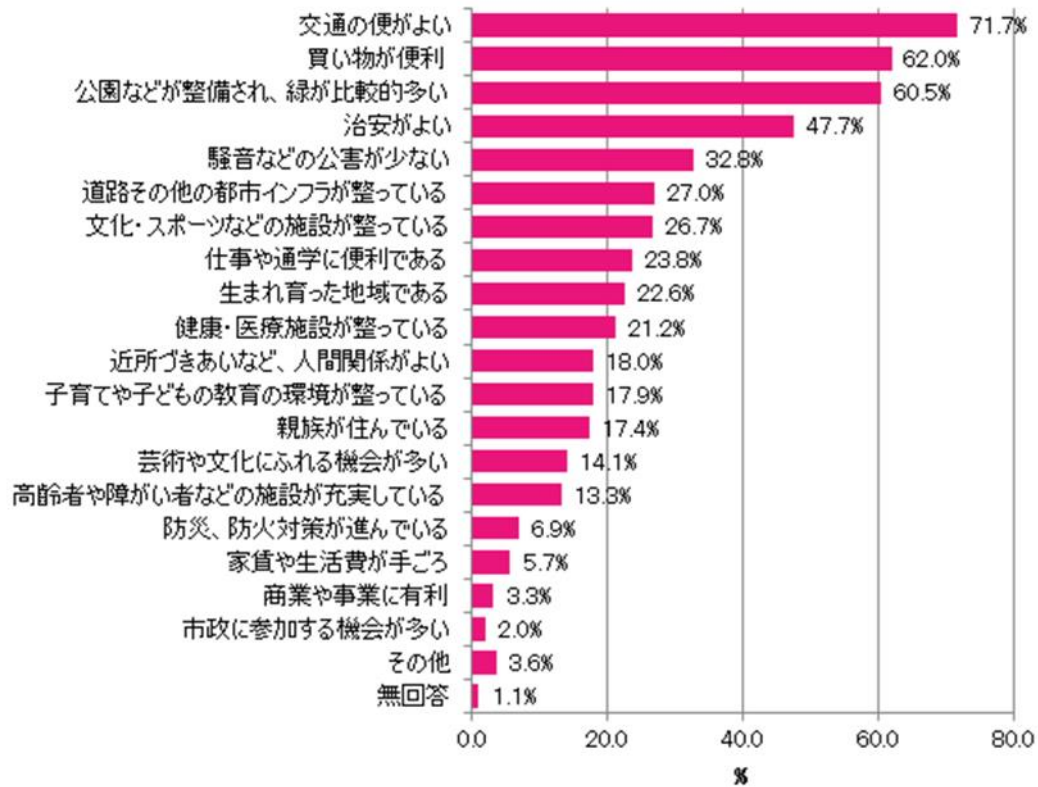
◎満足度・重要度の計算方法

『満足』＝「満足」＋「ある程度満足」

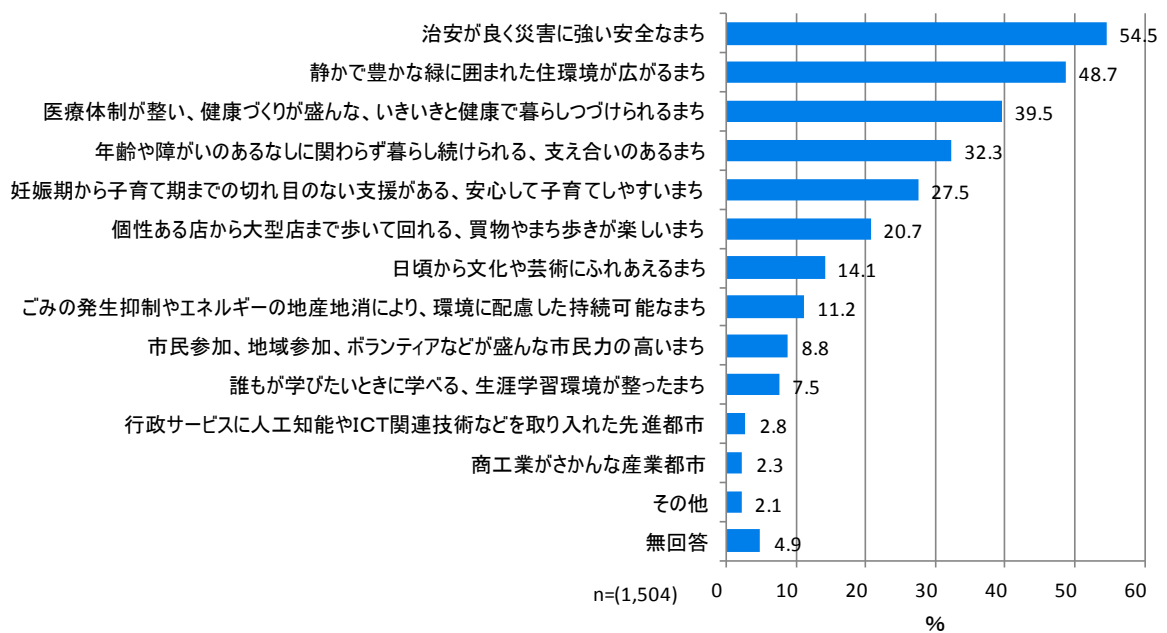
『重要』＝「重要」＋「ある程度重要」

3 定住意向(全体、居住地域別)

今後もお住まいの地域に住み続けたいか調査をおこなったところ、今後も武蔵野市に住み続けた
い方は82.4%という結果であった。その主な理由は以下のとおりであった。



4 期待する武蔵野市の将来像(複数回答)



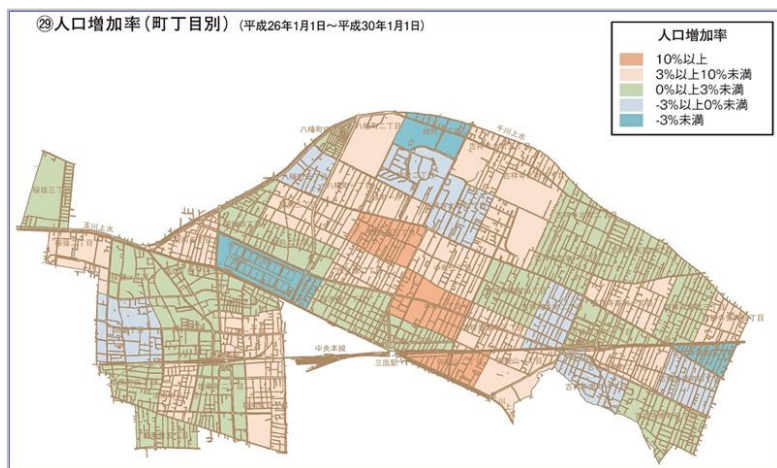
《武蔵野市地域生活環境指標》

武蔵野市地域生活環境指標は、武蔵野市の生活環境に関わる様々なデータを地図情報として視覚的に表現するとともに、市の基礎的な統計情報や近隣都市との比較をまとめた包括的なデータ集である。

第六期長期計画策定のための基礎資料として、また、市民・議員・市長・職員が共通に利用できる政策情報の資料として、平成30(2018)年9月に、平成30年版(2018年版)地域生活環境指標を発刊した。

地域生活環境指標は市ホームページに掲載しており、冊子は図書館等で閲覧できる他、市役所の市政資料コーナーで販売をしている。

- ・市HP http://www.city.musashino.lg.jp/shisei_joho/musashino_profile/profile_shihyo/1020445/index.html
- ・閲覧 各図書館、市政資料コーナー、各市政センター、市民会館、各コミュニティセンター
- ・販売 市政資料コーナー（市役所西棟7階） 1冊 1,000 円



《用語説明》

(五十音順)

頁	用語	ふりがな	説明
あ行			
8,17,27,37,40,41,43,46,47,55,62,63,64,65,67	ICT	あいしーていー	「Information and Communication Technology(情報通信技術)」の略で、情報・通信に関する技術の総称。具体的には、コンピュータ、タブレット端末、プロジェクタ、電子情報ボード、実物投影機、デジタルカメラ、デジタルビデオカメラ等のハードウェアや、ネットワーク、映像資料等のソフトウェア等を指す。
16,65	RPA	あーるピーえー	「Robotic Process Automation(ロボティック・プロセス・オートメーション)」の略。人間が行うキーボードやマウス等の定型的なパソコン操作を自動化する技術。
55	アダプト制度	あだぶとせいど	地域住民・企業と行政が協働で進める清掃等を中心としたまちの美化活動等を行う制度。
59	新たな住宅セーフティネット制度	あらたなじゅうたくせーふていねつとせいど	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進を図り、国民生活の安定向上と社会福祉の増進に寄与することを目的として創設された制度。 主な内容は、住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度、登録住宅の改修・入居への経済的支援(バリアフリー化や間取り変更等)、住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援(不動産業者や自治体が入居支援を行う)である。
45	アンテナショップ麦わら帽子	あんてなしよつぷむぎわらぼうし	9つの友好都市と武蔵野市の物産品販売や友好都市の観光情報等を発信しているアンテナショップ。平成13(2001)年10月吉祥寺中道通り商店街にオープン。
7,26	いきいきサロン	いきいきさろん	地域住民団体やNPO法人、民間事業者等が概ね65歳以上の高齢者を対象に、5名以上、週1回以上集まる通いの場で、介護予防、認知症予防のプログラムを含む活動(2時間程度)に対し、市がその団体等へ補助・支援を行うことで、高齢者の社会的孤立感の解消、心身の健康維持、要介護状態の予防、住み慣れた地域での在宅生活の継続支援を図ることを目的とする事業。平成28(2016)年7月開始。
54	(一財)武蔵野市開発公社	(いちざい)むさしのしかいはつこうしゃ	吉祥寺駅周辺都市計画事業により移転を要する商業者への対策と、吉祥寺発展の拠点的役割を担う商業核となる施設建設を推進するため、昭和43年8月に設立。現在は、吉祥寺駅周辺の街づくりのための調査・研究などを行うとともに、事業対象区域を吉祥寺地区から全市に拡大して幅広い事業を行っている。
58	一般延焼遮断帯	いっぱんえんしょうしゃだんたい	東京都が策定した「防災都市づくり推進計画」において、地震に伴う市街地火災の延焼を阻止する機能を果たす道路、河川、鉄道、公園等の都市施設及びこれらと近接する耐火建築物等により構成される帯状の不燃空間を「延焼遮断帯」と位置付け、震災時の避難経路、救援活動時の輸送ネットワーク等の機能も担う。延焼遮断帯は、防災上の重要度から、「骨格防災軸」「主要延焼遮断帯」「一般延焼遮断帯」に分けられ、一般延焼遮断帯は、「骨格防災軸」「主要延焼遮断帯」以外の延焼遮断帯を言う。
37	インクルーシブ教育システム	いんくるーしぶきょういくすてむ	障害者の権利に関する条約(日本は平成26(2014)年に批准)の第24条に書かれている理念で、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされている。 インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズに応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要であるとされている。
16,45	インバウンド	いんばうんど	外国人が訪れてくる旅行のこと。または外国から訪れる旅行者のこと。
9	雨水貯留・浸透施設	うすいちよりゅうしんとうしせつ	貯留管、貯留池、貯留タンクなど、雨水を一時的に貯めることにより、雨水が川や水路に流出するのを抑制する施設。
15,16,27,65	AI	えーあい	「Artificial Intelligence(人工知能)」の略。推論・判断等の知的な機能を人工的に実現するための研究。また、これらの機能を備えたコンピュータシステム。データベースを自動的に構築したり誤った知識を訂正したりする学習機能を持つものもある。膨大な量のデータ分析や業務効率化等に活用する事例が増えてきている。
46	永年文書	えいねんぶんしょ	市の文書管理規則により定められていた文書の保存年限のうち、最長の保存年限(永年)に指定されていた文書のこと。本市では平成26(2014)年に文書管理規則を改め、最長の保存年限を永年から30年とした。保存年限に達した文書は担当課とふるさと歴史館が協議し、歴史資料として重要であると判断された文書のみ「永久に保存」というシステムに改めた。

頁	用語	ふりがな	説明
66	エキスパート(長期的専任職)	えきすぱーと(ちょうきてきせんにんしよく)	武蔵野市では平成26(2014)年度にゼネラリスト(総合職)とエキスパート(長期的専任職)を選択できる複線型人事制度を導入した。エキスパートとは、特定分野・部門で業務に精通・習熟し、長期的にその分野・部門で専門的スタッフとして、業務の企画及び運営に当たる職。福祉・税務・債権管理の3分野。一般事務職の係長・課長補佐級が対象。
7,9,24,48	エコプラザ(仮称)	えこぷらざ(かしょう)	ごみ、資源エネルギー、緑・水循環、生物多様性等、多様な環境啓発と環境に関するネットワークの拠点施設として、令和2(2020)年11月の開設を目指している環境啓発施設。旧武蔵野クリーンセンターの一部を再利用して、「みんなであつこう！子どもたちに未来をつなぐエコプラザ」をコンセプトに、環境に配慮した行動を市内全域に促す目的で整備する。
22,61,62	SNS	えすえぬえす	「Social Networking Service(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)」の略。インターネット上の会員制サービスの一種。友人・知人とのコミュニケーションを円滑にする手段や、新たな人間関係を構築するための場を提供する。個人に限らず企業や自治体の情報発信の手段としても広まっている。
16,48,61	SDGs	えすでいじーず	「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略。平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された、貧困や不平等、格差、気候変動など、様々な問題を根本的に解決し、世界中のすべての人が将来にわたってより良い生活を送ることができるようにするための17の国際目標。
8,49	エネルギー地産地消	えねるぎーちさんちしょう	その地域の需要に合ったエネルギーを地域独自に生産し、その地域で消費すること。地域でエネルギーを生産することによる経済の活性化や再生可能エネルギー利用による二酸化炭素の排出削減等、環境負荷の軽減が期待される。
23,54	エリアマネジメント	えりあまねじめんと	地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、市民・事業主・地権者等による主体的な取り組み。
40	LGBT	えるじーびーていー	性的マイノリティの総称の一つ。レズビアン(L、女性の同性愛)、ゲイ(G、男性の同性愛)、バイセクシュアル(B、両性愛)、トランスジェンダー(T、こころと出生時の性が一致しない人)の略称であり、性的マイノリティの多様なあり方を表す概念。より多様であることを示すため LGBTQ+ 等と表すこともある。
28	エンディング(終活)支援事業	えんでいんぐ(しゅうかつ)しえんじぎょう	高齢者が最期までその人らしい人生を送ることができるよう、エンディングノートの配布や講座等を通じて本人の意思決定を支援するとともに、没後について本人の希望に沿った相談及び生前契約が可能となる支援を行う事業。令和元(2019)年度事業開始。
28	オールライフステージ	おーるらいふすてーじ	人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期など、そのすべての段階のこと。全年齢、全世代。
か行			
58	外郭環状線の2	がいかくかんじょうせんのに	東京外郭環状道路(外環)は、都心から15km圏を環状方向に結ぶ延長85kmの道路のこと。その外環とともに、都内の都市計画道路ネットワークの一部として昭和41(1966)年に都市計画決定した地上部の街路を外郭環状線の2という。
58	概成道路	がいせいどうろ	都市計画道路のうち、計画幅員までは完成していないが、ある程度の車線数は有するなど、おおむねの機能を満たしている道路を言い、多摩地域では現況幅員が8m以上の道路のこと。
54	開発公社	かいはつこうしゃ	(一財)武蔵野市開発公社を参照のこと。
8,35	学童クラブ	がくどうくらぶ	児童福祉法に定める放課後児童健全育成事業として、小学校の授業終了後、帰宅しても保護者が就労、病気等により家庭で適切な監護を受けられない児童を対象とした、放課後の生活の居場所事業。遊びを中心とした活動により、児童の健全な育成を図ることを目的としている。市内12カ所の市立学童クラブ及び3カ所の民間学童クラブがある。放課後子供教室「地域子ども館あそべえ」とともに、平成29(2017)年4月から(公財)武蔵野市子ども協会に運営を委託し一体型の運営を行い、両事業の連携強化を図っている。
36	家族ふれあい自然体験事業	かぞくふれあいしぜんたいけんじぎょう	友好都市岩手県遠野市と友好都市鳥取県岩美町を含めた鳥取県内での体験事業を隔年で実施。豊かな自然環境の中で、都会ではできない様々な自然体験を親子で行い、家族の絆を深めるとともに、民泊や文化体験による市民との交流を通じて、市民の第二のふるさと作りを行っている。このほか、親子棚田体験(新潟県長岡市)と家族で楽しむ！二俣尾自然体験(青梅市)を行っている。

頁	用語	ふりがな	説明
42	環境浄化特別推進地区	かんきょうじょうかとかくべつすいしんちく	風俗営業施設の集積、犯罪の多発など良好な環境が阻害されており、地域住民の自主的活動により一層の環境浄化の推進を図り得る地域で、「武蔵野市環境浄化に関する条例」で特に環境浄化を推進する必要があるとして、市長が指定した地域。吉祥寺本町一丁目の一部(ヨドバシカメラ吉祥寺店の東側周辺地域)が指定されている。
45	観光ガイド	かんこうかいど	本市における観光ガイドは、市内のまち歩きイベントなどで来街者に観光情報を提供する市民ボランティアを指す。
41	感震ブレーカー	かんしんぶれーかー	地震発生時に感震器で検知した地震信号が設定した値を超えたときに(例:震度5強以上など)、配線用ブレーカー、または漏電ブレーカー等を遮断する信号を出すことで電気を自動遮断する機器・システムのこと。
10	既成市街地	きせいしがいち	首都圏整備法に基づき、産業及び人口の過度の集中を防止し、かつ、都市の機能の維持及び増進を図る必要があるとされる区域。具体的には、東京23区と武蔵野市の全域、三鷹市、横浜市、川崎市、川口市の一部の区域が、政令で指定されている。
60	吉祥寺グランドデザイン	きちじょうじぐらんどでざいん	吉祥寺の中長期を展望したまちづくりの方針を示し、行政のみならず、市民やNPO、地元商業者等、まちづくりに係る多様な主体による取り組みの共通指針となることを目的として策定した計画。策定から10年が経過することから、令和元(2019)年度を目途に改定を進めている。
41	吉祥寺ルール	きちじょうじるーる	東日本大震災での教訓を踏まえ、震災時等で吉祥寺駅に帰宅困難者が大量に発生した場合に混乱を防止するため、行政や民間事業者等の災害時における役割分担や地域特性に応じた対策などを定めたルールのこと。 ルール① 一斉帰宅の抑制 ルール② 待機に必要な3日分の備蓄 ルール③ 来街者等の保護 ルール④ 官民の連携による正確な情報提供 ルール⑤ まちぐるみで帰宅困難者用一時滞在施設の確保
58	狭あい道路	きょうあいどうろ	幅員4m未満の狭い道路のことで、建築基準法第42条第2項などに指定されているもの。
38	教育アドバイザー	きょういくあどばいざー	本市では、経験の少ない教員の授業を直接観察し、指導・助言を行うことを目的として、学校教育に関して高い専門性をもつ元校長を4名配置している(令和元(2019)年6月1日現在)。指導法の改善について支援するほか、個々の教員が抱える悩みなどの教育相談も行っている。
37,38	教育支援センター	きょういくしえんせんたー	乳幼児から思春期の子どもの教育に関する様々な相談に応じる施設。来所、電話に加え、小中学校への臨床心理士(相談員)の派遣も行う。現在、大野田小学校内に設置しており、不登校児童・生徒への支援を行う適応指導教室(チャレンジルーム)を併設する一方、帰国・外国人教育相談室については第四中学校内に分離して設置している。
58	緊急輸送道路	きんきゅうゆそうどうろ	緊急輸送道路は、震災時の救急救命・消火活動、物資の輸送などを円滑に行うための道路として、東京都が指定した道路である。緊急輸送道路のうち、応急対策の中核を担う都庁本庁舎や区市町村庁舎などを連絡する道路として、特に沿道の建築物の耐震化を図る必要があると認められる道路を「特定緊急輸送道路」、それ以外の道路を「一般緊急輸送道路」とされている。市内では、三鷹通り(一部)、井之頭通り、五日市街道(一部)が特定緊急輸送道路として指定されている。
58,60	区画道路	くかくどうろ	幹線道路など一定程度の幅員を持つ道路間を接続するための道路で、道路ネットワークの補完や個々の宅地間の通行のために利用される道路。
65	クラウド	くらうど	クラウド(cloud)とは直訳で「雲」を意味し、情報通信分野では「クラウドコンピューティング」の略称として、データやアプリケーション等をネットワーク経由で利用する仕組みを指す。 自治体で導入されるクラウドは、自治体クラウドとも呼ばれ、住民基本台帳・税務・福祉等の情報システムやデータを、庁舎内でなく外部のデータセンターで管理・運用し、通信回線を経由して複数の自治体で共同利用する取り組みを指す。経費の削減、セキュリティ水準の向上、被災時の業務継続などの効果が見込まれている。

頁	用語	ふりがな	説明
31	ケアマネジャーガイドライン	けあまねじゃーがいどらいん	本市が実施している利用者本位の居宅介護支援(ケアマネジメント)の理念や具体的な実践方法を解説したガイドブック。市町村レベルでは全国初となる平成13(2001)年3月に初版を発行し、以降も改訂を重ね現在は第4版となっている。ケアマネジャーに対し本市独自施策、周辺施策及びインフォーマル(制度に基づかない)なサービス等に関する情報提供を行うことを通じて、介護保険サービスとともに、これらも加味したケアマネジメントが実践されることを目的としている。なお、初めて市内で居宅介護支援を行うケアマネジャーの研修時のテキストにも活用している。
7,30	ケアリンピック武蔵野	けありんぴっくむさしの	介護・看護職員の現場で取り組んでいる先進的な事例発表や手作り演劇を通して具体的なケアについて共有し、質の高いサービスを地域全体に広めるため、平成27(2015)年度より開催している。
9,54	景観ガイドライン	けいかんがいどらいん	景観まちづくりの具体的な方針を示し、市民等、開発等事業者、武蔵野市などのまちづくりに取り組むそれぞれの主体が景観への意識を高め、さらなる魅力あるまちづくりを進めるためのガイドライン。平成29(2017)年4月策定。
68	経常収支比率	けいじょうしゅうしひりつ	財政構造の弾力性を示す指標。市税等の一般財源のうち、毎年経常的に発生する人件費、扶助費、公債費等の義務的経費に使われている割合を表す。90%を超えると財政が硬直化し、新たな行政サービスへの対応が困難になるとされている。
23,42	刑法犯認知件数	けいほうはんになちけんすう	警察により発生が認知された刑法等の犯罪事件の数のこと。町丁目ごとの件数が警視庁ホームページで公開されている。
27	ゲノム解析	げのむかいせき	生物のゲノム(遺伝情報の全体・総体)のもつ遺伝情報を総合的に解析すること。
59	検討のプロセス	けんとうのぷろせす	東京都作成「外環の地上部の街路について 検討の進め方」に記載のある「検討のプロセス」のこと。 東京外郭環状道路が高架方式から地下方式に変更されたことを踏まえ、外環の2の必要性やあり方などについて、広く意見を聞きながら検討を進め、都市計画に関する都の方針を取りまとめるプロセス。
29	権利擁護	けんりようご	一般的には、自己の権利を表明することが困難な人のニーズ表明を代弁し、支援することを言う。本市では、生活不安を感じている高齢者、身体障害者や、判断能力が不十分なため権利侵害を受けやすい軽度の認知症高齢者、知的障害者、精神障害者の権利を擁護し、安心して自立した地域生活を送れるように日常生活の支援、金銭管理、福祉サービスの利用支援などの事業を行っている。
9,24,35,63,64,73	公共施設等総合管理計画	こうきょうしせつとうそうごうかんりけいかく	少子高齢化の進行に伴い、税収の増加が見込めないこと、社会保障関連費が増加することなど、将来の財政状況が厳しいことが予測される中、これまで整備してきた公共施設・都市基盤施設の多くが更新時期を迎えるにあたり、計画的な整備・更新を行うため、すべての公共施設・都市基盤施設を俯瞰する基本的な方針を定めた計画。平成29(2017)年2月に策定。
12,68,74	公債費	こうさいひ	市の借入金の元金及び利子の返済に要する経費。
40	(公財)武蔵野市国際交流協会	(こうざい)むさしのしこくさいこうりゅうきょうかい	国際平和に寄与する開かれたまちづくりのため、市民レベルの国際交流や在住外国人支援を推進している団体。平成元(1989)年10月13日に任意団体として設立、平成22(2010)年4月1日に公益法人化。略称:MIA (Musashino International Association)。
8	(公財)武蔵野市子ども協会	(こうざい)むさしのしこどもきょうかい	武蔵野市全域の子ども育成活動全般を横断的、効率的、包括的に支える機関として、安心して子どもを産み育てることができる環境づくり、育児等における子育ての支援を行い、地域と協働した子育てや子どもの育成活動を促進し、活力ある地域社会の形成に寄与することを目的とした団体。
32,66	(公財)武蔵野市福祉公社	(こうざい)むさしのしふくしこうしゃ	在宅高齢者や障害のある人に対して、よりよい生きがいと健康づくりの情報や福祉サービスの提供を通じて、新しい福祉機能を開発することにより、地域の福祉サービスを補完し、もって福祉全体のレベルアップを図るとともに、市民福祉の増進に寄与することを目的とした団体。権利擁護事業、訪問介護サービス事業、生活支援事業(生活支援ヘルパー派遣事業、認知症高齢者見守り事業)などを実施している。

頁	用語	ふりがな	説明
44,66	(公財)武蔵野生涯学習振興事業団	(こうざい)むさしのしょうがいがくしゅうしんこうじぎょうだん	平成元(1989)年11月に武蔵野市が全額出資をして設立した財政援助出資団体で「財団法人武蔵野スポーツ振興事業団」として発足した。武蔵野市内の体育施設の管理・運営や各種スポーツ振興事業を指定管理をしてきた。平成22(2010)年4月には、「公益財団法人生涯学習振興事業団」へと変更し、新たに「ひと まち 情報 創造館 武蔵野プレイス」の管理・運営を指定管理し、平成30(2018)年4月からは、吉祥寺図書館も指定管理を行っている。
44,66	(公財)武蔵野文化事業団	(こうざい)むさしのぶんかじぎょうだん	昭和59(1984)年11月に武蔵野市が全額出資をして設立した財政援助出資団体。武蔵野市内の8つの文化施設の指定管理者。「市民に優れた芸術文化を提供し、市民みずから行う芸術文化の創造活動を援助し、市民の文化、福祉の向上を図り、地域社会の発展と豊かな市民生活の形成に寄与すること」を目的として、各種芸術文化事業を行っている。
29	高次脳機能障害	こうじのうきのうしょうがい	交通事故や脳血管性疾患などにより、脳に生じた後遺症のこと。記憶障害や注意障害といった認知障害や、社会的な行動障害などをきたす。
25	(公社)武蔵野市シルバー人材センター	(こうしゃ)むさしのしるばーじんざいせんたー	定年退職後などにおいて臨時的、短期的な就業を通じて、労働能力を活用し、自らの生きがいの充実や社会参加を希望する高齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図ることを目的とした団体。
9	合流式下水道	ごうりゅうしきげすいどう	雨水と汚水を同一の管で集水し、処理する方法。他に汚水と雨水を別々の管で処理する分流式がある。合流式は、設置コストが割安である反面、雨天時には大量の雨水が流れ込み、未処理の下水がそのまま河川へ放流されてしまう問題がある。本市の下水道は、9割が合流式下水道で整備されている。
29	高齢者安心コール事業	こうれいしゃあんしんこーるじぎょう	市内でひとり暮らしをしている高齢者に定期的に電話で生活状況の確認をすることにより、地域で安全・安心に暮らしていくことを支援する事業。平成26(2014)年度事業開始。
29	高齢者等緊急訪問介護事業(レスキューヘルパー事業)	こうれいしゃとうきんきゅうほうもんかいごじぎょう(れすきゅーへるばーじぎょう)	ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の方が急病などで一時的に支援が必要な場合にヘルパーを派遣し、身体介護(通院介助、入浴介助等)、生活援助(掃除、洗濯、買い物等)のサービスを提供する事業。平成30(2018)年度事業開始。
40	国際交流協会	こくさいこうりゅうきょうかい	(公財)武蔵野市国際交流協会を参照のこと。
26	心のバリアフリー	こころのばりあふりー	障害者や子育て中の人、外国人など様々な人々の立場や抱える問題を理解せず、適切な行動を行わないことによる社会生活上の障壁(バリア)を解消するため、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。
27	五師会	ごしかい	(一社)武蔵野市医師会、(公社)東京都武蔵野市歯科医師会、(一社)武蔵野市薬剤師会、(公財)東京都柔道整復師会(武蔵野支部武蔵野地区)、武蔵野市助産師会のこと。
35	子育て応援サイト「むさしのすくすくナビ」	こそだておうえんさいと「むさしのすくすくナビ」	市の子育て情報発信機能の充実を図るため、「市から子育て家庭へ情報を発信する」機能を有する子育て応援サイト「むさしのすくすくナビ」の運用を、平成29(2017)年10月から開始している。市からのお知らせや各種イベント情報などがEメールで届くほか、子どもの生年月日に応じた予防接種のスケジュールが確認できる。子育てに必要な市内施設の検索や市内の保育施設、幼稚園、認定こども園の情報の確認などもできる。
33	子育て支援アドバイザー	こそだてしえんあどばいざー	市内の様々な団体・施設と子育て家庭とをつなぎ、団体・施設同士をつなげる新たなネットワークを構築するために、研修会・交流会の開催や子育てひろばの運営等について指導・助言を行うアドバイザー。
35	子育て支援情報誌「すくすく」	こそだてしえんじょうほうし「すくすく」	0歳から5歳までの子どもと子育て家庭を対象にした子育て情報総合冊子。子育て施設や遊び場、相談窓口、市の事業・サービス、保育所情報、地域活動団体・子育て支援団体紹介などが掲載されている。
33	子育て支援ネットワーク	こそだてしえんねっとわーく	児童福祉法第25条の2の「要保護児童対策地域協議会」にあたる。本市においては、武蔵野市児童虐待の防止及び子育て家庭への支援に関する条例に基づき設置される。守秘義務の課せられたネットワークの構築で、各機関より多くの情報を集め、援助している家庭の状況や問題点を明確にし、より有効な支援につなげている。

頁	用語	ふりがな	説明
7,36	子育てひろば事業	こそだてひろばじぎょう	未就学の子どもとその親が集い、交流しながら、仲間づくりや情報交換ができる場。子育て相談等も行っており、親子が気軽に集まることのできる場所として多様な主体により運営されている。
35	子育てひろばネットワーク	こそだてひろばねっとわーく	子育て支援者同士が、その立場を超えて手をつなぎ連携することで、武蔵野市で安心して子育てができる環境を整えられるよう、平成28(2016)年2月に「子育てひろばネットワーク」を立ち上げた。市内で子育てひろばを運営している子育て支援団体(グループ)のほか、子育て支援拠点や子育て支援に関わる専門施設、行政機関で構成している。
8	子ども協会	こどもきょうかい	(公財)武蔵野市子ども協会を参照のこと。
35	子ども・子育て応援券	こども・こそだておうえんけん	妊娠届出時に専門職による面接を受けた妊婦に対して、商業施設・店舗等で利用可能な「子ども・子育て応援券(こども商品券)」を配布し、面接率を向上させることで出産・子育てに関する不安軽減や孤立防止を図るとともに、市内商業の活性化及びまちぐるみで子育てを応援する気運の醸成を図ることを目的としている。
32,33,38	子どもと子育て家庭を包括的に支援する体制	こどもとこそだてかていをほうかつてきにしえんするたいせい	国では「子育て世代包括支援センター」という名称で、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を指す。母子保健法の改正により、平成29(2017)年4月から市区町村に設置することが努力義務とされ、閣議決定により令和2(2020)年度末までに全国展開を目指すこととされている。ワンストップ相談窓口において、妊産婦や子育て家庭の個別ニーズを把握した上で、情報提供・相談支援を行い、必要なサービスを円滑に利用できるようにきめ細かく支援を行うほか、地域の関係機関とネットワークを構築し、必要に応じて社会資源の開発を行う。センターは、原則全ての妊産婦(産婦:産後1年以内)、乳幼児(就学前)とその保護者を対象とすることを基本とするが、対象年齢については地域の実情に応じて柔軟に運用することとされており、本市においては18歳までの子どもとその保護者を対象とする。
33	コミセン親子ひろば	こみせんおやこひろば	コミュニティセンター(令和元(2019)年5月現在14館で実施)を会場として就学前の親子が自由に遊び、ちょっとした疑問や悩み、情報交換など、おしゃべりしながら過ごせる自由来所型の子育てひろば(居場所)。コミュニティセンターによって開催日数等が異なるが、市主催のひろばと、子育て支援団体等主催の「collabono(こらぼの)コミセン親子ひろば」の2種類がある。定期的に0123吉祥寺、0123はらっぱ、桜堤児童館のスタッフや市の子育て支援アドバイザーが出向いている。
43	コミュニティ構想	こみゆにていこうそう	武蔵野市第一期長期計画の策定時(昭和46(1971)年)に取りまとめられた、市民の市政参加とコミュニティについての考え方を示す構想。市政の課題を解決するために、行政が、市民の市政参加の仕組みをつくることと、市民参加の過程において、市民自身が地域生活の基礎単位を生み出していくことを目指す。
43	コミュニティ評価委員会	こみゆにていひょうかいいいんかい	広くコミュニティ活動への理解を深め、コミュニティ活動のさらなる発展のためにコミュニティ協議会が行うコミュニティづくりの評価を行う委員会。武蔵野市コミュニティ条例に基づき設置。
8,43	コミュニティ未来塾むさしの	こみゆにていみらいじゅくむさしの	「武蔵野市これからの地域コミュニティ検討委員会」の提言を受け、土台づくりの一環として実施している「学び」の場。地域の課題を捉える力や協議の場を運営する力などを身につけることを目的としている。
8,43,44	これからのコミュニティ	こ れ か ら の こみゆにてい	平成26(2014)年11月に、「武蔵野市これからの地域コミュニティ検討委員会」の提言(～未来を担う「これからのコミュニティ」を目指して～)にまとめられた考え方。提言には、コミュニティの現状と課題、「これからのコミュニティ」のイメージ、行政の役割等についてが示されている。
47	コンテンツ事業者等連絡協議会(仮称)	こんてんつじぎょうしゃとうれんらくきょうぎかい(かしょう)	映画・音楽・アニメーション・漫画などのコンテンツに関わる関係者・事業者等が異なる分野の事業者等とも連携することで、新しいビジネスチャンスやまちの魅力が生まれる可能性がある。どのようなことが可能かを議論する場として、関心と意欲を持つ事業者等で構成する会議組織の仮称。

頁	用語	ふりがな	説明
さ行			
62,64, 65,66	財政援助出資団体	ざいせいえんじょ しゅつしだんたい	武蔵野市において、市が出資等を行い、団体の行う業務が市政と極めて密接な関連を有している団体、または、市が継続的に財政支出を行っている団体のうち特に指導監督等を要する団体のこと。 ■出資団体(10団体) 一般財団法人 武蔵野市開発公社 武蔵野市土地開発公社 公益財団法人 武蔵野市福祉公社 公益財団法人 武蔵野文化事業団 公益財団法人 武蔵野健康づくり事業団 公益財団法人 武蔵野生涯学習振興事業団 公益財団法人 武蔵野市国際交流協会 公益財団法人 武蔵野市子ども協会 一般財団法人 武蔵野市給食・食育振興財団 有限会社 武蔵野交流センター ■援助団体(5団体) 公益社団法人 武蔵野市シルバー人材センター 社会福祉法人 武蔵野市民社会福祉協議会 社会福祉法人 武蔵野 武蔵野市民防災協会 株式会社 エフエムむさしの
12	財政力指数	ざいせいりよくし すう	財政基盤の強さや余裕度を示す指標。指数が高いほど自主財源の割合が高く、財政力が高い団体であり、1を超えている自治体は普通交付税の交付対象外となる。 なお、過去3カ年の全市町村平均は次のとおり。 平成27年・・・0.50 平成28年・・・0.50 平成29年・・・0.51
27	在宅医療・介護連携 推進事業	ざいたくいりょう かいごれんけい すいしんじぎょう	医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供する仕組み。具体的には、関係機関が連携し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するため、都道府県・保健所の支援の下、市区町村が中心となって、地域の医師会等と緊密に連携しながら、地域の関係機関の連携体制の構築を推進している。
41	自主防災組織	じしゅぼうさいそ しき	地震被害等を軽減するため、震災時に地域の防災活動の中核組織として初期消火や救出・救護などの活動に地域で取り組む組織のこと。
42	自主防犯組織	じしゅぼうはんそ しき	地域住民等により自主的に組織された防犯パトロール等を行うボランティア団体。市内では17団体が活動している。
7,9,18, 24,61	自治基本条例	じちきほんじょう れい	一般的には、地域課題への対応やまちづくりなど市政運営全般について誰がどのような役割を担い、どのような方法で決めていくかを明文化した自治体運営の基本ルールと定義される。本市においては、平成28(2016)年11月に学識経験者、市民公募委員、市議会議員、副市長で構成される「自治基本条例(仮称)に関する懇談会」を設置し、条例の骨子案(条例に盛り込むべき内容をまとめたもの)について検討を行ってきた。平成30(2018)年10月に条例の骨子案が市長に報告された。
17	自治体戦略2040	じちたいせんりや くにせんよんじゅう	総務省が平成29(2017)年10月に設置した「自治体戦略2040構想研究会」により平成30(2018)年7月に取りまとめられた最終報告(第二次報告)。2040年ごろの地方自治体の行政課題を整理し対策を提起している。
37	シチズンシップ教育	しちずんしっふ きょういく	子どもたちが、地域社会と積極的にかかわる中で市民の一員としての自覚を身に付けるとともに、より良い社会づくりにかかわるための意識、行動(実践力)を育む教育。
62,63	シティプロモーション	していぷろもー しょん	シティプロモーションには地域再生、観光振興、住民協働など様々な概念が含まれ、自治体によってもその目的や捉え方は異なり、多様である。一般的には、地域住民の愛着度の形成、地域の売り込みや自治体名の知名度の向上など、自らの地域のイメージを高め、経営資源の獲得を目指すための一連の活動のことをいう。

頁	用語	ふりがな	説明
43	自動通話録音機	じどうつうわろくおんき	振り込め詐欺の被害を防止するために、着信時の会話内容を録音する機器で、固定電話に取り付けて使用する。呼び出し音が鳴る前に会話内容を録音する旨の警告メッセージを流れ、詐欺犯は録音を嫌がるため、被害防止に有効とされている。平成28年度に地域包括・在宅介護支援センター、消費生活センター等を経由して65歳以上の市内在住者を対象に自動通話録音機を貸出する事業を開始した。
33,37	児童発達支援センター	じどうはったつしえんせんたー	障害児やその家族からの相談に応じるほか、児童発達支援事業等の事業所や障害児を受け入れている保育所等への専門的な支援の実施、人材育成や地域住民が障害児者に対する理解を深めるための活動を行うなど、当該地域における障害児支援の中核を担う施設。 児童福祉法の児童福祉施設として位置づけられ、武蔵野市障害者計画・第5期障害福祉計画において、みどりのこども館の「地域療育相談室ハビット」について、児童発達支援センター化に向けた検討を行うこととしている。
7,26	シニア支え合いポイント制度	しにあささえあいぽいんとせいど	65歳以上の市民が、シニア支え合いサポーターとして指定のボランティア活動に参加した場合にポイントを付与し、年度ごとの獲得ポイントに応じて、寄付やギフト券等を還元する制度。なお、シニア支え合いサポーターの登録には、説明会兼研修会へ参加することが必要となる。平成28(2016)年10月開始。
20,63	シビックプライド	しばっくぷらいど	まちや地域に対して、住民や来街者などが抱く愛着や誇りのこと。 近時、地域活性化に取り組む人々の基礎的な動機として、その重要性が認識されている。
32,44,66	(社福)武蔵野市民社会福祉協議会	(しゃふく)むさしのしみんしゃかいふくしきょうぎかい	武蔵野市民の一人ひとりが地域社会における主役となり、同じ地域に暮らす人々と協力して地域福祉を充実させることを目的として、昭和37(1962)年に設立され、昭和53(1978)年に社会福祉法人として認可された団体。
42	市民安全パトロール隊	しみんあんぜんぱとろーるたい	市民生活の安全を確保するために設置されたパトロール隊で、市長より委嘱された隊員が市内の防犯活動を行う。登下校の時間帯等に、パトロール隊のジャンパーを着用して見守り等を行う。
41	住警器	じゅうけいき	住宅用火災警報器の略称。火災報知機の一つで、主に一般住宅に設置され、火災の際、煙や熱を感知して音声やブザー音で警報する機器である。
59	住宅確保要配慮者	じゅうたくかくほようはいりょしゃ	低所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭、住宅の確保に特に配慮を要するものとして国土交通省令で定める者(外国人や大規模災害の被災者)、都道府県や市区町村が供給促進計画において定める者(東京都では海外からの引揚者、新婚世帯、原子爆弾被爆者等を定めている)。
52	集団回収	しゅうだんかいしゅう	自治会や子ども会などの地域団体と回収事業者の契約により、資源物を回収する方法で、行政収集を補完する制度。団体には自治体から補助金や回収奨励金が交付されている。本市においては、市域を網羅する自治会組織が無いことから、一部の地区のみで実施されており全市的な取り組みに成り難い特性がある。
41,65	受援計画	じゅえんけいかく	大規模災害発生時に、主に全国の自治体や関係機関等からの物資や人員等の支援を円滑に受け入れ、効率的・効果的に活用することを目指し、事前に手順やルール、体制等を定めておく計画のこと。
44,66	生涯学習振興事業団	しょうがいがくしゅうしんこうじぎょうだん	(公財)武蔵野市生涯学習振興事業団を参照のこと。
29	障害者就労支援センター	しょうががいしゃしゅうろうしえんせんたー	障害者雇用を促進するための施設。障害のある人と事業所等の間に立ち、関係機関等との提携・協力を得て、状況に応じた支援を行う。
25	シルバー人材センター	しるばーじんざいせんたー	(公社)武蔵野市シルバー人材センターを参照のこと。

頁	用語	ふりがな	説明
12,68, 74	人件費	じんけんひ	職員給、特別職給与、議員報酬、各種委員報酬、退職金など、職員等に対する勤労の対価、報酬として支払われる経費。
15,45	人生100年時代	じんせいひゃくねんじだい	長寿化により100歳まで人生が続くのが珍しくなくなる時代のことを、英国のリンダ・グラットン氏が長寿時代の生き方を説いた著書『LIFE SHIFT(ライフ・シフト)』で提言した言葉。 平成29(2017)年に政府により「人生100年時代構想会議」が設置され、同年12月に中間報告が、平成30(2018)年6月には「人づくり革命 基本構想」が取りまとめられた。
51	森林環境譲与税	しんりんかんきょうじょうよぜい	森林整備による温室効果ガスの削減や災害防止を図るための地方財源を安定的に確保する観点で新たに創設された国の譲与税。市町村が行う森林整備のための間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進・普及啓発等や都道府県が行う森林整備のための支援等の費用として、令和元(2019)年度より地方の固有財源として都道府県及び市町村に国から譲与される。 同時に創設される国税の森林環境税(市町村が個人住民税から賦課徴収)が財源となる。
8,38	スクールソーシャルワーカー	すくーそーしゃるわーかー	個々の子どもたちへの直接的な支援をするとともに、日常生活を営むうえで生じる様々な問題について、学校、家庭、関係機関と連携しながら解決に向けて支援を行う社会福祉士や精神保健福祉士などの専門職。
55	ストックマネジメント	すとくまねじめんと	一般的には、既存施設を効率的・効果的に活用するための体系的な手法のこと。 本市の下水道総合計画(2018)においては、持続可能な下水道事業の実施を図るため、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、中長期的な施設の状況を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理することと定義している。
47	スポーツ広場	すぽーつひろば	本市では現在、「緑町スポーツ広場」を生涯学習振興事業団が指定管理し、武蔵野中央公園スポーツ広場を東京都が管理している。フットサル(サッカー)、ドッジボール、ドッジビー、ハンドボール、ゲートボール、グラウンドゴルフなどのスポーツが楽しめる広場で、団体の貸切利用と個人利用ができる。
7	スマートシティ	すまーとしてい	一般的には、都市の抱える諸課題に対して、ICT等の新技術を活用しつつ、マネジメント(計画、整備、管理・運営等)が行われ、全体最適が図られる持続可能な都市または地区のこと。 本市においては、武蔵野市第四期環境基本計画において「環境に係る様々な要素、市民・市民団体・事業者・行政(市)等の多様な情報・経験価値観等をネットワーク化することにより、新たな交流・連携・活動を生み出しながら、本市らしい環境都市を主体的に創りだしていく姿」とし、目指すべき将来像として位置づけている。
48	生産緑地	せいさんりょくち	生産緑地法で定められた要件を満たし、緑地機能及び多目的保留地機能の優れた農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図ることを目的とした都市計画の制度で、30年間の農地転用等の行為制限を受ける一方で、固定資産税等について税制上の優遇措置(農地課税)を受けられる。
21,39	性自認	せいじにん	自身の性別に関する認識であり、必ずしも生物学上の性と一致するとは限らない。自認する性は「男性」「女性」のみではなく、多様である。また、ときに変容することもある。
36	青少年問題協議会 地区委員会	せいしょうねんもんだいきょうぎかいちくいいんかい	青少年問題協議会(略称:青少協)は、地方青少年問題協議会法及び市の条例に基づき市長の附属機関として設置され、青少年施策について調査・審議し、市長や関係行政機関に意見を述べる機関。青少年に関わる関係行政機関、地域団体等で構成している。地区委員会は、その協議会のもとに市立小学校の12の学区ごとに設置されている組織で、むさしのジャンボリー、美化活動、地域パトロール、おまつり、運動会など青少年の健全育成のための様々な活動を行っている。
21,39	性的指向	せいてきしこう	恋愛感情又は性的な関心がどのような性に向かう／向かわないかについての指向のあり方。
29	成年後見制度	せいねんこうけんせいど	認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など、判断能力が不十分で、契約などの法律行為における意思決定が難しい人の保護、支援をするための制度。

頁	用語	ふりがな	説明
29	成年後見制度利用促進基本計画	せいねんこうけんせいどりようそくしんきほんけいかく	成年後見制度利用促進法及び国の成年後見制度利用促進基本計画のスタートに伴い、本市でも判断能力が不十分な人の権利擁護と成年後見の利用促進に向け、被後見人とその家族の安心に繋げることを目的に定める基本的な計画。令和元(2019)年度に策定。
48,51	生物多様性	せいぶつたようせい	すべての生物の間にある、豊かな個性とそのつながりのこと。生物多様性条約では「生態系の多様性」「種の多様性」「遺伝子の多様性」の3つのレベルでの多様性があるとしている。
37	セカンドスクール	せかんどすくーる	市立小学校5年生と中学校1年生が、普通の学校生活(ファーストスクール)では得難い自然体験や生活体験を補完するという意味で、子どもたちが都会を離れて自然豊かな農村漁村に滞在して行う長期宿泊体験活動としての「セカンドスクール」を教育課程に位置付けて実施している。セカンドスクールでの学習効果をさらに高めることを目的として、小学校4年生を対象とした「プレセカンドスクール」も実施。
30	赤十字奉仕団	せきじゅうじほうしだん	赤十字の人道博愛の精神のもとに、赤十字の使命とする人道的な諸活動を実践しようとする市民が集まり、都内で3番目の地域奉仕団として昭和24(1949)年に結成された。利益を求めない奉仕的救護組織で、奉仕しようとする意思があれば誰でも参加することができる。
33	0123施設	ぜろいちにさんしせつ	0歳から3歳児までの乳幼児とその保護者を対象に、親子でいつでも自由に来館し、楽しく遊び、子育てについて学びあう施設。自由な遊びを通して子どもの発達を促進するほか、親同士の交流・学習を目的とした講座や催し、子育てについての相談・情報提供などの子育て支援を行っている。「0123 吉祥寺」と「0123 はらっぱ」の2施設がある。(公財)武蔵野市子ども協会によって管理運営されている。
35	潜在保育士	せんざいほいくし	保育士資格を持ちながらも就業していない人。なお、保育士としての勤務経験がある人、ない人どちらも該当。
40	SOGI	そじ(そぎ)	どのような性を好きになる／ならないかという「Sexual Orientation(性的指向)」と、自身の性をどのように考えるかという「Gender Identity(性自認)」の略称。性的マイノリティだけでなく、あらゆる人の性を構成する要素や特徴を表す概念。
た行			
58	対応の方針	たいおうのほうしん	国土交通省、東京都作成「東京外かく環状道路(関越道～東名高速) 対応の方針」のこと。東京外かく環状道路について国と都が地域から広く意見を聞き、地域ごとに整理した課題に対し、いつ、誰が、どのように対応するかという方針を取りまとめたもの。
21,42	体感治安	たいかんちあん	警察発表等による犯罪統計に表されたものではなく、人々が日常生活の中で感覚的・主観的に感じている治安の状況のこと。統計上の数字(犯罪認知件数や検挙率など)で表される治安である「指数治安」とは異なる。
66	ダイバーシティ	だいばーしーてい	直訳では「多様性」と訳される。人種、性別、年齢、障害の有無等の多様さを認め合い、それを組織や社会の発展・活性化に活かす取り組み・考え方のこと。
58	第四次事業化計画	だいよじじぎょうかけいかく	都市計画道路を計画的、効率的に整備するために東京都と特別区及び26市2町が連携・協働で検討を進め、平成28(2016)年度から令和7(2025)年度までの10年間で優先的に整備すべき路線を定めた計画。
49	脱炭素社会	だつたんそしゃかい	地球温暖化の原因となる二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を防ぎ、太陽光やバイオマスなどの再生可能エネルギーの利用などが普及した、石油や石炭などの化石燃料から脱却した社会。
12	担税力	たんぜいりょく	課税対象となる個人や法人などが、実際に税負担を受け持つことができる能力のこと。なお、個人に課税される市町村民税は、定額課税である均等割と前年の所得の6%(全国共通の標準税率)を課す所得割で構成される。本市においては、税率は他自治体と変わらないものの、納税義務者一人あたりの平均総所得金額が高いため、全国的にも担税力が高い状況にある。
29	地域活動支援センター	ちいきかつどうしえんせんたー	障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の一つ。社会交流の促進、創意的活動、生産活動の機会の提供、相談支援などを通して、社会的孤立を防いでいくことを目的としている。

頁	用語	ふりがな	説明
23,26,31	地域共生社会	ちいききょうせい しゃかい	国では「制度・分野や、支え手・受け手といった関係を超えて、地域住民や多様な主体がつつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会」である地域共生社会を目標に掲げている。この地域共生社会は本市が進めてきた地域リハビリテーションの理念との共通点がみられるため、本市においては「武蔵野市ならではの地域共生社会」として、すべての市民が、その年齢、状態、国籍にかかわらず、住み慣れた地域で、本人の意思に基づいて安心して生活が続けられるよう、保健・医療・福祉・教育など地域生活に関わるあらゆる組織及び人が連携した継続的かつ体系的な支援を行っていく。このことによって、高齢者、障害者をはじめ、すべての人が包摂され、一人ひとりの多様性が認められる、支え合いのまちづくりを推進する。
8,38	地域コーディネーター	ちいきこーでい ねーたー	学校と地域とが一体となった教育を推進するため、学校と地域を結ぶ窓口役として、全市立小中学校(小学校12校・中学校6校)に各校1名(全18名)ずつ配置した人材。学校からの「地域の力を借りて授業を行いたい」といった依頼に対し、支援する地域人材(ボランティア)のコーディネートや連絡調整などを、PTAや開かれた学校づくり協議会、青少年問題協議会などと協力しながら行う。
8,34	地域子ども館あそべえ	ちいきこどもかん あそべえ	保護者を含めた地域社会全体で子どもを育てるという考え方に基づき、小学生の放課後を充実させるための施策の1つとして、学校の教室、校庭、図書室を利用した開放事業を行っている。早朝、放課後、土曜日、学校長期休業中の開放によって、小学生の安全な居場所を提供し、異年齢児童の交流を図っている。
30	地域社協(福祉の会)	ちいきしゃきょう (ふくしのかい)	地域の人々のネットワークを広げ、安心して暮らせる地域づくりを行うとともに、いざというときの助け合い、支え合いの体制づくりをめざして設置された組織。市内13地域で結成されている。
38	地域スポーツクラブ	ちいきすぽーつ くらぶ	地域の施設を活動拠点として、地域住民自らが主体となって運営するスポーツクラブ。クラブの運営方針により幅広い世代の参加及び文化活動を含む多様なプログラムの実施が可能である。
7,8,43	地域フォーラム	ちいきふおーら む	これからの地域コミュニティ検討委員会で提言された内容の一つ。「これからのコミュニティ」を構成するコミュニティ協議会や多様な活動団体、個人々々、さらには行政も参加し、地域で解決すべき課題について共有し、問題解決の端緒を築いていく場であり、「これからのコミュニティ」が全体として活動していけることを目指す。
25,26,27	地域包括ケアシステム	ちいきほうかつ けあしすてむ	高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援を目的に、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるようにするための地域の包括的な支援・サービス提供体制のこと。団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年に向けて各地域で取り組みが進められている。本市では、こうした包括的な支援・サービス提供体制の構築にあたり、地域の様々な主体が関わるという特徴を踏まえ、「武蔵野市における2025年へ向けたまちぐるみの支え合いの仕組みづくり」と言い換えている。
7,31	地域包括ケア人材育成センター	ちいきほうかつ けあじんざいいく せいせんたー	人材の発掘・養成、質の向上、相談受付や情報提供までを一体的に行い、専門職や地域の担い手も含めた福祉人材の育成と確保の総合的な支援などを実施する。運営は(公財)武蔵野市福祉公社に委託し、平成30(2018)年12月に開設した。
27	地域包括ケア病棟	ちいきほうかつ けあびょうどう	病状が安定した患者が在宅復帰に向け積極的なリハビリなどを行い、原則60日以内に自宅での生活に戻る、在宅復帰支援のための病床。
38	チャレンジルーム	ちゃれんじるー む	本市では、不登校児童・生徒への支援を行う適応指導教室を「チャレンジルーム」として教育支援センターに併設している。学校復帰とともに卒業後の社会生活への適応を意識して、学習や集団活動など、児童・生徒の指導・支援を行っている。
52	DBO方式	でいびーおー ほうしき	施設の設計(Design)、施工(Build)と施設完成後の運転管理(Operate)を一体的に発注する事業方式。資金調達、施設所有は公共とするが、施設整備と運転管理を民間事業者に一括発注することで、市の適正な監督のもと、コストを抑え、民間のノウハウを活かすことができると言われている。本市での導入は、新武蔵野クリーンセンターが初となる。
26	テンミリオンハウス	てんみりおんは うす	地域の実情に応じた市民等の「共助」の取り組みに対し、武蔵野市が年間1,000万(ten-million)円を上限とした運営費補助などの活動支援を行う。現在、市内に8か所開設されている。
55	道路協力団体制度	どうろきょうりょく だんたいせいど	道路空間を利活用する民間団体を道路協力団体として指定し、道路協力団体と道路管理者が連携して道路の管理の一層の充実を図る目的で、平成28(2016)年度の道路法改正により創設した制度。

頁	用語	ふりがな	説明
23,42, 43	特殊詐欺	とくしゅさぎ	不特定の方に対して、対面することなく、電話、FAX、電子メール等を使って行う詐欺のことであり、他の犯罪認知件数に比べて認知件数は高止まりし、深刻な状況である。オレオレ詐欺、還付金詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺等の「振り込め詐欺」と金融商品等取引、ギャンブル必勝状況提供、異性との交際あっせん等の「振り込め類似詐欺」に分けられる。
41	特定緊急輸送道路沿道建築物	とくていきんきゅうゆそうどうろえんどうけんちくぶつ	震災時の救急救命・消火活動、物資の輸送などを円滑に行うための道路として、東京都が指定した道路で、特に沿道の建築物の耐震化を図る必要があると認められる道路 特定緊急輸送道路沿いの建築物で、次のいずれにも該当する建築物のことをいう。 ア 敷地が特定緊急輸送道路に接する建築物 イ 昭和56(1981)年5月以前に新築された建築物(旧耐震基準) ウ 道路幅員のおおむね2分の1以上の高さの建築物
48	特定生産緑地	とくていせいさんりよくち	特定生産緑地制度は、所有者等が自らの意思により、現在の生産緑地の指定告示から30年を迎える前に買取申出の開始時期を10年延長する制度。延長しない場合は税制上の優遇措置がなくなり、固定資産税等が段階的に宅地並み課税となる。
58	都市計画道路	としけいかくどうろ	都市計画法において定められる都市施設の一つで、自動車専用道路、幹線街路、区画街路、特殊街路の4種類がある。
4,53,54	都市計画マスタープラン	としけいかくますたーぷらん	都市計画法に基づく、市町村の都市計画に関する基本的な方針。本市においては、都市計画とまちづくりを進めていくために、市と市民が共有するビジョンを示す計画としており、およそ20年後の姿を描きながら概ね10年ごとに改定を行っている。
58	都市高速道路外郭環状線	としこうそくどうろがいとかんじょうせん	都市高速外郭環状道路(東京外かく環状道路)は、都心から15km圏を環状方向に結ぶ延長85kmの道路のこと。世田谷区宇奈根～練馬区大泉町間の約16kmについては、構造形式を嵩上(高架)式から地下式へ都市計画変更している。(平成19(2007)年4月6日告示)
48	都市農地賃借円滑化法	としのうちたいしゃくえんかつかほう	都市農地の有効な活用を図り、もって都市農業の健全な発展に寄与するとともに、都市農業の有する機能の発揮を通じて都市住民の生活の向上に資することを目的として平成30(2018)年9月1日に施行された法律。相続税納税猶予を受けたままで農地を貸すことができる等のメリットがある。正式名:都市農地の賃借の円滑化に関する法律。
な行			
65	内部統制制度	ないぶとうせいせいど	地方公共団体における事務が適切に実施され、住民の福祉の増進を図ることを基本とする組織目的が達成されるよう、事務を執行する主体である長自らが、行政サービスの提供等の事務上のリスクを評価及びコントロールし、事務の適正な執行を確保すること。
39	中島飛行機武蔵製作所	なかじまひこうきむさしせいさくしょ	中島飛行機株式会社は、第二次世界大戦中まで、ゼロ戦をはじめ、陸海軍の航空機用エンジンを生産していた、国内屈指の航空機メーカー。武蔵野市内には、現在の緑町2丁目・3丁目(一部)と八幡町2丁目・4丁目の一帯に、「武蔵製作所」の東工場(陸軍)、西工場(海軍)、附属病院などがあり、昭和19年に東京で初めて空襲を受け、合計9回の空爆により壊滅状態となった。戦後、中島飛行機武蔵製作所は閉鎖され、跡地は、電気通信省(現NTT武蔵野研究開発センタ)、東京スタジアムグリーンパーク球場(閉鎖後、主に公団住宅)となり、姿を変えていった。
65	ナレッジマネジメント	なれつじまねじめんと	個人が有する知識、情報を組織やグループ全体で共有して、有効に活用するとともに、自身の知識を補ったり、相乗的に効果を挙げようとする仕組みのこと。
29	なんでも電話相談事業	なんでもでんわそうだんじぎょう	高齢者本人や家族、地域等からの電話相談に24時間365日対応することで、地域で安全・安心に暮らしていくことを支援する事業。平成26(2014)年度事業開始。
45	日本武蔵野センター	にほんむさしのせんたー	友好都市であるルーマニア・ブラショフ市と武蔵野市の交流拠点としてブラショフ市内に設置された。両市の友好親善、国際交流・日本文化の発信を幅広く推進している。平成10(1998)年創立。
27	脳卒中地域連携パス	のうそっちゅうちいきれんけいばす	脳卒中を発症した患者が急性期から回復期、維持期に至るまで切れ目のない医療・介護サービスを受けることができる仕組み。「診療計画」を作成し、治療を受ける全ての医療機関等で共有して用いる。

頁	用語	ふりがな	説明
は行			
40	パートナーシップ制度	ぱーとなーしっ ぷせいど	同性婚、事実婚等の法律上の婚姻制度を使えない関係について、自治体が認証・登録・宣誓の受付等をする事により、その関係を公的に認める制度
60	ハーモニカ横丁	はーもにかよこ ちょう	吉祥寺駅北口すぐにある。名前の由来は、狭い間口の商店が並ぶ様子がハーモニカの吹き口に似ていることから名付けられたといわれている。横丁に並ぶ約100軒の店は小さな店が多い。昼間は買物客で魚屋、花屋、和菓子屋などの物販店がにぎわい、夜は飲食店、居酒屋などが盛況する。 昭和20年(1945年)に駅前マーケットが出現したのが始まりで、いわゆる戦後の「闇市」と言われたものがハーモニカ横丁のルーツとされる。
28	8050問題	はちまるごーま るもんだい	引きこもりの子をもつ家庭が高齢化し、50代の中高齢の子を80代の後期高齢者である親が面倒を見るケースが増えている、という社会問題のこと。
36	ハバロフスク市青少年交流事業	はばろふすくし せいしょうねんこ うりゅうじぎょう	ロシア連邦ハバロフスク市との青少年相互派遣協定に基づき、青少年の自然体験や野外活動、国際交流を目的として、平成4(1992)年以降、隔年ごとに青少年の派遣・受入を実施している。
42	パンデミック	ぱんでみっく	非常に多くの感染者や患者が地理的に広い範囲で発生する感染症の流行のことで、新型インフルエンザの場合、その遺伝子の変異などによりヒトの体内で増殖しヒトからヒトへの感染力が強くなることで起こる。膨大な数の患者の発生により、社会インフラ(警察・消防・交通・水道等ライフラインなど)の混乱、社会機能・行政機能の破綻、莫大な経済的損失などが起こる可能性がある。
28	引きこもりサポート事業	ひきこもりさぽー とじぎょう	引きこもりの当事者とその家族等の社会性回復のための支援事業(相談支援、ワークショップ、教育・啓発活動、社会資源活用によるネットワークづくり等)
65	BCP	びーしーぴー	「Business Continuity Plan(事業継続計画)」の略。災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画。
8	避難所運営組織	ひなんじょうんえ いそしき	災害時に市の職員等と連携し、避難所の開設・運営を行う地域住民による団体。
40	ヒューマンあい	ひゅーまんあい	市民から公募し採択された、武蔵野市立男女平等推進センターの愛称。「ヒューマン」には性別にとらわれない多様性の視点が、「あい」には、愛・会い・眼(まなこ)の意味が込められている。「ヒューマン」と「あい」を重ねた「ヒューマンあい」が、地域の人権をまもり、男女平等を推進して、人々との出会いの拠点施設になるよう命名された。 男女共同参画社会のまちづくり実現を目指す武蔵野市の推進拠点施設として、平成10(1998)年にむさしのヒューマン・ネットワークセンターとして開設した。平成28(2016)年10月に武蔵野市立男女共同参画推進センターと改称し、市民会館へ移転した。その後、平成29(2017)年4月に武蔵野市立男女平等推進センターと改称した。現在、武蔵野市における男女平等社会の実現を目指す拠点施設として、男女平等に関する施策を総合的に推進している。
38	開かれた学校づくり協議会	ひらかれたがっ こうづくりきょうぎ かい	学習指導や学校行事、教育活動、児童・生徒への指導、学校と家庭・地域の連携など学校運営に関して、広く意見を求め、地域社会に開かれた特色ある学校づくりを進めるため、全市立小中学校に設置された協議会。委員は地域、保護者、関係団体等の代表から成り、年4回程度、校長の招集により開催。
36	ファミリー・サポート・センター事業	ふぁみりー・さ ぽーと・せんたー じぎょう	平成30(2018)年1月より開始した、市内在住の育児の援助を受けたい人(ファミリー会員)と育児の援助をしてくださる方(サポート会員)とが登録(両方に登録可)し、地域で助け合いながら子育てをする会員制の相互援助活動。仕事と育児を両立し、地域で安心して子育てができる環境づくりを目的としている。
32,66	福祉公社	ふくしこうしゃ	(公財)武蔵野市福祉公社を参照のこと。
30	福祉の会	ふくしのかい	地域社協(福祉の会)を参照のこと。
30	福祉避難所	ふくしひなんじょ	高齢者や障害者などで、一般の避難所などでの生活が困難で、特別の配慮やケアを必要とする災害時要援護者を対象とした避難所をいう。高齢者施設、障がい者施設、保育園などを対象としている。

頁	用語	ふりがな	説明
12,68, 71,74, 76	扶助費	ふじょひ	児童福祉費、生活保護費など、社会保障制度の一環として地方公共団体が各種法令に基づいて実施する給付や、地方公共団体が単独で行っている各種扶助に係る経費。全国的な障害福祉サービスに係る経費の伸びや、都市部における保育所運営費の増加などにより、近年大きく増額している。
51	二俣尾・武蔵野市民の森事業	ふたまたお・むさしのしみんのもりじぎょう	森林の恩恵を受けている都市部の責任として、水源林でもある森林を荒廃から守り、健全に育成するとともに、市民が自然とふれあい、地域の相互交流が図れるよう、武蔵野市、(公財)東京都農林水産振興財団、山林所有者とで協定をむすび、青梅市二俣尾において啓発活動と森林整備に取り組んでいる。
42	ブルーキャップ	ぶるーきやつぷ	武蔵野市つきまとい勧誘行為の防止及び路上宣伝等の適正化に関する条例にもとづき、つきまとい勧誘行為の防止を指導するパトロール隊。吉祥寺駅周辺で、客引きやスカウト等による勧誘を拒絶するにもかかわらず、執ようにつきまとい勧誘をする者やそれを委託する者に対して、指導や警告等を行う。
17	フルセット主義	ふるせつとしゅぎ	文化、教育、福祉、医療など、地方自治体における様々な行政サービスについて、一つの自治体で全てを揃えて提供していこうとする考え方。平成30(2018)年に総務省の「自治体戦略2040構想研究会」が取りまとめた報告書では、市町村と都道府県の連携や複数の市町村の連携により、フルセット主義から脱却していく必要性が述べられている。
36	プレーパーク事業	ぷれーぱーくじぎょう	自分の責任で自由に遊ぶことを基本に、身近な素材を使っているいろいろなことができる遊び場。平成20(2008)年7月より、境冒險遊び場公園で実施され、現在では大野田公園、松籟公園でも実施している。NPO法人「プレーパークむさしの」が運営し、子どもたちが自由な発想で、自由に遊べる場として活動している。
25	フレイル	ふれいる	厚生労働白書によると、学術的な定義は定まっていないが、加齢とともに、心身の活力(運動機能や認知機能等)が低下し、複数の慢性疾患の併存などの影響もあり、生活機能障害が起きたり、要介護状態となったり、疾病等の重症化を招いたりするなど、心身の脆弱化が出現するが、一方で、適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能な状態のことを指す。
42	防犯協会	ぼうはんきょうかい	地域の防犯意識の啓発・防犯活動の促進を目的とした団体。特殊詐欺撲滅キャンペーン、全国地域安全運動などの啓発や、歳末警戒などのパトロールを実施している。犯罪のない明るい社会を実現するため、自警心の高揚を以て防犯思想の普及を図り防犯活動を積極的に展開し、警察の治安確保に自治的協力をするを目的とする団体。身近な犯罪を未然に防ぐため、関係機関や団体・地域ボランティアと連携して、秋の全国地域安全運動や歳末警戒、各種防犯キャンペーンを実施している。
25	保険者機能強化推進交付金(インセンティブ交付金)制度	ほけんじゃきのうきょうかすいしんこうふきん(いんせんていぶこうふきん)せいど	介護保険の保険者機能の強化に向けて、高齢者の自立支援・重度化防止等に関する市町村の取り組みや、こうした市町村の取り組みを支援する都道府県の取り組みを推進するため、国において、市町村及び都道府県の様々な取り組みの達成状況に関する指標を設定した上で、交付金を交付するもの。平成30(2018)年度から導入された。
30	保護司	ほごし	法務大臣から委嘱され、犯罪や非行をした人が、刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたときにスムーズに社会生活を営めるように、各種調整や相談等を行う民間のボランティア。
9,60	補助幹線道路	ほじょかんせんどうろ	一般的には、幹線道路と区画道路とを連絡し、これらの道路の交通を集散させる機能をもつ道路で、住宅地では近隣住区内に目的をもつ人々が、日常生活に利用する道路のうち、幹線的な道路をいう。この計画案では、三鷹駅北口地区補助幹線道路(三鷹駅北口に位置する三鷹通りと中町新道間をつなぐ道路)のことを指している。駅周辺地域の土地利用の促進及び駅前広場内への通過交通の流入抑制を目的として、平成7(1995)年に道路区域決定・変更が行われた。
42	ホワイトイーグル	ほわいといーぐる	市民生活の安全を確保するために設置された安全パトロール隊で、市内において、青色回転灯を装備した車両により、市内のパトロール活動を行う。小中学校、子ども施設などを対象とした立ち寄り警戒や公園、福祉関係施設等を対象とした周辺警戒を実施する。平成14(2002)年度開始。

頁	用語	ふりがな	説明
ま行			
9,54	まちづくり条例	まちづくりじょうれい	本市のまちづくりにあたっての基本的な考え方、都市計画等の決定等における市民参加の手段、開発事業等に関わる手段及び基準等を定めた条例。市民等、開発事業者及び市が協力し、かつ計画的にまちづくりを行い、快適で豊かな都市環境を形成することを目的としている。
49,50	水循環	みずじゅんかん	水が、蒸発、降下、流下または浸透により、海域等に至る過程で、地表水または地下水として河川の流域を中心に循環すること。
9,47,60	三鷹駅北口街づくりビジョン	みたかえきたびぐちまちづくりびじょん	補助幹線道路の整備により、三鷹駅北口の交通環境が大きな変化を迎える概ね10年後の街の方向性と目指すべき街の姿を描き、その実現に向けた取り組みを示している。平成29(2017)年5月策定。
51	緑と水のネットワーク	みどりのみずのねっとわーく	本市が「緑の基本計画」に基づき推進している取り組み。緑と水辺を点・線・面でつなげていくことで、生物の生息と移動を可能とするネットワークやレクリエーションネットワーク、災害時の避難路、良好な都市景観要素など、緑と水辺の機能の向上を目指している。
33	みどりのこども館	みどりのこどもかん	心身の発達に気がかりなところがあるお子さんとその保護者への相談・支援をする「地域療育相談室ハビット」、通園施設「こども発達支援室ウィズ」が連携をとりながら、乳幼児期を中心に一貫した発達支援を行っている施設。また、地域開放型施設として、おもちゃを通して親子でのびのび遊ぶ場「おもちゃのぐるりん」を併設している。
29	見守り・孤立防止ネットワーク	みまもり・こりつぼうしねっとわーく	地域住民の異変の早期発見・早期対応のため、住宅供給系事業者や宅配事業者、コンビニエンスストア等サービス事業者、警察・消防等の関係機関等と連携し、情報・意見交換等を行うとともに、通常業務の中での見守り・孤立防止を図っている。
30	民生児童委員	みんせいじどういいん	厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねている。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。
10,57	ムーバス	むーばす	市内に存在するバス交通の空白・不便地域を解消することと、高齢者などが気軽に安全に街に出ることを目的として運行されている「コミュニティバス」の愛称。運賃を100円の均一料金にし、高齢者の歩行距離を考慮した200m平均の短いバス停間隔、住宅街の狭い道路に対応した小型バスなど、利用しやすさ、使いやすさに配慮している。平成7(1995)年に運行開始。
27	武蔵野市介護情報提供書	むさしのしかいごじょうほうていきょうしょ	ケアマネジャーが、主治医に対する情報提供と、その後の連携を取りやすくすることを目的に、武蔵野市が独自の書式として作成したもの。
40	武蔵野市国際交流協会	むさしのしこくさいこうりゅうきょうかい	(公財)武蔵野市国際交流協会の項目を参照。
44,65	武蔵野生涯学習振興事業団	むさしのしょうがいがくしゅうしんこうじぎょうだん	(公財)武蔵野生涯学習振興事業団の項目を参照。
44,65	武蔵野文化事業団	むさしのぶんかじぎょうだん	(公財)武蔵野文化事業団の項目を参照。
36	むさしのジャンボリー事業	むさしのじゃんぼりーじぎょう	市内在住の小学校4～6年生を対象に、青少年問題協議会(青少協)地区委員会と市が共催して長野県川上村の市立自然の村で実施する2泊3日の野外体験事業。自然の中で様々な体験をすることにより、自立心、創造性、豊かな心を育むことを目的としている。
47	むさしの産業サポートネット(仮称)	むさしのさんぎょうさぽーとねっと(かしょう)	行政、武蔵野商工会議所、(一財)武蔵野市開発公社、金融機関3社、創業支援事業者で構成された、市と事業者とが連携して、創業支援事業を行っている「むさしの創業サポートネット」を再編し、創業だけでなく事業承継も対象とした支援を行うネットワーク協議体の仮称。

頁	用語	ふりがな	説明
27	武蔵野市地域医療構想(ビジョン)2017	むさしのしちいき いりょうこうそう (びじょん)にせん じゅうなな	高齢化の進展による在宅医療のニーズや子育て世代の医療ニーズが高まっていく中、地域医療の課題と取り組むべき事項を整理したもので、市町村レベルでは全国でも数少ない取り組み。地域医療の充実に向け「市民の生命と健康を守る病院機能の充実」、「市民の在宅療養生活を支える仕組みづくり」、「地域包括ケアと在宅医療の推進のための人材確保及び育成」についての基本的な考え方と課題解決を図るための今後の方向性を示している。
46	武蔵野地域五大学	むさしのちいきご だいがく	平成5(1993)年2月、武蔵野地域五大学(亜細亜大学、成蹊大学、東京女子大学、日本獣医生命科学大学、武蔵野大学)の学長と市長とで構成された「武蔵野地域学長懇談会」を開催し、各大学の資産を活用した市民向けの生涯学習に関する事業を開催している。「武蔵野地域五大学共同講演会」、「武蔵野地域五大学共同教養講座」、「武蔵野市寄付講座」を実施している。
46	武蔵野地域自由大学	むさしのちいきじ ゆうだいがく	平成15(2003)年4月に国内では初めて、市と地域の大学が連携して市民に高度で継続的、体系的な生涯学習の場を提供している。武蔵野市と武蔵野地域五大学(亜細亜大学、成蹊大学、東京女子大学、日本獣医生命科学大学、武蔵野大学)が連携している。学生数は約1,600名に達し、20代から100歳以上の方が学んでいる。
7,47	武蔵野市ふるさと応援寄附	むさしのしふるさ とおうえんきふ	「市の魅力発信」、「地域産業振興」、「市政の充実と未来への財源確保」を基本コンセプトとした武蔵野市版のふるさと納税制度の名称。令和元(2019)年10月から寄附受付開始予定。
37	武蔵野市民科	むさしのしみん か	本市で進めてきた「市民性を高める教育」をさらに充実・発展させるために、「自立」「協働」「社会参画」の視点から、総合的な学習の時間、「特別の教科 道徳」、特別活動、各教科等の内容を教科横断的に組み合わせた単元を編成し、「武蔵野市民科」として実施する。小学校5年生～中学校3年生が対象。平成29(2017)年度より検討を始め、モデルカリキュラムを作成した。今後、各学校で単元指導計画を作成した後、令和3(2021)年度以降実施する予定。
7,39	武蔵野ふるさと歴史館	むさしのふるさと れきしかん	文化財の保護普及を行い、旧石器・縄文時代の石器・土器から、近世、近現代に至る様々な歴史資料を収集、収蔵、研究、公開し、武蔵野の歴史と文化を学ぶことができる博物館と、歴史公文書等の選別、収蔵、公開を行う公文書館の役割を併せ持った施設。博学連携事業に取り組み、市内の小中学校との教育連携を行っている。平成26(2014)年12月開館。
27	もの忘れ相談シート	ものわすれそう だんしーと	認知症相談に対して、在宅相談機関・もの忘れ相談医・専門病院をつなぐためのシート。このシートを活用することによって適切な医療とケア体制が構築され、できるだけ長く安定した在宅生活が継続できるようになることを目的としている。
や行			
41	要配慮者トリアージ	ようはいりょしゃ とりあーじ	避難所での対応が難しい配慮が必要な方を思いやりルーム、福祉避難所や医療機関等への振り分けを行うこと。
ら行			
52	ライフサイクルアセスメント	らいふさいくるあ せすめんと	商品やサービスの原料調達から、廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクル全体を通しての環境負荷を定量的に算定する手法。
33	利用者支援事業	りようしゃしえん じぎょう	子ども・子育て支援新制度における地域子ども・子育て支援事業の一つ。子ども及びその保護者等、または妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じて相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する。

頁	用語	ふりがな	説明
45,46	レガシー	れがしー	レガシー(legacy)とは本来、過去に築かれた、精神的・物理的遺産の意であるが、この計画案においては、オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催により開催都市や開催国が、長期にわたり継承・享受できる、大会の社会的・経済的・文化的恩恵のことを指している。
26	レモンキャブ	れもんきゃぶ	バスやタクシー等の公共交通機関の単独での利用が困難な高齢者や障害者(要介護者や障害者手帳取得者等)の外出を支援するための移送サービス。商店主を中心とした地域のボランティアが福祉型軽自動車(レモンキャブ)を運転し、ドア・ツー・ドアのサービスを提供している。
わ行			
64,65, 66	ワーク・ライフ・マネジメント	わーく・らいふ・まねじめんと	働く人が、仕事以外にも、家庭や地域を大切に、自己啓発への取り組みや、心身の健康のために休暇を楽しむなど、「仕事の充実」と「プライベートの充実」を自らマネジメントしていくこと。

—第六期長期計画策定委員会委員—

◎小林 真理	東京大学大学院人文社会系研究科 教授
○渡邊 大輔	成蹊大学文学部現代社会学科 准教授
大上 由紀子	公募市民委員
岡部 徹	東京大学生産技術研究所 教授
久留 善武	一般社団法人シルバーサービス振興会 事務局長
栗原 毅	公募市民委員
中村 郁博	民間有識者(金融機関)
松田 美佐	中央大学文学部 教授
保井 美樹	法政大学現代福祉学部・人間社会研究科 教授
笹井 肇	副市長
恩田 秀樹	副市長

◎:委員長 ○:副委員長

武蔵野市第六期長期計画
令和 2（2020）年度～11（2029）年度
計画案

第六期長期計画策定委員会
令和元年 6 月

事務局 武蔵野市総合政策部企画調整課

〒180-8777 東京都武蔵野市緑町 2 丁目 2 番 28 号
電話 0422-60-1801